

平成16年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期12月9日（木）～12月22日（水）（14日間）

| 月 日    | 曜日 | 日 程     | 備 考                   |
|--------|----|---------|-----------------------|
| 12月 9日 | 木  | 本会議（開会） | ・ 理事者提案説明             |
| 12月10日 | 金  | 本 会 議   | ・ 一般質問、質疑             |
| 12月11日 | 土  | 休 会     |                       |
| 12月12日 | 日  | 休 会     |                       |
| 12月13日 | 月  | 常任委員会   |                       |
| 12月14日 | 火  | 常任委員会   |                       |
| 12月15日 | 水  | 常任委員会   |                       |
| 12月16日 | 木  | 常任委員会   |                       |
| 12月17日 | 金  | 常任委員会   |                       |
| 12月18日 | 土  | 休 会     |                       |
| 12月19日 | 日  | 休 会     |                       |
| 12月20日 | 月  | 休 会     |                       |
| 12月21日 | 火  | 休 会     |                       |
| 12月22日 | 水  | 本会議（閉会） | ・ 委員長報告<br>・ 質疑、討論、採決 |

平成16年第3回西予市議会定例会会議録（第1号） 平成16年第3回定例会（1日目）H16.12.9

|    |           |                                   |
|----|-----------|-----------------------------------|
| 1. | 招 集 年 月 日 | 平成16年12月9日                        |
| 1. | 招 集 集 場   | 西予市議会会議場                          |
| 1. | 開 会       | 平成16年12月9日                        |
| 1. | 散 会       | 平成16年12月9日                        |
| 1. | 出 席 議 員   | 午前10時17分<br>午後16時12日9日<br>午後3時40分 |

|                                  |                                  |               |   |
|----------------------------------|----------------------------------|---------------|---|
|                                  | 議                                | 席             | 出 |
| 剛清宏幸志文三義男三生廣義昭夫秋吉勇男義俊和子朗三男男盛元重重之 | 明義孝武健一秀修作朝泰忠幸清宇                  | 英昭光芳三二周安武忠隆豐又 |   |
| 中山宮島親川野川井本野井野好山并頭山本本川原地宮田本野竹宮本野都 | 員田松宇松元嶋沖森龜名河藤淺淺三岡酒兵山山梅鍵菊宇岡山平大二坂淺 |               |   |

1. 欠 席 議

な  
1 合議録等

1. 会議録署名議員 井 朝 廣  
12番 藤 野 泰 義  
13番 浅 野 泰 義  
1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

1. 本会議で議決した事件  
1. 議事日程  
1. 会議に付した事件

事務局長 吉井 良孝  
秘書 上 孝千浪  
本職氏名

席した者の孝千浪  
別紙のとおり  
別紙のとおり

## 1. 会議の経過

別紙のとおり

| 議事日程     | 日                                          | 署名議員の指名                         | (12番 藤井朝廣、13番 浅野泰義) |
|----------|--------------------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 1 会議の経過  | 12月9日                                      | (12月9日～12月22日 14日間)             |                     |
| 2 会期の決定  | 1号                                         | 西予市の工事に係る政治倫理条例制定を求める請願書(委員長報告) |                     |
| 3 請願報告   | 第1号                                        | 常任委員会の研修報告について(委員長報告)           |                     |
| 4 議案第84号 | 西予市個人情報保護条例制定について                          |                                 |                     |
| 5 議案第85号 | 西予市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例制定について         |                                 |                     |
| 議案第86号   | 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について            |                                 |                     |
| 議案第87号   | 西予市乙亥の里条例制定について                            |                                 |                     |
| 議案第88号   | 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について   |                                 |                     |
| 議案第89号   | 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について                 |                                 |                     |
| 議案第90号   | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について            |                                 |                     |
| 議案第91号   | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について           |                                 |                     |
| 議案第92号   | 西予市水道事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  |                                 |                     |
| 議案第93号   | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について                       |                                 |                     |
| 議案第94号   | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につい |                                 |                     |

て

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 議案第95号  | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について                  |
| 議案第96号  | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について                  |
| 議案第97号  | 南予地方水道水質検査協議会規約の変更について                             |
| 議案第98号  | 西予市宮土地改良事業の施行について                                  |
| 議案第99号  | 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)                             |
| 議案第100号 | 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)                          |
| 議案第101号 | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                       |
| 議案第102号 | 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)                         |
| 議案第103号 | 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)                         |
| 議案第104号 | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)                       |
| 議案第105号 | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)                     |
| 議案第106号 | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)                      |
| 議案第107号 | 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)                          |
| 議案第108号 | 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)                           |
| 議案第109号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について                 |
| 議案第110号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                |
| 議案第111号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について                 |
| 議案第112号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について                            |
| 議案第113号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について            |
| 議案第114号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について           |
| 議案第115号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増加について            |
| 議案第116号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合規約の変更について                       |
| 議案第117号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少について                 |
| 議案第118号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                |
| 議案第119号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について                 |
| 議案第120号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について                            |
| 議案第121号 | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について            |
| 議案第122号 | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について           |
| 議案第123号 | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について            |
| 議案第124号 | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について                       |
| 報告第1号   | 西予市土地開発公社の経営状況について                                 |
| 報告第2号   | 財団法人宇和町住宅協会の経営状況について                               |
| 報告第3号   | 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について                         |
| 報告第4号   | 株式会社野村町地域振興センターの経営状況について                           |
| 報告第5号   | 財団法人宇和町文化会館の経営状況について                               |
| 報告第6号   | 株式会社エフシーの経営状況について                                  |
| 報告第7号   | 株式会社城川自然ロッジの経営状況について                               |
| 報告第8号   | 株式会社城川開発公社の経営状況について                                |
| 報告第9号   | 有限会社オービスシステムの経営状況について                              |
| 報告第10号  | 株式会社どんぶり館の経営状況について                                 |
| 報告第11号  | あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について                        |
| 報告第12号  | 株式会社グリーンヒルの経営状況について                                |
| 追加について  | 議案第125号 平成16年度西予市公共下水道事業(宇和処理区)旧町地区第12工区管路整備工事請負契約 |
| 追加について  | 議案第126号 平成16年度西予市公共下水道事業(宇和処理区)旧町地区第13工区管路整備工事請負契約 |

## 本日の会議に付した事件

| 1 会議録署名議員の指名 |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| 2 会期の決定      |                                    |
| 3 請願報告       | 1号 西予市の工事に係る政治倫理条例制定を求める請願書(委員長報告) |
| 4 議案報告       | 第1号 常任委員会の研修報告について(委員長報告)          |
| 5 議案第84号     | 西予市個人情報保護条例制定について                  |
| 議案第85号       | 西予市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例制定について |
| 議案第86号       | 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について    |
| 議案第87号       | 西予市乙亥の里条例制定について                    |

平成16年第3回定例会(1日目) H16.12.9

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 議案第88号 | 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について   |
| 議案第89号 | 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について                 |
| 議案第90号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について            |
| 議案第91号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について           |
| 議案第92号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第93号 | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について                       |
| 議案第94号 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につい |

て

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 議案第95号     | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について          |
| 議案第96号     | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について          |
| 議案第97号     | 南予地方水道水質検査協議会規約の変更について                     |
| 議案第98号     | 西予市宮土地改良事業の施行について                          |
| 議案第99号     | 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)                     |
| 議案第100号    | 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)                  |
| 議案第101号    | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)               |
| 議案第102号    | 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)                 |
| 議案第103号    | 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)                 |
| 議案第104号    | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)               |
| 議案第105号    | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)             |
| 議案第106号    | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)              |
| 議案第107号    | 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)                  |
| 議案第108号    | 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)                   |
| 議案第109号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について         |
| 議案第110号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について        |
| 議案第111号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について         |
| 議案第112号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について                    |
| 議案第113号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について    |
| 議案第114号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について   |
| 議案第115号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増加について    |
| 議案第116号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合規約の変更について               |
| 議案第117号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少について         |
| 議案第118号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について        |
| 議案第119号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について         |
| 議案第120号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について                    |
| 議案第121号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について    |
| 議案第122号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について   |
| 議案第123号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について    |
| 議案第124号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について               |
| 報告第1号      | 西予市土地開発公社の経営状況について                         |
| 報告第2号      | 財団法人宇和町住宅協会の経営状況について                       |
| 報告第3号      | 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について                 |
| 報告第4号      | 株式会社社野村町地域振興センターの経営状況について                  |
| 報告第5号      | 財団法人宇和町文化会館の経営状況について                       |
| 報告第6号      | 株式会社エフシーの経営状況について                          |
| 報告第7号      | 株式会社城川自然ロッジの経営状況について                       |
| 報告第8号      | 株式会社城川開発公社の経営状況について                        |
| 報告第9号      | 有限会社オービーシステムの経営状況について                      |
| 報告第10号     | 株式会社どんぶり館の経営状況について                         |
| 報告第11号     | あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について                |
| 報告第12号     | 株式会社グリーンヒルの経営状況について                        |
| 追加 議案第125号 | 平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第12工区管路整備工事請負契約 |
| 追加 議案第126号 | 平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第13工区管路整備工事請負契約 |

について  
追加  
について

開会 午前10時17分

- 議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は31名であります。これより平成16年第3回西予市議会定例会を開会いたします。
- 三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

- 三好市長 改めまして、おはようございます。

- 平成16年第3回西予市議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成16年も残すところ20日余りとなり、公私とも慌ただしい時期となっており、ことしも振り返ってみますと、内外とも激動の年でありました。ここ西予市においても、歴史的変革と変動の年でありました。5町それぞれの歴史を閉じ、4月1日に西予市が誕生いたしました。5月には市長、市議会議員の同時選挙があり、8月には台風10号が襲来して以来、5本の台風が西予市に甚大な被害をもたらすなど、台風の年でもありました。また、一連の合併記念行事の集大成として、11月28日に西予市誕生記念式典を挙げてまいり、締めくくることができました。また、9月1日から2カ月にわたる市政懇談会においては、市民の皆様から多くの意見、提言をいただき、新生西予市に對する思い、願いが伝わってまいり、市政執行の責務を新たに次第でございます。

議員各位には、ここまで西予市の礎を築くため行政とともに車の両輪としてご尽力、ご協力をいただき、心から感謝と敬意をあらわす次第でございます。

本定例会は、条例制定、一般会計補正予算、各特別会計補正予算、あるいは西予市が出資する法人の経営状況の報告などの付議案件及び一般質問を受けることとなります。よろしくご審議をいただくようお願いいたしますとともに、半月にわたる開会でありますので、時節柄お体にご留意されますよう申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

- 議長 次に、前定例会以降における諸般の報告についてはお手元に配付のとおりであります、主なものをご報告い

たします。

9月28日、29日には、三好市長、正・副議長、正・副常任委員長で、国会陳情のため上京いたしました。陳情内容は、西予市の重要施策として国道378号整備促進、高速道路を生かした道路ネットワーク整備、古代ロマンの里整備の3点と、台風による災害復旧対策の速やかな実施につきまして、山本総務副大臣ほか愛媛県選出の各国会議員、国土交通省及び財務省に陳情いたしました。特に、財務省では谷垣財務大臣に直接陳情ができて、熱心に聞いていただき、大いに意を強くしたところであります。

その他、監査委員から提出された例月出納検査結果報告書はお手元にその抜粋を配付しておりますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 今回の会議録署名議員に12番藤井朝廣君、13番浅野泰義君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 会期についてお諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月22日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から12月22日までの14日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 請願第1号「西予市の工事にに関する政治倫理条例制定を求める請願書」を議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会からの報告を申し上げます。

去る6月24日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました請願第1号「西予市の工事にに関する政治倫理条例制定を求める請願書」につきまして、閉会中、継続審査申し出書を提出し、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、11月11日、協議を行い、全体を網羅した政治倫理条例の制定をするため、しばらくの間、調査研究の時間が必要であるとの意見で一致をいたしました。

以上のことから、当委員会といたしましては、西予市全体を網羅した政治倫理条例を作成するため、その間、本請願書は継続審査とする結論に至りました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 ただいまの委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、請願第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

(日程4)

○議長 議会報告第1号「常任委員会の研修報告について」を議題といたします。

さきの第2回定例会の議決に基づきまして実施をいたしました各常任委員会の研修結果について、各常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会から視察研修報告を行います。

10月19日と20日の両日、神奈川県逗子市と茨城県日立市を訪問し、西予市の行財政改革を今後どのように図っていくかを目的として行政視察を行いました。

まず1番目に、神奈川県逗子市のワークシェア、職員半減化構想についてでございますが、神奈川県逗子市の市職員半減化構想は、人件費比率改善のために20年間で半減するというものであります。具体的な方法といたしまして、1、退職者の半数をパートタイムで再任用する。2、新規採用を隔年で5名ずつとする。3、欠員を非常勤で補充、退職者1人に対して週3日の勤務のパートタイムを2人を任用する。この手法によって経費の削減と雇用の拡大につながっている。20年間のトータルでは16億8,000万円の人件費削減を目指しており、今後の展開と課題といたしましては、1、非常勤制度の確立。2、予期せぬ退職、新しいニーズによる採用の増。3、隔年採用による職員の年齢構成のアンバランス。4、住民への行政サービスの低下の懸念などが考えられております。西予市では経費節減が大きな課題となっているが、職員の採用については合併協議に基づき退職者の2分の1の補充となっており、当面は段階的に削減の方向で取り組むべきではないだろうか。余り早急な削減策は、地域の実情や一体感の醸成から好ましくないと考えられます。

2点目でございますが、神奈川県逗子市の行政評価システムについてでございます。神奈川県逗子市では、みずからの行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていく行政評価システムを推進しております。このシステムのねらいは、1、市民への説明責任を積極的に果たす。2、行政サービスの質的向上を目指す。3、市民の満足度を高める。4、職員の意識改革を図るの4点で、行政評価の特徴といたしまして、政策、施策、事務事業の3段階で同時評価を行い、その手法としてCS、市民の満足度調査を採用しております。このCS調査は、市民とともに考え、行動に移すための決起として活用され、半年に1回、取り組みの報告として全戸配布し、進捗状況を市民に公表しております。この行政評価システムは、市民のためにどれだけ役に立ったかを市民が判断するためのものであり、事業の統廃合や整理の参考資料としても活用されております。

3点目でございますが、茨城県日立市の行財政改革についてでございます。茨城県日立市では、財政運営の健全化や行政運営体制の見直しなどに全庁的に取り組み、効率的な行財政運営と市民サービスの向上に一定の成果を上げております。具体的な取り組みとして、1、職員数の削減を強力に推進して、人件費を抑制する。2、未利用地の公募、売り払いを推進し、その財源を債務負担行為の解消に充当する。3、行政のスリム化を図る一方でIT化を推進するなど、事務の効率、迅速化を図る。4、市民サービスについては、市民相談のコーナーの開設、図書館開館時の延長など、市民サービスの向上に努めております。5、外部団体の統合、廃止を推進する。全体的な取り組みの成果として、経費削減額、歳出削減抑制は55億6,300万円となっております。

以上、自治体の規模や市の産業構造の違いはありますが、行財政改革についての取り組みは大いに参考にするとところが多く、西予市でも市政推進の方向性を確立する作業の中で、先進事例を調査研究し、当市にふさわしい方法を行財政改革に取り入れる必要があることの思いを強くいたしました視察となりました。

以上でございます。

○梅川光俊厚生常任委員長 厚生常任委員会が、ちょうど10月3日から10月6日までの4日間、北海道旭川市、滝川市、砂川市、室蘭市において、医療、ごみ処理、環境それから環境都市づくりについて研修を行いましたので、報告を申し上げます。

旭川医大附属病院遠隔医療センター。西予市の病院及び診療所の今後の検討課題として、各病院間の連携、カルテの

電子化等の問題に対して、日本で最初に遠隔医療に取り組んだ旭川医科大学附属病院遠隔医療センターの研修を行いました。吉田晃敏教授が1時間にわたって講義をいただきまして、現在国内29カ所、国外においてはハーバード大学、中国南京中医薬大学、計31カ所との支援ネットワークを構築している現状であります。眼科、産科、病理放射線科、今後は全診療科を対象に検討していく方針であるとの説明をいただきました。

このセンターと関連病院は光ファイバーで結ばれておりまして、医療用TVを通じ、動画と音声による医療診断システムが構築されております。送られてくる画像をもとに詳細な検査や医療の検討等、的確でスピーディーな診断支援が可能となっております。このシステムは、離島や僻地の病院、診療所にとっては願ってもないシステムであって、西予市の1次医療、2次医療の充実においても大いに参考にしなければならないシステムだと考えました。電子カルテは、基本的には個人のものであって、医者のものではないと断言をされました。この件につきましては、カルテというものの物の考え方の教授との違いかなという感じをいたしました。遠隔医療電子カルテシステムに関しては、コンピューターソフトが本当に、しっかりしているということが大切であるということを一歩最後に助言がありました。

また、これは特定に吉田教授の物の一つの考え方であるかと思えますけれども、質問をした中で、医師の確保の問題の中で、医局についてはこれからどうあるべきでありませうかという質疑の中で、こういう答がありました。医局については、教育制度として残すべきであり、権力で残るべきではないと。こういうこと言われて断言をされましたけれども、あくまでも、この断言されましたことに関しましては吉田教授のご意見として受けております。まだまだ難しい問題が山積していることと思えます。

次に、ごみ処理施設について。新しいごみ処理施設を今後検討していかなければならない時期に来ている、あと何年ぐらい持つのかな、耐用年数がという分があります。ちょっと忘れちゃいけないけれども、そういうことで、中空知衛生施設組合、滝川市のリサイクリンセンター、砂川地区保健衛生組合、クリーンプラザくるくる、この2カ所のごみ処理施設の視察を行うてまいりました。生ごみ、一般ごみを電気やエネルギー、堆肥として利用する画期的な設備といえますが、そういう方法をとった設備でありました。生ごみをメタン発酵させて回収したメタンガスを、発電やボイラーに利用し、発電によって発生した電気は場内の施設で利用して、コスト削減に当たっている。また、余った分に関しましては、電力会社に売電されるという仕組みでございます。

最近はこの仕組みが多いようですが、基本的には生ごみを発酵させてガスを発生させ、発電タービンの燃料とする方式であるが、2カ所の分につきましては、滝川市の方に関しましては内燃機関といいますが、それで発電をしておりましてけれども、少し悪臭が漂っていったような気がいたしております。砂川市の方は、人口的にも西予市とほとんど同じ人口の処理能力だったと思えますけれども、ほとんどにおいが無いのに驚かされました。その分に対しては、内燃機関じゃなしにジェットタービンで発電機を回してたと思っております。詳しい分に関しては、その分に関しては秘密がありますのでということで、直接見ることはできませんでしたが、そういう音がしておりました。

また、くるくるということに関しては、家具類のリサイクルを行い、販売をしており、欲しいものがたくさん所狭しと並んでいました。家具類、いす類それからデスク類、そういうものに関しては、リサイクルをされて本当にきれいなものがあって、入札をもってそれを販売をするという形の中で、本当に皆さんがたくさん応募をさせていただくということでもございました。基本的には、これは処理の問題なんですけれども、処理方法ということも重要な点でありますけれども、基本的にはごみを減量化という方が基本的な問題ではないかという話し合いもこの中にあります。

あと、室蘭市環境産業都市づくりについて。環境をテーマとしてまちづくりに取り組んでいる室蘭市の研修を行いました。基本的には、人口も違います。環境も違います。ここは鉄の町といまして、すごい一時的には鉄の大きな町で、膨らんだ町でございました。人口が半分減ったという、そういう今の状態をどのように、人口減になっていく、それからいろんな過疎化になっていく分をどのようにとめていくかということに関して、環境産業という分ですが、産・官・学が連携をしまして、技術の蓄積のもとにこういう町をつくらせていくという方向づけが自治体全体でなされておりました。環境産業としての位置づけは快適で安心して暮らせる地域社会づくりの観点から、環境産業都市基盤形成へ向けたエコ商店街モデル推進事業を行っております。商店街の中にエコショップを立ち上げ、レジ袋の削減など包装の簡易化、ごみの削減に取り組み、住民の盛り上げを図る一方、従来より産業観光ツアーを提唱しているNPO法人室蘭再生工場と連携して、新しい視点のエコツアーを実施されている。これは、再生工場というものを逆に観光といいますが、そういう分に関しても利用されておりました。また、西予市とは町の形態も環境も違っておりましたけれども、共通していることは、どこの地域でも必死になって新しい産業等を模索しているところでありました。

以上をもって厚生常任委員会の視察研修報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松島義幸産業建設常任委員長 おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会視察研修の報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会では、10月6日から8日にかけて、秋田県及び山形県において先進地視察研修を行ないましたので、ご報告いたします。

まず、秋田県における森林管理と林業振興方策について。秋田県北部地域は秋田杉の産地として有名ですが、戦後の復興材としての伐採などにより、天然秋田杉資源は減少し、年々希少資源となっております。この状況下で、秋田県の林業、木材産業は、日本一の杉、人工造林資源を背景にした秋田杉の新しい時代に向け動き出しています。1つに、適正な森林管理と木材の安定供給のため、単独事業による搬出経費の補助、9歳級の間伐補助を実施。2つに、業種の集積による多様な製品の供給、付加価値生産を目指した大規模集成材生産工場の建設。3つに、地産地消推進事業として、秋田杉の家供給グループの育成、公共建築物の木造化、公共土木事業での利用推進。これら厳しいながらも産地の存続のため有効な施策を模索し、展開する姿勢は、西予市における林業振興方策、今後の産業創造のあり方を検討するに当たり、非常に参考になるものでした。

次に、山形市における災害に強い水道づくりについて。水道は、市民生活に欠くことのできないライフラインの一つであるとの強い認識から、山形市では安心と信頼、環境に優しい水道の構築を図っています。人間が生命を維持する上で、成人が1日に必要とする水分は3リットル程度とされています。市では、それを災害時の必要飲料水とし、1カ所あたり約3万人分を確保する目的で、100立方メートルの震災用緊急貯水槽を市内公共施設に計5基分散埋設設置しています。この貯水槽は、通常時は配水管管路と接続され、飲料水としての水質を維持します。地震などの災害時に緊急遮断弁が作動し、配水管が閉栓され、貯水施設となる仕組みです。現地では実際に稼働状況を確認することができました。手動式ポンプを設置し、貯水槽から飲料水をくみ上げます。当施設の利用は、行政、市民を巻き込んだ防災意識の高さをあらわしていると感じました。西予市では毎年のように水不足に見舞われ、市民の生活に支障を来しています。この状況下において、近い将来発生が叫ばれている南海・東南海地震等の災害対策を早急に講じる必要があります。先んじて対策に取り組む山形市の姿勢は、身近な問題としてとらえることができました。

以上で当委員会の視察研修報告を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時45分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時46分)

以上で常任委員会の研修報告を終わります。

(日程5)

○議長 議案第84号「西予市個人情報保護条例制定について」から報告第12号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」までの53件を一括議題といたします。



理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第84号「西予市個人情報保護条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。  
個人情報に関しましては、プライバシーに対する意識の高揚とともに、業務上大量の個人情報を保有する行政機関に対して、その管理及び運用の適正な取り扱いが求められているところです。こうした状況を踏まえ、このたび個人情報の取り扱いを明確かつ厳格に規定し、もって個人の権利、利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とした個人情報保護条例を制定するものであります。

本条例では、本市各機関等における個人情報の適正な収集、保管、利用等について基本的なルールを定めるとともに、自己に関する個人情報の開示請求権や訂正請求権等を保証するとともに、不正に個人情報を漏えいした職員等に対しては懲役または罰金を科す罰則規定を設けております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議案第85号「西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公の施設の管理運営主体につきましては、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共団体等に限られる管理委託制度で運用されていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に施行され、民間事業者を含めた幅広い団体にゆだねることができる指定管理者制度が設けられました。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とするもので、本条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定により本市の公の施設における指定管理者の指定の手続きについて定めるものであります。

今後、本制度の導入により、現在各公共団体等に管理運営を委託しております施設、直営で管理運営を行なっている施設及び新たに設置する施設等、公の施設の管理運営の全般について、施設効用の最大限の発揮、住民の平等利用の促進及び管理経費の節減等を図り、改正地方自治法で定められた経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに、管理委託しているすべての公の施設について指定管理者制度に移行する予定であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 議案第86号「西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

循環型社会の構築と地域環境及び産業の保全を図ることを目的に、堆肥製造、販売施設である西予市野村町エコセンターを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により利用方針を定め、公共の福祉にこたえた効率的な利用を図るため本条例を制定するものであります。

エコセンターは、平成17年2月末の完成を目指し、現在建設工事を進めておりますが、本施設の管理運営については地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が行うことといたしており、今後詳細な管理運営方法を定めるとともに、指定管理者の公募または選定の手続きを進め、事業計画等の精査を行い、質の高いサービスの提供とコスト低減に努め、効率的な運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第87号「西予市乙亥の里条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地域住民の憩いと相互交流、都市住民との交流、住民の健康維持、増進を図りながら、商業の振興と地域の活性化、伝統文化の伝承を図ることを目的とした乙亥の里を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により本条例を制定するものであります。

本施設は、平成15年度及び16年度の経済産業省所管国庫補助事業中心市街地等中小商業活性化施設整備事業及び国土交通省所管国庫補助事業まちづくり交付金事業の採択を受けて、現在西予市野村町野村に新築工事を進めておりますが、来年3月に施設が完成予定であり、4月から運営を開始する予定であります。本施設につきましても、施設の維持管理については指定管理者を公募し、商業の振興と中心市街地の活性化に向け、その積極的、効率的な活用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第88号「西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町地域のみにおける簡水基金について定めております本条例につきまして、今後他の地域の簡易水道においても基金設置の予定があることから、西予市内各地域における簡易水道においても、必要に応じ財政調整基金を設置することができるよう改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野教育部長 議案第89号「西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、通学費の補助を受ける対象者や要件を具体的に規定し、適正かつ公正な補助事務を遂行するため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 議案第90号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、条例第15条、融資手続に関するものでありまして、法人または組合にあっては役員全員の個人保証について確実な保証人を必要としております。このことについて、有限会社は取締役1人と監査役1人があれば設立可能であり、この場合は2名の保証人しかできない場合があります。よって、「役員全員」を「代表者を含む3名以上」に改正するものであります。また、資金の利用促進を図り、融資手続を円滑に推進してまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第91号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例検討時の錯誤によりまして、条例の規定と事務執行上の具体的な運用に不整合が生じている部分があるため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第92号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

条例の施行に関し必要な事項の定めは、規則または市長によるべきところを、本条例では管理者の権限を行う市長との表現になっていることから、所要の改定を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 議案第93号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

国においては、人口が激減し、産業及び生活基盤が立ちおくれるなど、生活水準、生産機能の低下が著しい過疎地域に対して、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、これまで各種の行財政上の特別措置が講じられてきました。

西予市においては、現在第4次の過疎対策立法である過疎地域自立促進特別措置法の適用を受け、平成12年度から16年度の前期5カ年度計画を策定し、事業を進めてきたところであります。今回、逼迫した財政状況下ではあります

が、近年の地域間交流の拡大、情報通信の発達、若年層の流出や急速な高齢化の進行に対応しながら、山積する諸問題を解決していくため、平成17年度から21年度の後期5カ年の西予市過疎地域自立促進計画を策定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第94号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い、八幡浜・大洲広域市町村圏組合規約の一部を改正するものです。八幡浜・大洲広域市町村圏組合は、昭和56年に組合を設立して、広域的な諸問題に取り組み、創造性と多様性に富んだ豊かな社会づくり、地域の活性化を進め、圏域の一体的、総合的な振興を図ってまいりました。本組合を組織する市町村は現在3市8町1村ですが、平成17年1月1日に内子町、五十崎町及び小田町が合併し、内子町となることから、八幡浜・大洲広域市町村圏組合の数の減少及び組合規約の一部改正について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第95号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第96号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第97号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

広見町及び日吉村が合併し、平成17年1月1日に鬼北町が発足することに伴い、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数を減少させ、及びその数を増加させ、並びにその組合規約を改正することについて、地方自治法第252条の6第1項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 議案第98号「西予市宮土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本市が実施いたします県単独立地改良事業農道改良工事の施行について、西予市土地改良事業施行条例第5条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。本事業は、既設道路が幅員2メートルしかなく、宮農に著しく支障を来しているため、今年度施工延長84メートル、拡幅幅員4メートルの改良工事を実施することにより、効率的な農業経営を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○三好市長 議案第99号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、国の平成17年度当初予算編成の動きがいよいよ大詰めとなり、依存財源が約8割を占めている本市にとりましては非常に気がかりな昨今であります。また、先月26日には三位一体改革の全体像が決定され、平成17年度及び18年度で総額2兆8,380億円の補助金削減、このうち地方への税源移譲額は1兆7,000億円で、16年度と合わせて2兆4,160億円となっております。しかし、この全体像はさきの地方6団体が提案した内容との相違、あるいは生活保護費や児童扶助手当などは結論を1年先送りとしており、地方分権の道筋はなかなか見えてこない決定内容ではなかったかと私は考えて、とらえております。

本来、三位一体改革は真の地方自治の確立に向け、地方分権改革であります。地方公共団体の自己決定あるいは自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて、創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを実現することができるよう、財政面の実勢を高めるための改革であります。したがって、国は地方の実情に直視し、真摯に三位一体の改革に最大限努力することが国と地方との信頼関係を築いていくものであり、また国と地方が対等、協力の関係とした地方分権一括法の理念を実現するための試金石となると思っております。

特に、今回の全体像の要旨で最も注目すべき点は、今後の地方交付税の行方です。平成18年度までは地方自治体の財政運営に必要な一般財源の総額を確保すると明記しておりますが、しかしこれを裏返して解釈しますと、19年度以降の保証はないため、財政力の弱い市町村は税源移譲が補助金の削減額を下回り、各自治体の財政力格差がますます拡大することが予測できます。また、先ごろ谷垣財務大臣が、平成17年度と18年度の2年間で地方交付税を7兆8,000億円削減する考えを表明し、県内市町村の地方交付税などの削減額試算が報道されたことは既にご承知のことと思われませんが、この表明は幸いにも今回の改正には組み込まれておりません。しかし、国が財政再建を全面に打ち出す傾向の中で、いつこのような具体的な案が浮上し、実行されるとも限りません。

このように、今後の地方交付税の行方次第によって、自己財源の乏しい本市のような自治体にとりましては財政運営が大きく左右されることとなりますので、現段階から十分な対応が求められるものと思慮いたしております。いずれにいたしましても、地方交付税の削減がまかり通る事態になりますと、西予市のみならず全国の自治体が財政破綻をするのは火を見るより明らかでありますので、ぜひ私たち全国の首長や議員が丸となって国に訴えなければなりません。また、これが私たちの責務であると認識しております。

以上、国の動向についてご紹介をさせていただきます。

さて、本題の今回の補正予算ですが、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ6億3,354万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を318億5,584万7,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、合併特例債を活用し、来年8月上旬の完成を目指した城川の農産物加工第2工場整備事業費を計上いたしております。

まず、この農産加工第2工場の必要性及び緊急性を申し上げますと、農林業を基幹産業とする城川地域は、昭和60年度に設置されました農産加工センター、いわゆる第1工場の果たした役割は大きく、主要産品である栗、ゆず農家はもちろんのこと、広範囲にわたり農家所得の安定に効果を発揮してまいりました。特に、城川町と旧城川町産業開発公社が一体となり、平成6年度から推進してきました栗加工事業は、市場価格により有利な安定価格で原料となる栗を大量に買い上げることにによりまして、低迷を続けていました栗生産農家に一筋の光を生み出し、生産農家の所得安定と生産意欲の維持に寄与してまいっております。

また、営業努力によりまして年々取引数量を伸ばし続け、当初は60トンから平成14年度には106トン、平成15年には126トンの栗を買い上げるまでに成長いたしております。しかしながら、この現施設では、平成6年度当時、製造能力が最大超90トンと設置して補助事業により導入したものでありますので、製造実績からして既に限界能力に達しておりますことと、これまでの営業活動の成果としてさらに受注量が見込めることにあつて、現在の施設ではこれ以上の販路拡大を断念せざるを得ない状況にあります。したがって、第2工場の整備を図らない限り、これまで定着してまいりましたコンセプトや販路拡大の変更を余儀なくされることとなり、あらゆる面で損失が生じてまいります。

以上のことを踏まえまして、私は西予市の第1次産業を見据えた施策を展開するために、現施設とあわせた製造ラインを強化するとともに、処理能力を高め、これまで不十分でありました衛生設備と製品冷凍設備を完備した農産物加工第2工場の整備を図りたいと、このように考えております。

このほか、CATV開設に向けての主導となる基本設計委託料の経費、あるいは4月から運用開始の宝泉坊第2ロッジの備品購入費、また明浜、宇和財産区外5件の財産区に対する繰出金、さらにはさきの大型台風による災害復旧費、またこのほか緊急に要する経費等で、デイサービス利用者の増による生きがい活動支援通所事業委託料の増額、さらに針きゅうマッサージ利用者の増加傾向による補助金の増額、あるいは重度障害医療費、乳幼児医療費、母子家庭医療費が当初見込みに対して予想を大きく超える伸びとなっており、これに対応すべく特別会計の繰り出し、また宇和病院の



老朽化による屋上防水工事の繰出金、野村病院の医療器具購入による繰出金、目的基金を活用した農業経営改善資金貸付金、当初予算の中で財源の都合上、社会福祉協議会商工会の補助金を一部カットしていた部分で、人件費に要する経費のみを賦課費用が主な補正内容となっております。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○清水財政課長 (補足説明)

○松本生活福祉部長 議案第100号「平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に人件費の調整を行うもので、歳出では、事務費の一般管理費で賃金14万6,000円、需用費2万6,000円の増額と、事業費で役務費17万2,000円を減額するものであります。事務費と事業費の間で補正額を相殺しておりますので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第101号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。今回の補正は、療養給付費等負担金、療養給付費交付金並びに人件費の調整に伴う一般管理費及び保険給付費等の調整を行うものであります。

歳出の主なものにつきましては、医療費の伸びに伴います一般被保険者並びに退職被保険者等療養給付費、療養費、高額療養費等保険給付費で2億1,106万1,000円、保険事業費で100万8,000円の増額、基金積立金で8,172万9,000円の減額、さらに県補助金廃止に伴います直営診療施設繰出金133万9,000円の減額等で、合計1億2,674万9,000円の増額であります。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金6,020万円、療養給付費等交付金5,816万1,000円の増額であります。

これによりまして、事業勘定予算の歳入歳出予算総額は、それぞれ55億6,514万3,000円となりました。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の主な補正は、高山診療所医師の交代や診療所職員の配置構成に伴う人件費の調整、一般管理費、医業費の過不足調整や愛媛県僻地診療所運営費補助金廃止に伴う財源補完としての旧町借入金金の減額、予備費充当、一般会計からの繰出金を計上するものであります。補正要求する10診療所を集計し、ご説明申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、職員共済組合負担金6件、521万6,000円、光熱水費4件、37万2,000円、レントゲン装置等修繕費2件、97万円の増額、医療材料費5件、272万6,000円の減額、歯科技巧委託料1件の70万円の増額、旧町借入金返還金2件、156万2,000円、予備費2件、198万6,000円の減額で、歳出合計229万円の増額であります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険診療報酬収入等の外来収入169万円の増額、県補助金廃止に伴う国保会計からの事業勘定繰入金3件、133万9,000円、他診療所会計繰入金1件、33万9,000円の減額と、一般会計繰入金2件、227万8,000円の増額であります。

明浜町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、依津診療所で131万3,000円追加し、1億1,637万9,000円、狩江診療所が102万6,000円追加し、7,996万1,000円、高山診療所が20万円減額し、1億496万円、田之浜診療所が7万7,000円追加し、2,346万7,000円とそれぞれになりました。

野村町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、坂石診療所が50万円を減額し、612万5,000円、惣川診療所が歳入内相殺により増減なしとなっております。

城川町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、土居診療所が91万3,000円を追加し、2億1,789万1,000円、遊子川出張診療所が33万9,000円減額し、596万4,000円とそれぞれとなっております。

三瓶町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、二及診療所が歳入内相殺により増減なしの5,588万円、周木診療所も歳入内相殺により増減なしの7,051万3,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時58分)

○議長 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時08分)

○松本生活福祉部長 それでは、議案第102号「平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費に係る予算の振りかえを行うものであります。現在、老人医療事務担当者6名のうち3名の人件費については当会計に計上しておりますが、他の3名については国保特別会計に予算計上されている状態ですので、今回その3名分の人件費の予算振りかえ措置を行うものであります。

歳出につきましては、一般職給料等の人件費等で1,457万5,000円増額し、財源につきましては、一般会計繰入金で充当することとしております。

これによりまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ75億3,728万9,000円となりました。

次に、議案第103号「平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に人件費等の調整を行うもので、本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を43億846万8,000円といたしております。

明浜特別養護老人ホーム勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億6,381万6,000円、明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,172万1,000円、明浜デイサービス勘定では、歳入歳出予算の総額は増減ございません。城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,724万6,000円といたしております。

内訳といたしまして、事業勘定予算の歳出の主なものは、総務費の総務管理費で人件費等245万4,000円、介護認定審査会費で4万9,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金250万3,000円を増額いたしております。

次に、支援勘定でございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳出の主なものは、総務費の施設管理費で人件費等68万円の増額、予備費で40万円を減額いたしております。

歳入につきましては、雑入で公衆電話使用料28万円を増額いたしております。

次に、明浜居宅介護支援勘定の歳出の主なものは、総務費の施設管理費で人件費等145万9,000円、予備費27万1,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、サービス収入で居宅介護サービス計画費収入92万8,000円、居宅支援サービス計画費収入62万1,000円、雑入で過年度剰金18万1,000円を増額いたしております。

次に、明浜デイサービス勘定の歳出の主なものは、総務費の施設管理費で人件費9万円、サービス事業費の居宅サービス事業費で事業費3万円を増額し、予備費12万円を減額しており、歳入内で補正額を相殺しております。

次に、城川居宅介護支援助定の歳出の主なもの、総務費の施設管理費で人件費53万6,000円、サービス事業費の居宅介護支援事業費で需用費9万7,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入9万7,000円、一般会計繰入金53万6,000円を増額いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第104号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整及び三瓶町和泉地区営農飲雑用水の施設事業の財源振り替えを行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1,303万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額3億4,164万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものとして、総務管理費において報酬、給料、職員手当等の人件費414万8,000円、水質検査手数料に係る役務費32万円、和泉地区営農飲雑用水施設事業費に係る負担金851万5,000円、簡易水道財政調整基金積立金として2,500万円を増額し、旅費等の事務費13万4,000円を減額いたしております。また、施設整備事業費においては土居県条例水道本管改修工事請負費等といたしまして49万9,000円増額、需用費ほかを7,000円減額計上いたしております。また、公債費において償還利子を4万5,000円増額計上し、これに伴います予備費を2,535万円減額するものであります。

これらに対する財源として、歳入の主なものでは、水道使用料2万円、一般会計繰入金420万5,000円、基金繰入金31万9,000円、水道事業債850万円、合わせて1,304万4,000円を増額し、分担金ほかを8,000円減額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第105号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ109万円を追加し、歳入歳出総額を11億8,568万3,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、施設整備費で人件費等93万2,000円の増額、需用費の消耗品費で委託料の増額に伴う1,117万7,000円の減額、委託料においてJR推進工事委託料、管路施設出来高設計委託料、岩木地区処理施設現場技術業務委託料の増額に伴う1,919万円の増額、工事請負費においてJR推進工事委託料、単独事業委託料の増額に伴う785万5,000円を減額するものでございます。

財源といたしましては、分担金4,000円の増額、繰入金116万2,000円、雑入17万6,000円の減額、農業集落排水事業債10万円を増額しております。また、今回は地方債の補正も行っております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第106号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ1,067万7,000円を減額し、歳入歳出予算を24億6,332万1,000円と定めるものであります。

今回提案いたします補正予算の主なものは、野村処理区において平成17年度4月供用開始に向けての事務費の増額と、入札減少金が生じたことによる工事請負費の減額、宇和处理区における事業費の繰り越しに伴う事務費の増額であります。

詳細をご説明いたします。

事業推進費で、野村処理区において公共下水道事業加入促進に係る臨時職員賃金を37万9,000円、3月に予定している処理施設の通水式の経費として需用費を35万9,000円、看板設置委託料として2万8,000円を増額するものであります。施設整備費では、宇和处理区に係る人件費162万2,000円、事業の繰り越しに伴う需用費620万円、旅費4万3,000円をそれぞれ増額するものであります。野村処理区に係る時間外勤務手当21万7,000円、光熱水費3万円をそれぞれ増額、国庫補助の内示変更及び単独事業の事業認可変更時期のおくれに伴い、委託料を1,020万円減額、工事請負費において、水道管移設工事と野村浄化センター外さく工事の入札減少金が生じたことによる935万5,000円を減額するものであります。

財源といたしましては、国庫補助における国庫支出金665万円の減額、野村処理区施設整備費の減額などにより、公共下水道事業債の1,320万円を減額、諸収入において消費税還付金の913万円を増額、一般会計繰入金4万3,000円を増額するものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第107号「平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、損益勘定において人件費の調整並びに修繕費の増額、また資本勘定において工事請負費の増額のため補正をするものであります。

支出では、営業費用として、明浜水道事業会計で総経費96万5,000円、宇和下水道事業会計で総経費99万9,000円、野村水道事業会計で配水及び給水費200万円、総経費299万6,000円の合わせて499万6,000円、三瓶水道事業会計で総経費80万円、合計776万円を特別損失として、宇和下水道事業会計で60万7,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

収入につきましては、営業収益として野村水道事業会計で給水収益499万6,000円、営業外収益として宇和下水道事業会計で雑収益240万円、合計739万6,000円を増額計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

明浜上水道事業会計の建設改良費で、工事請負費を21万2,000円減額いたしております。その内容といたしましては、県工事に伴い計上いたしておりました宮野浦地区送配水管移設工事が中止となったことによる151万2,000円の減額と、田之浜大崎配水池流量計の取りかえ工事130万円の増額であります。

これらの財源につきましては、一般会計負担金を21万2,000円減額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○上甲病院総括事務長 議案第108号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出と資本的収入をそれぞれ増額するものであります。

支出の部は、施設整備事業費として、宇和病院の老朽化に伴う病棟屋上防水工事費651万円であります。医療機器購入費では、野村病院の医療機器等で耐用年数を過ぎ、修理等で繰り返し使用していた電気メス一式などの医療機器等63万9,000円、備品購入費で31万9,000円を計上いたしております。

財源につきましては、一般会計からの繰入金661万円と、不足分を過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上により、資本的収入の合計は1億2,252万2,000円、資本的支出の合計は2億246万4,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する7,994万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 議案の54ページをお開きください。  
議案第109号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第110号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第111号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第112号「愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第113号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第114号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第115号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第116号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合規約の変更について」、議案第117号「愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第118号「愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、議案第119号「愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第120号「愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、議案第121号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第122号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、議案第123号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第124号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

松山市、北条市及び中島町が合併し、平成17年1月1日から松山市となり、同じく砥部町及び広田村が合併し、同日から砥部町となり、同じく内子町、五十崎町及び小田町が合併し、同日から内子町となり、広見町及び日吉村が合併し、同日から鬼北町となります。また、これらの合併によりまして、それぞれ町村で構成いたしております一部事務組合が解散いたします。これに伴いまして、愛媛県市町村職員退職手当組合等の関係一部事務組合の構成地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上16議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後1時30分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時35分)

○森総務企画部長 報告第1号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第2号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第3号「社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」、報告第4号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第5号「財団法人宇和町文化会館の経営状況について」、報告第6号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第7号「株式会社城川自然ロッジの経営状況について」、報告第8号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第9号「有限会社オービーシステムの経営状況について」、報告第10号「株式会社とんぶり館の経営状況について」、報告第11号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第12号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%を超える法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成して議会に提出することが義務づけられているため、本議会にその経営状況について報告するものであります。

各法人の詳細につきましては、担当職員から補足説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後1時40分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時52分)

これより議案第94号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第94号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第94号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第95号から議案第97号までの3件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第95号から議案第97号までの3件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第95号から議案第97号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第97号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第109号から議案第124号までの16件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第109号から議案第124号までの16件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第109号から議案第124号までの16件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第124号までの16件は原案のとおり決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号について、高岡事務局長の補足説明を求めます。

○高岡事務局長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時00分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時06分)

次に、報告第3号について、松本生活福祉部長の補足説明を求めます。

○松本生活福祉部長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時08分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時10分)

次に、報告第4号について、藤原野村総合支所産業課長の補足説明を求めます。

○藤原野村総合支所産業課長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時16分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時20分)

次に、報告第5号について、河野教育部長の補足説明を求めます。

○河野教育部長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時23分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時48分)

次に、報告第6号から報告第8号までについて、福原城川総合支所産業課長の補足説明を求めます。

○福原城川総合支所産業課長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時00分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時01分)

次に、報告第9号について、森総務企画部長の補足説明を求めます。

○森総務企画部長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時04分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時15分)

次に、報告第10号について、松本事務長の補足説明を求めます。

○松本どんぶり館事務長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時20分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時24分)

次に、報告第11号について、遠藤明浜総合支所産業課長の補足説明を求めます。

○遠藤明浜総合支所産業課長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時27分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時28分)

次に、報告第12号について、藤原野村総合支所産業課長の補足説明を求めます。

○藤原野村総合支所産業課長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時30分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時35分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第125号及び議案第126号の2件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第125号「平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第12工区管路整備工事請負契約について」及び議案第126号「平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第13工区管路整備工事請負契約について」を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第125号「平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第12工区管路整備工事請負契約について」、議案第126号「平成16年度西予市公共下水道事業(宇和处理区)旧町地区第13工区管路整備工事請負契約について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市公共下水道事業宇和处理区につきましては、平成19年度供用開始を目指し、整備を進めているところであり、12工区、13工区ともに、さきの西予市議会第3回臨時会で平成16年、17年度の繰越明許の議決を得た事業であります。

まず、12工区ですが、去る12月6日に指名競争入札を行い、株式会社奥村組四国支店執行役員支店長武田健氏が、工事請負金額5億6,595万円で落札と決定し、工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。

続いて13工区ですが、同じく12月6日に指名競争入札を行い、株式会社森組松山営業所所長田埜浩之氏と、工事請負金額1億6,380万円で落札と決定し、工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の2件の入札では談合情報が寄せられ、西予市公正入札調査委員会での調査を経て、談合の事実はないとの判断に至り、入札期日を延期し、再度入札を執行したものであります。今後も各種の入札に関しまして同様の情報が寄せられる可能性があります。談合情報の内容を的確に、かつ迅速に判断し、厳正な態度で臨むとともに、各指名業者に対しましても、疑いを持たれるような行為を慎むよう厳重に注意したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明が終わりました。

これより一括質疑を行います。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終結とします。  
お諮りいたします。  
議案第125号及び議案第126号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
討論はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。  
まず、議案第125号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第126号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり決定いたしました。  
以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
次回は明日12月10日午前9時より一般質問及び質疑を行います。  
散会 午後3時40分

平成16年第3回定例会(2日目) H16.12.10  
平成16年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

1. 招 集 年 月 日 所 議 平 成 1 6 年 1 2 月 1 0 日  
1. 招 集 の 場 議 場  
1. 開 議 年 1 2 月 1 0 日  
1. 散 会 午 前 1 0 時 0 0 分  
1. 出 席 議 員 午 前 1 1 時 1 2 分  
1. 欠 席 議 員 午 前 1 1 時 3 8 分

1. 出 席 議 員  
1. 欠 席 議 員  
1. 招 集 年 月 日 所 議  
1. 招 集 の 場  
1. 開 議 年 1 2 月 1 0 日  
1. 散 会 午 前 1 0 時 0 0 分  
1. 出 席 議 員 午 前 1 1 時 1 2 分  
1. 欠 席 議 員 午 前 1 1 時 3 8 分

1. 欠 席 議 員  
1. 招 集 年 月 日 所 議  
1. 招 集 の 場  
1. 開 議 年 1 2 月 1 0 日  
1. 散 会 午 前 1 0 時 0 0 分  
1. 出 席 議 員 午 前 1 1 時 1 2 分  
1. 欠 席 議 員 午 前 1 1 時 3 8 分

議 事 日 程  
1. 議 案 第 8 4 号 西予市個人情報保護条例制定について  
2. 議 案 第 8 5 号 西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について  
議 案 第 8 6 号 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について  
議 案 第 8 7 号 西予市乙亥の里条例制定について



平成16年第3回定例会(2日目) H16.12.10

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 議案第88号  | 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第89号  | 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について                |
| 議案第90号  | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について           |
| 議案第91号  | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について          |
| 議案第92号  | 西予市水道事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第93号  | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について                      |
| 議案第98号  | 西予市営土地改良事業の施行について                         |
| 議案第99号  | 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)                    |
| 議案第100号 | 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)                 |
| 議案第101号 | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)              |
| 議案第102号 | 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)                |
| 議案第103号 | 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)                |
| 議案第104号 | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)              |
| 議案第105号 | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)            |
| 議案第106号 | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)             |
| 議案第107号 | 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)                 |
| 議案第108号 | 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)                  |
| 陳情第8号   | 台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について           |
| 陳情第9号   | 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について              |
| 陳情第10号  | WTO・FTA交渉に関する陳情について                       |
| 陳情第11号  | 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について          |

本日の会議に付した事件

|   |                                                  |
|---|--------------------------------------------------|
| 1 | 一般質問                                             |
| 2 | 議案第84号 西予市個人情報保護条例制定について                         |
|   | 議案第85号 西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について       |
|   | 議案第86号 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について           |
|   | 議案第87号 西予市乙亥の里条例制定について                           |
|   | 議案第88号 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第89号 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について                |
|   | 議案第90号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について           |
|   | 議案第91号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について          |
|   | 議案第92号 西予市水道事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 議案第93号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について                      |
|   | 議案第98号 西予市営土地改良事業の施行について                         |
|   | 議案第99号 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)                    |
|   | 議案第100号 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)                |
|   | 議案第101号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)             |
|   | 議案第102号 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)               |
|   | 議案第103号 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)               |
|   | 議案第104号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)             |
|   | 議案第105号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)           |
|   | 議案第106号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)            |
|   | 議案第107号 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)                |
|   | 議案第108号 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)                 |
|   | 陳情第8号 台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について            |
|   | 陳情第9号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について               |
|   | 陳情第10号 WTO・FTA交渉に関する陳情について                       |
|   | 陳情第11号 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について          |

開議 午前9時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。  
(日程1)
- 議長 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許可いたします。
- 5番元親孝志君 おはようございます。  
ことし最後の定例会になりました。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております3点につきまして理事者の答弁を求めたいと思います。  
初めに、義務教育課程における新学習指導要領の現状につきまして伺いをしたいと思います。現状認識につきまは数字で判断するしかないわけですが、依然としていじめ、校内暴力、登校拒否、青少年の犯罪は減少する傾向にありませぬ。義務教育における登校拒否の児童・生徒数は全国で13万9,000人、ニート、いわゆる社会的引きこもりと言われる若者が全国で52万人いると言われております。国民生活白書によれば、フリーターと呼ばれる若者は全国で417万人、超少子化時代と言われる現在、かつてであれば今の若者は金の卵として社会にもてはやされたはずであります。数少ない子供を一生懸命大切に育ててきたことは一体何であったのか、親とすればいたたまれない気持ちでいると思います。1983年、アメリカのレーガン大統領が教育白書で言われました「危機に立つ国家」、それが今の日本であります。  
このような義務教育の現状認識に立って、2002年4月1日より、ゆとり教育が実施されました。今回のゆとり教育の実施については、導入以前から大変強い反対がありました。しかし、時を同じくして、扶桑社版の中学社会新しい歴史教科書の検定に対して韓国、中国から内政干渉とも思える横やりがあって、マスコミ等がこちらの議論に集中したため、ゆとり教育は忘れ去られる形で実施されることになりました。  
あれから3年、ゆとり教育は着実に実施されております。今回の改正について文部科学省は、ゆとり教育の中で総合的な学習を通して生きる力をはぐくむことを目的としたわけでありす。

一方、反対の立場といたしまして、ゆとり教育という名のもとに学習内容、学習時間を従来より3割削減することは乱暴きわまりない話であり、そもそもゆとり教育とか生きる力などというのは定義できないあいまいな概念であって、普通教育の教科編製の指標になり得ない、このことは教育破壊であり、学力低下につながり、ひいてはこの国を滅ぼすことになるというものであります。

そこで、以下の点について、教育長に質問をいたしたいと思います。

今の社会で教育の真の目的とは一体何かということであります。小学6年生の児童に、「先生、勉強は何のためにするのですか」と問われたら、学校側は今どう答えられるのでしょうか。わかりやすく答えていただきたいと思います。

また、そのことは当然すべての教師に周知徹底された共通認識でしょうか、お伺いをいたします。

今回のゆとり教育について、西予市教育委員会ではどのような見解を持たれているのでしょうか、お伺いをいたします。

ゆとり教育の実施に当たっては、国民の合意を得た改革でなく、一部の文部官僚の単独決定事項であるように見受けられます。改革という名のかけであり、実験であると思われまます。実験を行うのであれば、当然これがどのような効果あるかは結果をもたらすかについて追跡調査をすべきであります。これに対して、今までに保護者、教師等の追跡調査はどのようになされてきたのでしょうか、またその結果はどうなのでしょうか、お伺いをいたします。

今回のゆとり教育の実施で一番心配されていることは、学力の低下であります。そこで、今の西予市の中学2年生の学力は全国レベルあるいは県下のレベルと比較してどの位置にあるのでしょうか、お伺いをいたします。

ゆとり教育、総合的な学習、生きる力という基本方針は概念として理解できても、評価の方法が果たしてあるのか心配をいたしております。学校を卒業するに当たって、保護者から、「うちの子供は生きる力は何のくらいのレベルに成長したのですか」と問われた場合、学校側は答えられるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、これは市長にお伺いをいたします。

今回のゆとり教育の実施に当たっては、中央教育審議会の答申を受けて文部科学省が実施したわけですが、中教審は答申の中で、これからの教育の目標の実現のためには、教育基本法を初め教育関連法制の見直しでさかのぼった教育改革が必要であると答申はされております。当然今後西予市議会においても、教育基本法の改正の是非をめぐって、請願、陳情書が各方面から上がってくると思われまます。そこで、市長は教育基本法の改正に対してどのような見解を持たれておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

小学校の今年1年間の修学日数を調べてみたところ、完全週5日制になって、1年間で休日が184日となります。その結果、学校に行く日が182日、休みの日が多くなります。教育は、学校教育と家庭教育に2分されます。学校教育は義務教育国庫負担金2兆5,000億円と同額の県負担金によって約5兆円支払っております。仮に家庭教育を学校教育並みにするとすれば、5兆円の負担が必要になります。当然家庭が負担し得るわけがありません。家庭教育におのずから限界があるということになります。学校教育に依存せざるを得ないのはここに原因があるからであります。

そこで、市長は6月定例会の所信表明の中で、教育費について以下のように述べられております。「西予市の将来を担う子供たちが、心豊かでたくましく生きる力をはぐくむため、学校教育、家庭教育の両面から取り組み、教育環境の充実に努めてまいります」と言われましたが、家庭教育環境づくりにどのような方策を検討されておられるのか、お伺いをいたします。

次に、第2点目といたしまして、西予市の行財政改革についてお伺いをいたします。

合併後の西予市にはやらなければいけないことが山ほどあります。また、同時に政府は、三位一体の改革で待ったなしに地方に行財政改革を迫ってまいります。このまま改革が断行されれば、数年後には、西予市は予算の組めない再建団体になるのではないかと心配をいたしております。西予市が喫緊に取り組みなければならない課題として、将来を展望するためのいろいろな専門的な改革実行のためのプロジェクトチームを立ち上げるのではないかと思います。幸いにして西予市には優秀な職員がいっぱいおられます。しかし、残念ながらその能力をフルに生かすチャンスと場所が与えられていないようにも見受けられます。今後、財政がさらに悪化すれば、当然そのしわ寄せは市民に真っ先に向かいます。賢い市民であれば、市に対して説明責任を要求してまいります。もちろん市長はそれに答える義務があります。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

合併協議会で取り決めされた総合支所方式には、日がたつほどに住民あるいは職員間からいろいろな不満が出てまいります。行政効率、行政サービス、地域経済等を踏まえて考えたときに、一日も早いシステムの見直しが必要であると思われまます。

そこで、当面の課題として、本庁、総合支所、各出先機関においてシステムの見直し、職務権限の見直し、そのための職員の異動等、来年度には大幅な変更計画があるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、財政改革において、国の地方交付税の削減は相当厳しいものか予想されます。そのためには、地方財政計画の歳入に盛り込むべき標準的行政サービス、つまり行政がこれまでやらなければいけないのかという範囲や、供給コストの算定については当然見直しが必要になってまいります。同時に、西予市には有形の財産があります。各町が持ち寄った財産を今後の財政運営の中でどのように活用していくのか、すべての財産について洗い出しと精査する必要があります。

財政改革は行政、議会にとって一番嫌な仕事であります。絶対に避けて通れません。そのための検討プロジェクトチームが是が非でも必要であると思われまます。財政改革についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

長引く不況は、特に第三セクターの管理、運営を直撃しております。西予市直営施設の管理運営も含めて再検討が求められております。市民の皆さんが疑問視されている第三セクターの内容について、今後納得のいく説明が求められます。費用対効果の視点で早急に今後のあり方について検討する必要があると思います。この問題につきまして、市長の今後の対応についてお伺いをいたします。

最後に、西予市は構造改革特別区域法をどのように受けとめているのかお伺いをいたします。

都会では、構造改革によって幾分景気に明るい兆しが見えてまいりました。地方においては、依然として不況下の出口が見えてまいりません。長引く平成の不況にはいろいろな理由が考えられますが、その大きな理由の一つとして、日本国内に雲の糸のように張りめぐらされた規制が新規事業の育成を妨げていると考えられます。

振り返って、日本が高度経済成長をなし遂げた1970年、80年代においては、はっきり言って法律は後からついてきたように思います。今の中国を見ても、飛ぶ鳥を落とす勢いがあるのは、国内の法整備ができていて、ある面やりたい放題、早い者勝ちのルールが経済の成長を支えていると考えられます。いい悪いを別とすれば、経済成長は規制がないから達成可能であると言えます。しかし、このままでは日本国内に新しい発想、新規事業は容易に起こり得ません。その結果、社会全体が閉塞感に陥り、活力のない社会になってしまいます。

この現状を危惧して、平成14年12月18日に構造改革特別区域法が公布されております。特区法とは、経済、教育、農業、社会福祉などの分野において、地方公共団体、民間事業者等の自発的な立案により、地域を限定して、地域の特性に応じて規制を撤廃、緩和し、特色のあるまちづくりや民間事業者のビジネスチャンス拡大を進める制度であります。平成15年から受け付けを開始して、既に第5次までの受け付けが完了してしております。申請の許可が認められた自治体は全国で386件に及んでおります。地方分権は地域間の知恵比べと言われております。その手始めとして、この特区申請こそが知恵比べの第一関門であると考えております。

そこで、以下の点について理事者の考えをお伺いいたします。  
西予市として、今後この特区法の申請をする意思があるのか、お伺いをいたします。申請の意思があるとするれば、申請者はあくまでも地方自治体ということになっております。官民いずれが提案するにしても、双方の発想と協力が必要であります。そのためには検討委員会の立ち上げが必要不可欠になってまいります。特区法の期限が平成19年3月末であったと思いますので、実行するとすれば当然急ぐ必要があると思われます。検討委員会を設置する準備が西予市にあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上で私の3点の質問を終わります。

○二宮教育長 それでは、元親議員の質問の前段につきまして、5点ばかり回答をいたしたいと思います。  
まず、1点目のことなんですけども、教育の目的として、教育基本法には次のように述べられております。教育は人格の形成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとされております。今の社会においても、教育の真の目的はこのとおりだと思います。

「勉強は何のためにするのですか」に関してですが、このことについては、対象児童もさまざまですし、指導者の考え方もいろいろあると思います。ただ、指導者としては、常にこの教育基本法に示されている目的を念頭において答えていると思います。この点では表現方法は異なるかもしれませんが、教職員すべての共通認識だと思っております。

例えばこういった会話があるかもしれません。子供が「勉強は何のためにするんですか」という問いに對しまして、教師としましては、「あなたは大人になったら何になりたいのですか」と返します。すると、子供は「幼稚園の先生になりたいです」という返えとします。そうすると、先生としましては、「幼稚園の先生になりたいの、そのためにはどうすればいいのかな」というまた返えを返すと思います。子供は、「免許が要るんですか」ともし問うたときとします。当然「免許は要りますよ、その免許を取得するためにはこういったことが必要ですよ」という説明をしたときとします。子供はそうであればこういった勉強をしなければならないかという判断をするんじゃないかというふうに思います。

ただ、そのときに、算数、国語、理科だけ勉強しておればいいですよじゃなくて、それはやっぱりお互いの人権を尊重したり、そういったことも大切なんですという指導をしていくと思います。これはやっぱり児童の個々の習熟度、それとしっかりした将来像が持てる子供、また漠然とした将来像しかない子供、ここによって異なってくると思います。

次に、ゆとり教育に関してですが、まず今回の指導要領改正の経緯について簡単に触れておきたいと思います。

平成4年の改訂から数年後の急激な社会変化に対応した新しい時代の教育のあり方が求められていました。このようなか、平成8年7月の中央教育審議会の第1次答申におきまして、これからの学校教育のあり方として、ゆとりの中でみずから学び、みずから考える力など、いわゆる生きる力の育成や総合的な学習の時間の創設、学校週5日制の導入などが提案されました。教育課程審議会は約2年にわたり審議を行い、平成10年7月に答申をいたしました。この答申を踏まえ、学校教育法施行規則が改正され、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂されました。14年4月1日から全面実施になったわけでございます。なお、全面実施に先立ち、平成11年度から13年度まではモデル校等を指定し、研究実践を全国で行っております。

全面実施後、懸念されているような問題点もいくつか出てきたため、平成15年12月に一部改正が行われ、発展的な学習もできるようになってきました。

教育委員会としましては、各学校がこの基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校、児童・生徒の実態に即した実践を行っております。その主体的な取り組みを支援していくことが重要だと考えております。

改革という名のかけであり、実験であると申されておりますが、一面ではそのような点もあろうかと思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、各審議会でも審議され、モデル校で実践を積み上げてきた実施でありますので、全く裏づけのない実験ではないと考えます。具体的な追跡調査はいたしておりますが、学校訪問、各種研究会等を通して学校現場の実態を把握し、指導、助言をいたしておるのが現状でございます。

保護者に対しては、各学校とも参観日の実施や各種の通信により情報や意見の交換を行い、相互理解を図っておるところでございます。

次に、学力の問題ですが、県では今年度小学校5年生と中学校2年生を対象に学力調査を行っております。ただ、調査の結果については、学校ごとや市町村ごとの公表はしないように、県としてはその傾向や対策を見て各学校で対応していくこととなると思います。

現段階では、本市の中学2年生がどのレベルかという判断はなかなか難しいと思います。

なお、本市におきましては、12月から2月にかけて、全児童・生徒を対象に、小学校では国語と算数、中学校では国語、算数、英語については標準検査を各学校で実施いたします。この検査も評価基準に対してどの程度達成できているかというものを見るもので、各学校間の比較をするものではないでございます。

次に、生きる力についての評価ですが、これはなかなか難しい問題でございます。単独で評価できるものではありません。各教科での学習活動への関心、意欲、態度、それから総合的な思考、判断及び総合的な学習の時間のねらい、課題設定の能力、課題解決能力、学び方、ものの考え方、学習への主体的な態度、自己の生き方などに照らし合わせまして、個人の評価が主となります。学校行事や特別活動などへのかかわりも参考になりますし、また学期末に行われます個人懇談会などで保護者と話し合いをするということが多いと思います。

いずれにしても、議員のご指摘のように、今の子供に欠けていることはハングリー精神と、それから夢が持たない、夢を持っていない子供がふえているように感じてはおります。今回の基本法の改正の骨子の中にも、今までのこういった反省に立ちながら、今後日本の教育、いわゆる子供たちの学力の向上をどうすればいいかということが基本になってくると思います。また、何かとそういった面におきましてご指導をいただきたいと思います。

以上です。

○三好市長 それでは、元親議員の教育問題の2点について、私の方から回答をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の教育基本法の改正についての私の見解でございますけれども、現在日本社会を見ますとさまざまな問題を抱えております。教育の問題にしましても、中教審の回答にもありますように、青少年の規範意識の低下やいじめ、不登校など多くの問題を抱えております。このような現代社会を取り巻く問題に教育基本法が対応できているかどうか考えてみる必要があるかと思ひます。

ただ、教育基本法は教育の基本理念についてうたったものでありまして、具体的に対応するものではありません。

そして、気になるのは、現行の基本法に対する検証がどれほどされておるのか、また審議会でもどれだけ突っ込んだ議論をされたという点につきましてでありますけれども、文部科学省が平成13年11月に教育振興基本計画の作成と新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方について諮問をし、14年11月に中間報告、15年3月に答申という過程をたどっております。1年4カ月の期間であります。国民への説明がどれだけあったか、気になっておるところでございます。

私としましては、中央審議会の答申の新しい視点には理解を一定限度しております。しかしながら、国会で十分議論をいただきまして、現在の問題点を直視し、次世代を担う人材を育てる教育をしっかりした理念を持って教育基本法の改正に向けて考えていただきたい、このように思っております。

次に、元親議員の第2番目の質問の流れでございますけれども、平成14年4月から始まった学校完全週5日制と新学習指導要領に伴う生徒の家庭教育での環境づくり、または学習活動のことを問われていると、このように思いますが、まず土曜日、日曜日の子供たちが活用できる施設等の開放、さらに指導者、ボランティア、協力者の育成を考えております。そのために、具体的には社会教育施設であります総合運動公園、体育館、公民館の半日開放を考えております。また、休暇の過ごし方としましては、一般社会人の指導によるスポーツ少年団の育成も力を入れていきたいと考えます。

体験学習においても、公民館活動の中で、数校の児童・生徒を対象とした良い年齢の集団で推進していきたいと、このように考えております。また、今後は児童・生徒の国際交流の場も必要になってくると思いますし、いじめ、不登校となった児童・生徒の支援活動の必要も出てくると思われますので、あらゆる家庭教育の条件整備を考えていきたいと、このように考えております。

第三セクターのあり方について言わせていただきます。

ご指摘のように、低迷する経済情勢の中で、全国的にも第三セクターによる法人の経営は非常に厳しい状況になっておるといえるのが、また社会的な問題となっております。

当市においても、昨日出資法人についての経営状況の報告を行ったところでありますが、その中でも非常に経営的に厳しい状況にある法人があることも事実であります。市といたしましても、そうした出資法人については、利用者及び消費者ニーズの的確な把握、運営の省力化、効率化を進め、経営計画の見直しや経営改善について強く検討を求めるとともに、市からの補助または委託料につきましても、厳しい姿勢で臨まなければならないと考えております。

さらに、今後そうした第三セクターの運営について住民への説明責任を果たせない、またはその理解を得ることができない場合は、状況によっては英断を下さなくてはいけないと考えております。また、経営のノウハウを得るためにコンサルも入れてみたい、このように考えております。

しかしながら、第三セクターは、赤字経営だからといって単純に切り捨てることができるものではないとの認識は議員の皆さんもお持ちだと、このように思っております。第三セクターは、その設立の目的の中で、地場産業の育成や地域雇用の創出または地域間交流など、多面的な要素を含んでおりまして、経営上の収支だけでなく、そうした地域への貢献度など、いわゆる数字にあらわれない評価もあることから、総合的かつ厳格に判断すべきものと考えております。

なお、市の直営を含め、各施設の管理運営に関しましては、本議会に上程しております指定管理者制度への移行は積極的に進め、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応できる柔軟な施設の運営を図りたいと考えております。

以上でございます。

○森総務企画部長 それでは、2点目の西予市の行財政改革についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、行政改革についてであります。町村合併の大きな目的は組織のスリム化及び合理化であり、それに伴う財源の確保により、一層の住民サービスの向上を図ることにあります。現在西予市では総合支所方式を採用していることから、それぞれの地域で合併前とほとんど変わらない行政サービスの提供を行っております。

しかし、地域ニーズに対応しやすい半面、当然に相当の職員が必要とされることになり、厳しい財政状況の中で、将来的に現況の職員数を維持することが困難になることは明確であります。

さらに、総合支所単位では、旧町からの事務処理方法が踏襲されている部分もあり、行政事務の進め方及び考え方に統一が図られていない面が見受けられたり、本庁と総合支所間における事務量、事務内容及び職員数のバランスがとれていないといった諸問題が浮き彫りとなっております。この点につきましては、合併後間もないことからやむを得ない面もありますが、本庁及び各総合支所間で速やかに調整を行い、市内全域で公平かつ効率的な処理が行えるようにする必要があります。

そこで、各業務内容及び事務量を精査し、本庁及び総合支所の現況の諸問題の洗い出しを行ったり、長期的な展望に立ち、本庁方式及び総合支所方式の十分な調査研究を行い、簡素で効率的な組織機構を構築するために、助役を委員長とする西予市組織機構検討委員会を設置いたしました。

また、合併後のそれぞれの地域の実情や市民の皆様の声を職員一人一人がすみずみまで把握することや、本庁と総合支所間の事務量及び職員数のバランスの適正化を図るため、大幅な職員異動による人事交流を実施する予定であります。

さらに、17年度には女性対策室を設置し、審議会等政策、方針の決定の場に女性の意見を十分に反映できるシステムの構築に努めたり、行政コストの削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等を図るため、行政評価システムの積極的な導入を行ってまいります。

いずれにいたしましても、当の間は総合支所方式で事務を取り扱うという合併協議決定事項を尊重した上で、本庁方式及び総合支所方式の両システムを十分に調査、検収し、改正すべき点は早急に見直しを実施し、住民本位に立った効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、財政改革についてであります。今や国、地方を合わせた長期債務残高は、本年度末には719兆円に達する見込みでありまして、財務省幹部が幾ら歳出を抑制しても借金は減らない、国の財政は未曾有の財政危機にあるといったような談話を見受けております。このように国家財政が破綻寸前の状態でありまして、財務省はプライマリーバランスの黒字化という大きな目標を持っており、今後におきましても地方交付税等の削減を図ることが十分予測でき、地方の財政も冬の時代が到来する気配が感じられます。

また、さきの新聞報道等で、県知事公舎が来年度売却、あるいは香川県はこの状態が続くと再建団体に陥るといったような記事が掲載されており、国同様地方も未曾有の財政危機状況にあります。

そこで、ご質問で財政改革はどのように考えているかとのことでありますが、まず市有財産につきましては、当局においてもさまざまな角度からとらえていた事案でありますので、いま一度活用状況を精査し、処分が可能なものは積極的に各機関に打診をしながら進めてまいりたいと考えています。

次に、財政改革には、議会としても計画段階に何らかの形で参画することが望ましいのではないかとこのことでありますが、このように西予市の財政事情にご心配をいただき申しわけなく思っておりますとともに、熱意ある議員の皆様から感謝を申し上げます。

ただ、行財政改革は既に進められているのはご案内のとおりであり、行政改革推進委員会等への編入は不可能であります。しかし現況の財政内容を逐一掌握されている議員の皆様でありますので、議会サイドにおいて独自にプロジェクトチームを編成され、財政サイドとの研究、検討を重ねていただくことも一つの手法ではないかと、このように考えております。

次に、3点目の構造改革特別区域法をどのように受けとめているのかについてお答えをいたします。

従来の全国一律を前提とした制度では、地域の実情に対応できなかったり、時代の要請に適合しなくなったりしており、活動を妨げる事態が起こっております。構造改革特区制度は、民間事業者や地方公共団体等の自発的な立案により、特定地域を設け、その区域内で地域に応じた規制緩和を行うことにより、各分野における構造改革を推進するとともに、地域の活性化と経済を促進させる目的で平成14年7月にスタートいたしました。

計画の認定申請期限は、議員ご質問のとおり、法の定めにより平成19年3月31日までとなっております。構造改革特区の手続は、まず提案を行い、その後申請となります。提案は、民間事業者、地方公共団体を問わず、だれでも直



接内閣官房構造改革特区推進室にできますが、提案を受けた内閣官房構造改革特区推進室は関係省庁と協議、調整します。提案が認められれば、その後地方公共団体が構造改革特別区域計画の申請を行い、内閣総理大臣が認定する手順になっております。

現在、西予市における特区の申請はありませんが、今後行政を進める上で、規制緩和等の必要な案件が生じましたときには、この制度を活用していきたいと考えております。

また、検討委員会設置のご質問もいただきましたが、以前に民間の事業者から特区提案について協議があり、事業者と行政で検討した経緯もあります。この時点では2者の協議で対応できましたが、今後検討委員会設置による研究協議が必要となれば検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 たくさんの質問をいたしました。ご丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。それぞれに再質問をしたい点がたくさんあるわけですが、時間の制限もありますので、これはまた後日書面をもって再質問をさせていただいたらと思っております。その中で、教育問題で、先ほど教育長の答弁の中で、例えば学校の教育の目的は何かという話において、それは各先生に通達できて、共通認識を持たれておるといふような答弁でございましたが、じゃあなぜ学校によって国旗を掲げない学校、国家を歌わない学校があるのかというふうな、我々からすれば疑問があるわけですが、そういったことを細かく追求しておりましたら切りがございませんので、1点だけ質問をさせていただきたいと思っておりますが、私がこの第1番目の問題をなぜ質問したかということですが、私は今学校を見ておりますと、教育の理念と教育の目的というのが混同されているんじゃないかなという思いがいたします。その結果、非常にわかりづらいという印象を受けております。

それはどういふことかと言いますと、わかりやすい話を1つだけさせていただきますが、ことしアテネオリンピックで日本の選手はたくさんメダルを取りました。ところが、何年前の大会のときに、先ほど教育長も言われましたように、日本は非常に豊かになって若者にハングリー精神がなくなったと、だから将来においては日本のメダル獲得はなくなるであろうというふうなことをマスコミが言っておったのを私記憶しておりますが、今回のオリンピックを見ますと、それを裏切って、予想に反して、あれだけメダルを取っております。じゃあ、今の子は急にハングリー精神ができたかというところではないと思えます。それは具体的な彼らに目標がはっきりと見えてきた、それは世界の頂点に立つということであろうと思えます。ですから、あの結果が出せた。ところが、オリンピックの精神は何かということは、ご承知のようにオリンピックは勝つことではなく参加することに意義があるということになっております。それを目標に掲げたらメダルは取れるんですかという話になると思えます。

ですから、今教育の理念もその辺にあって、その理念と目的を混同してしまうと何が何やらわからなくなると。だから、今子供も親も、何のために金をかけて勉強させておるのかということが現実わかってないんじゃないかと、私もわかりません。ですから、これは大変な作業であろうと思えますが、やはり教育委員会を中心として、そのことを明確にして、そして子供にしっかりと目標を掲げてやる、それもわかりやすくシンプルに掲げてやるのが子供の成長につながるんじゃないかなという個人的な見解を持っております。

そういうことで、これ教育長に再質問にはなりません。私のそういう意図で質問をさせていただきました。それからもう一点、これで終わりますが、市長に質問いたしました教育基本法の改正についてでございますが、ご答弁のとおりであると思えます。ただ、私1点心配をいたしておりますのは、今の教育基本法は、市長が言われましたように理念であるということ、具体的なことではないという話だったと思えますが、ただ私も今回これを機に教育基本法を見てみると、教育基本法第6条に学校教育という項目があります。その学校教育の項目は、学校を運営できるのは国、地方公共団体もしくは学校法人に限るという形になっております。これ基本法です。

ところが、現実を見ますと、岡山県に株式会社朝日学園という学校が既にあります。これ民間でございます。名のとおりのこと、基本法と現実がもう完全にここに違いが出ておる、これはだれが考えても基本法を変えなければいけないんじゃないかと言われても不思議じゃないと思えます。

それと、日曜日あたりに松山の方に行きますと、必ずと言っていいほど街頭でマイク持ってやられてる方がおります。それ見ますと、改悪教育基本法断固反対と書いてあります。改悪教育基本法は何かそうなのかと立ちどまって聞いてみますと、大半の人が言われてることは、今回の教育基本法の改正は、イコール軍国主義へつながる改正であるということと強調されております。しかし、教育基本法を見て、素人が見て何でそんなことの発想になるのかなと思うわけですが、あれが全国至るところでやられますと、教育基本法はイコール軍国主義をつくるための基本法みたいな国民が錯覚を受ける心配があります。

ですから、そういうことが世の中に当たり前にならないためにも、これは国民の議論として、そしてそれは議会なり行政が率先をして、やはり今の時代に合った基本法とは何かを議論しておく必要があるんじゃないかなというふうに思えます。

それと、その改正というにはいろいろ広い改正がありまして、一字一句変えるのも改正でありますし、全面改正するのも改正であります。ですから、必要なものは改正する、そうでないものはいじる必要がない、それぐらいな度量を持って、私はそう被害妄想的な発想にならずに、やはり寛大な精神で、今の実情に合った教育基本法を日本国民の手で改めて僕はつくるべきじゃないかなと、そういうスタンスを私は市長に持っていただきたいということで質問をさせていただきました。

あと細かいことは、後ほど書面でまた質問をさせていただきたいと思えます。

終わります。

○議長 答弁要りませんか。

○5番元親孝志君 はい、要りません。

○16番岡山清秋君 おはようございます。

元親議員がすばらしい質問をされましたので、大変やりにくいんですが、私はお手元に配付しております3点の質問といいますが、再確認の意味でお尋ねをいたします。

まず1点目でございますが、台風被災箇所早期復旧と、施工箇所、工期、建設業者等のバランスのとれた発注についてお考えを伺いたしたいと思います。

今年のご承知のとおり、夏から秋にかけて史上まれに見る大きな台風が相次いで日本に接近、上陸をいたしました。西予市におきましても、各地に豪雨と暴風を伴い、公共施設を初め農林水産施設と農林水産物に多くの被災をもたらした、住民生活と地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

理事者におかれましては、現地の被害状況、それらの把握に努められ、国、県に対し、早期復旧と再度災害の防止の処置を強く要望され、災害復旧に対する補正予算も農業用施設また林業用施設や漁業施設、道路橋梁、学校施設、これらに単独災害復旧費として今定例会にも追加されているところであります。残念ながら、かんきつ類につきましては持ち越しとなっておりますが、これから実施設計審査終了に合わせて、災害箇所への工事発注の段取りで事業が進捗すると思われまますが、私はこれらの早期完成の上から、特に今回のように数多い復旧を要する箇所の中で、集中をした発注がなされるのではないかと心配するところであります。できるところから早く取り組み、できるところから早く発注をしてやり、施行箇所、また工期あるいは建設業者等のバランスのとれた発注で早期に復旧をすべきと思うが、この

辺のお考えはどうか、まず伺いをしておきます。

2点目ですが、平成17年度改築予定であります魚成小学校に伴う必要木材の供給から建築までの地元の林家並びに地元の建設、建築業者等のバランスはどのように考えておられるか、この点につきましてですが、西予市城川町魚成小学校が、築後既に37年を経過し、時代の推移とともに老朽化が目立ち始め、部分改修を施しながら、かろうじてこれまで保全を図ってきたところであります。

近年における地震の震災における文教施設の被害状況実態から、子供を守る最善の方策として耐震診断を行われたところ、耐震性能の判定値が判定基準を大きく下回るという結果が出たわけであり、平成17年改築の方向で推進されることになり、これまで県との協議の中、木造建築で改修をされる方向が出たと聞きました。私も強く木造建築については希望をしていたものであります。うれしく思っているところであります。

西予市の面積約515平方キロ、この中で約72%が山林であります。その中でも、人口林率が約50%以上占めております。多くの優良材が生産されております。今日、先日の合併記念式典の県知事の言葉の中にも、林業の町城川町と言われたように、西予市には野村町、宇和町においても低迷を続ける林業環境ではありますが、地域活性化に向けての明るい展望を見出す必要があり、できるならば建築計画書作成の時期から、必要木材量を地域産材で供給できるようにし、分離発注等難しい課題があると思われすが、全体でも500立方前後の木材の供給から、製材、建築、建材等々、できる限りの西予市内の地元業者への働きをし、これらの入札のときには、市長みずからこのことにつき強く指導をされ、初代西予市三好市長の力量を問われる事業にされたいと思うわけでありすが、お考えはどうか伺いをしておきます。

次に、現代の湯治場を目指し、健康保養地中核施設整備事業が進む中、これに伴う近隣にある民間の施設、道の駅等への影響はないか、この施設が目的に沿ったものになっているのかということでもあります。

これも私の地元のことでありますが、西予市内には、現在野村町と城川町に温浴施設が工事着工をし、16年度には野村町、17年度には城川町が完成に向け工事が進んでおります。特に城川町には、宝泉坊温泉施設を初め隣接している宝泉坊ロッジ、ただいま工事が進んでいる第2ロッジ、美しい自然環境を大いに活用した現代の湯治場を目指し、健康保養地中核施設としてこのほど着工し、工事の進捗を見ているところであります。内部は主にプールゾーン、温泉浴室ゾーン、個別療法ゾーン、運動療法ゾーンの4つのゾーンに分けられております。だれもが楽しく、無理なく、自分に合った健康づくりができる施設として完成を待ち望んでいるところであります。

ここまでは全く素晴らしいものであると私も賛同するものでありますが、問題はこれからのことであります。当然おのおのの部門でインストラクター等がどのようになるのか、野村町、城川町両施設に必要なものではないか。私は町議のときから、今回のような施設はつくるのなら近隣にない目的に沿ったものをつくりなさい、中身についても、同じものをつくってもどちらにも成り立たないと言いつけてまいりました。

また、施設周辺には小売店や飲食店、野菜直売所なども予定されていると聞いておりますが、近隣には民間経営の施設、城川町では道の駅もあります。経営面で大きな影響が懸念されるところであります。おのおの自助努力をし、生き残りをかけて頑張っているときだけに、単に喜ばないところがあるわけでありすが、

なお、今回の城川町の工事中の事業の中には、既に機械器具面において一部外国製の器具も入っていると聞いております。その辺はどうなのか、設計に入っているのならばどういったものなのか、あわせてできれば伺いをし、私の今回の質問を終わります。

○安藤建設部長 岡山議員の台風災害箇所早期復旧と工事の発注について、私の方より復旧事務についてお答えをいたします。

本年の台風災害につきましては、ご案内のとおり台風10号、16号、18号、21号、23号と、5個の台風によりまして受けた被害が、公共土木施設で国庫補助対象分で約160カ所で被害金額が9億円、農地農業用施設災害で659カ所で7億円、林業の施設災害箇所39カ所、2億円の被害が発生いたしております。これらの復旧作業につきましては、市の単独分は9月補正予算に、国庫補助対象分につきましては、9月補正及び今回の12月補正予算に計上し、市の単独分につきましては順次復旧工事を行っております。国庫補助分につきましては、国の現地査定も12月までにおおむね終了いたしますので、今後は実施設計書を作成し、早期の復旧を図っていくよう作業を進めております。これらの工事の発注時期は、来年1月ごろより順次発注を予定いたしております。しかしながら、工期も3カ月余りありますので、工事の大きさによっては繰越施行も出てくるものと考えております。

しかしながら、全国的に災害箇所が数多く発生しておりますので、国の予算配分も本年度にすべて割り当てがあると限りませんので、事業そのものが一部は来年度に繰越することになるかと思っております。

以上、事務についてお答えをいたします。

○三好市長 私の方から、バランスのとれた発注についてお答えをさせていただきたいと思います。

市内の災害箇所は、野村、城川の2カ所に集中しております。両地区の建設業者だけでは恐らく今の数からして難しいと、大変だと、このように考えております。

したがって、市として、国の予算割り当てられる範囲は、早期復旧のためにすべて消化する計画で市内の建設業者が一丸となって取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので、全地区からの発注を検討したい、業者に発注をお願いしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○二宮教育長 岡山議員の2点目の質問にお答えをいたします。

現在、魚成小学校の改築につきましては、概算設計の段階であります。実施設計が完了した時点で、補助金の単価、実施単価との差等を勘案しまして、また予算計上の方法等検討した上で、可能な限り市内の材が使用できるよう努めていきたいと考えております。

また、建設業者の選定につきましては、法に基づきまして、公平、公正に対処していきたいと考えております。

以上です。

○松本生活福祉部長 それでは、3点目の健康保養地中核施設が与える影響についてご答弁をいたします。

この施設は平成16年10月8日に起工式を行い、2カ年事業として進めておりまして、平成17年12月オープンを目指しております。施設の運営については、民間に委託するよう検討している段階でありまして、民間法人に打診し、本年中にその返答をいただく予定といたしております。

道の駅への影響についてであります。道の駅は現在株式会社城川開発公社が運営いたしておりますが、この道の駅を含め、周辺施設も合わせて委託するよう検討いたしておりますので、打診しておる法人が受託をしていただけるのであれば、同じ経営となりますので、決して競合はいらないだろうと、このように考えております。むしろ入り込み客の増加により相乗効果があらわれるのではないかと期待をいたしております。

また、目的に沿った施設ができていくのかとの質問でございますが、この施設の設置目的は市民の健康増進を図ることであり、予防医学の観点から、自然の健康資源である温泉を活用した運動を通じて、介護予防や筋力の老化防止、あるいは中高年の生活習慣病予防などを図り、ひいては医療費や介護保険料の軽減につながる拠点施設として整備するものであります。したがって、これまで旧城川町で計画されてきました内容と変更いたしておりませんので、当初の目的に沿った施設であろうと、このように考えております。

なお、この施設に外国製の器具が使用されるのではないかとのご指摘がありますが、これはまだ今現在設計段階であ



りますけれども、今の予定でも、過度の運動を避けるためにも一応事前に体調を調べる器具という、これを外国製のものにするような計画にはしてありますけど、まだ決定をされたものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○16番岡山清秋君 それぞれ答弁していただきました、ありがとうございます。

まず、一番最初の件につきましては、この後山本議員の方でも質問されることになっておられますので、入札等々については省かせていただきますが、工期については、先ほど申しましたように公共事業がカットされているときだけに、よく考えていただきたいと思います。

2点目の小学校につきましては、地元でも森林組合を窓口にして、財産区、また個人の林家との話し合いもされていると思います。建築については、一番は現場の声も聞かなければいけないと思いますので、設計の段階から教師の声も聞いたり、そういったことも必要ではなからうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、最後の質問につきましては、今ほど答弁いただきましたが、一番は車社会の今日であります。お互いに健康であるということが、原点に帰ったときに今私どもに一番必要とされている施設ではなからうかと思っております。

そういった中で、目的に沿ったものにつくり、ついでに相乗りでやるというような事業にはしないように、集中をした、中身が充実したものに仕上げてほしいと思います。

また、外国製の機種につきましては、設計の段階で入っておったようではありますが、私ガなぜ外国製を言うのかと申しますと、以前城川町には自然牧場で、ハム工場でもハムをつくっておりますが、ドイツの機種を使ってやっております。当然長くなれば修理も必要になります、取りかえもしなければなりません。こういったときに、どうしても時間がかりますし、単価的にも国内製よりかは高い。国内になければ仕方ないですけれども、聞いてみますと、ないこともないということでありましたので、そういったことが前例にありますので、そういったことも設計の段階でよく研究をされてやっていただきたいと思います。

以上であります。

○二宮教育長 ただいまの岡山議員のご意思は十分尊重して進めていきたいと思っております。

○松本生活福祉部長 まず、運営についてであります。これについては我々もせっかくこのような施設でありますので、特に介護予防事業とか、そういうものをとんとん取り入れ、利用しやすいような形をとっていききたいと、このように考えております。

それと、器具についてであります。ご指摘のとおりだろうと思っております。その辺十分精査して、国内にあるもので同じぐらいの効用というか能力があるのであれば、その辺十分検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○28番大竹忠盛君 通告に基づきまして一般質問を行います。

今回は、防災計画の見直しと災害基金の造成、新たな公共交通システムの整備、町並博後の支援の3点について、理事者の所見をお伺いをいたしたいのであります。

まず最初に、安全で安心な暮らしを守るための防災計画の見直しと災害基金の造成についてお伺いをいたします。新市のまちづくり施策では、安全に安心して暮らせる生活環境は地域づくりの基本であり、地域全体の防災計画に基づき防災計画の充実を図り、さらに近未来に南海大地震の発生の可能性も指摘されていることから、総合的な安全対策や予防防災体制を整備充実しますとあります。これらの対策につきましては、順次整備計画が進んで思うのであります。ハード・ソフト両面からの防災計画を再検討すべきではないかと思うのであります。

11月3日の愛媛新聞によると、最近10年間の県内は、94年の渇水、95年の記録的な猛暑、2001年の大雪、昨年夏の天候不順など異常を示す例に事欠かない。そして、ことし観測史上最多となる10個の台風が日本に上陸、もはや異常の恒常化と言っている状況だ。中でも、土砂災害の引き金となる集中豪雨、記録が残ります1937年以降、県内で時間雨量100ミリ以上が観測されたのは3回だけでありまして、そのうち2回は今年度に観測をされています。短時間で激しい雨が降りやすい傾向は、データの上からも読み取れると異常の恒常化はあすの危険を警告するシグナルであると結んでいます。

さきの新潟中越地震では、防災無線が機能しなくなる、電話は不通、さまざまな課題が浮き彫りになりました。我が西予市でも、台風による市道、林道、公共施設等の災害、ミカンを初めとした農産物の被害はまことに甚大でありました。

あってほしくないことではあります。西予市でも仮に震度6クラスの地震が発生をいたしますと、特に山間部の多い野村、城川では、幾つかの集落が孤立する心配もあります。飲料水の確保、情報収集など緊急を要する課題も多いと思います。さらに、海岸部の多い三瓶、明浜では、津波の心配もあります。池の多い宇和では、ため池の崩壊も心配されます。これらの緊急事態に迅速に対応するためには、行政、地域住民が一体となって行動していかなければならないと思うのであります。消防団の役割も極めて重要であります。私は一つにはこのたびの台風や地震の教訓を生かし、ハード・ソフト両面からの防災計画の見直しが急務であると考えられます。理事者の所見をお伺いしたいのであります。

2つには、迅速な対応が求められる災害時に対応するためには、災害基金、これはあくまでも仮称であります。厳しい財政状況ですが、災害基金を造成し、規則をつくり、災害時直ちにに対応し得る資金も必要かと思っております。これについても理事者の所見をお伺いしたいのであります。

次に、西予市の一体感を醸し出す上からも大変重要であります新たな交通システムの整備、充実について伺います。

私はことし7月、それぞれの町を回らせていただきまして、交通事情を含め現在のバスの運行状況等について、その概要を調査させていただきました。それぞれの町で工夫を凝らし、現状にマッチした計画で運行をされていますが、住民ニーズ、財政、陸運局との協議、管理運営の方法等さまざまな課題も多いと伺っています。市でもこれらの現状に立脚した対策を講じられていることはと思いますが、新市のまちづくり施策では、交通弱者に配慮した新たな交通システムと施設の整備、特に高齢者、身障者、子供など交通弱者のために運行されていた福祉バス、通学バスなどを広域化した、市全体の中で便利に利用できるように、ルートあるいは便数、運営主体などを検討し、適切な運行を図ると示されています。実に的を射た施策であると思うのであります。

しかしながら、現状では、計画にありますルートの問題一つにいたしましても陸運局との協議が必要であり、一方それぞれの町で運行をしております管理運営形態をどうするのか、宇和島自動車とも毎年のように路線の廃止が進められています。これらに対し、市としてどう対応していくのか、課題はまさに山積していると言えます。

現在、西予市全体では、市民の利便性を図るためのバス、スクールバス、福祉バスなどを合わせますと、19台が市が直接、間接的にかかわっていますバスが運行されているようであります。十分な調査はし切れていませんが、バスの減価償却、運営管理費を含めると相当の予算に上ると思うのであります。

さらに、宇和島自動車への補助金、年によって異なるようでございますが、平成15年は9,250万円、ことしの平成16年は見込みのようでございますが、国・県合わせて4,110万円、市の補助が3,260万円、合わせまして約7,300万円程度が助成される見込みのようでございます。市が現在管理運営をしています管理運営の状況でも、直営の場合と地元の観光会社に委託した場合の経費は約2分の1以下になるようでございます。

今後は、三位一体の改革等で国・県の補助も減額が予想されます。そうしますと、現在運行されている宇和島自動車路線バスも廃止路線が多くなることが想定されます。市が現在運行しているさまざまな形態を抜本的に見直すコース、交通システムの一元化が必要ではないかと思うのであります。特に、効率的で効果の上がる管理運営は、今日の財政状

況から考えますと重要な視点であろうと思うのであります。そのためには、5年程度を想定した中期の交通システムの目標を定め、それに基づきしっかりと計画を立てる必要があります。これら計画を実現するためには、当然住民の方々への説明も必要でありましょう。さらに、陸運局との協議、最も大切な路線計画、管理運営の方法など中期展望に立脚した緻密な計画が求められると考えられます。どのような計画におられるのか、伺いたいと思うのであります。

最後に、「2004町並博」後の支援策について伺いをいたします。

4月29日のれんげ祭りに幕を閉じました町並博、愛媛県の積極的な支援、これらの行事に参画された自主企画グループ、多くのボランティア、関係職員の、これらに対する積極的な取り組み、そして多くの市民の支えにより、大成功のうちに10月末をもってひとまず幕を閉じたと思います。

南予全体では173万人がこの町並博に参加されたと同っております。宇和でも、中町を中心にさまざまな催しが企画され、実践されました。カウントされた参加者は約17万5,000人余りと言われておりますけれども、カウント外の入り込み客も相当数あったのではないかと伺っております。ちなみに、文化の里の入館者を見ても、先哲記念館、開明学校、民具館、米博物館合わせまして、4月から10月の6カ月間の入館者は8万1,000人と伺っております。前年度同期約2万9,000人と対しますと、実に2.8倍という大幅な入り込み客のアップが数字にあらわれています。土曜、日曜にもなりますと、中町かいわいはまことに活気に満ちあふれていました。

市としても、この催しを一過性に終わらせることなく、さまざまな対策を考えていられることと思いますが、県でも南予広域連携観光推進協議会の事業が国土交通省のモデル事業に選定されたと同っております。地域活性化のためには、このたびの町並博でも活躍されました自主事業に参加していただいた方々、関係された地元市民の協力は今後欠かせないことだろうと思っております。市といたしましても、体力に見合った新たな支援策、関係市町村のネットワークづくり等も必要であると思うのであります。

一方、行政だからこその行事、宣伝等もあるかと思いますが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますのであります。活性化のための大切な視点は、地方の地域の方がどれだけ情熱を持ってそれぞれの事業に参画していただくかと考えられます。聞くところによりますと、引き続き多くの自主グループが活動されると伺っております。これらの団体に対しての支援も必要であろうと考えられますが、町並博支援後の市の支援策について伺いをいたしたいのであります。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○森総務企画部長 大竹議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、安全で安心な暮らしを守るための防災計画の見直しについてであります。市町村においては、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定しなければならないことになっており、西予市におきましても、西予市地域防災計画を策定すべく担当で策定を急いでいるところであります。また、東南海・南海地震に対する防災対策につきましても、この地域防災計画に盛り込むよう計画を進めているところであります。策定に当たりましては、特に宇和海に面する臨海部から四国山系の立地条件の異なる旧5町が合併したことによりまして、地域の災害特性を踏まえた防災計画づくりが大切になってまいります。

阪神・淡路大震災では、災害時の住民の生活を守るために地域コミュニティが重要な役割を果たしておりまして、日ごろからの住民と行政の連携が大きな力を発揮いたしました。このため、逃げる発想から守る対策へを重要課題とし、市民みずからが地域を守るまちづくり、防災体制の確立、災害に強いまちづくり、防災に視点を置いた総合的な施策展開、以上の4点を基本方針として地域防災計画を策定したいと思っております。

旧宇和町におきましては、防災マップあるいは職員防災初動マニュアルを作成し周知徹底を図っておりましたので、市におきましても西予市地域防災計画策定後はそのような形で周知徹底を図るとともに、さまざまな条件を設定した実践的な防災訓練を実施する等、防災意識の啓発を図っていきたく考えています。

次に、災害基金の造成についてであります。今年は例年にない大型台風が襲来し、西予市でも大きな被害をもたらしておりまして、被害総額は26億円となっております。それに対応する資源確保には大変苦慮をしたのが実情でございまして、余裕財源の無がいかにも重要なことか思い知らされた感じがしております。災害はいつ、どこで、どのような形で発生するかはだれも予測できませんが、しかし自然の摂理からすると、いつ起きても不思議なものでもありませんので、今回のようなことを教訓として、十分な蓄えをしておくことが肝要であると認識いたしております。

そういう中で、大竹議員も厳しい財政状況であることもご承知の上で、あえて災害復旧については迅速な対応が求められることからして提言されているものと理解をしておりますが、何分財政調整基金そのものが底をついてきている状態であるため、まずはこういった災害への対応もでき、そのほか幅広く運用ができます財政調整基金を早い時期に財政標準規模に応じた水準に返すことを優先したいと考えております。

しかし、事業が事業だけであることにかんがみまして、新年度予算の編成も含めて今後の検討課題とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、交通弱者にも配慮した新たな公共交通システムの整備についての質問につきましては、6番目の二宮議員の質問と同内容といえますが、重複する部分もあると思われるので、この後まとめて市長の方から答弁させていただきます。

以上です。

○大森産業部長 それでは、3点目の「2004町並博」後の支援策についてのご質問にお答えをいたします。

「町並博2004」事業は、県のコアイベント、市町村の地域企画イベント、地域住民による自主企画イベントの3部門について、4月から10月まで行われました。県実行委員会では、期間中におけるイベント客数を173万9,000人と発表をいたしております。西予市では、宇和のれんげ祭りなど地域企画イベントやそうきんがけレースの自主企画イベントなどが盛大に行われ、入り込み客も観光客も倍増し、地域の活性化につながったものと思っております。町並博事業の成果をこのまま終わらせることなく、今後も継続していきたく、これは県当局も関係者も熱望をしているところであります。

西予市におきましては、11月に町並博事業承継会議を開きまして、早速12月から軒先市の開催を決定したところであります。

また、今月下旬には「えひめ町並博」の仕掛け人でありました宮本プロデューサー、寺内コアイベント担当者を招いて、西予市の観光振興と中町通りを拠点とした地域観光についての検討会を開催する予定であります。商工会、中町住民、軒先市関係者、自主企画グループ、J.A等を交えての検討会になるかと思っております。

南予地域における南予広域連携観光交流推進協議会も8月に立ち上がりまして、国土交通省の観光交流空間づくりモデル事業の指定を受けております。平成17年度から5年間、地域観光の発展に向け事業が行われる予定であります。西予市としましては、これらの事業に基づき、町並み事業の承継を行っていきたく考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○28番大竹忠盛君 防災計画の関係について、もう少し具体的な調査が必要ではないかと思われる事柄もございましたので、追加的にお願いを申し上げたいと思うわけでありますが、今回林道等の被害現場を回らせていただきましたが、ほとんどが被災箇所は盛り土箇所のようにございました。事前の調査は十分いたしておられませんが、新聞報道等によりますと、災害箇所は間伐等が進んでいない箇所が多かったんでないかと、このようなことが言われておりますし、私も遠からずそのことが当たっておるのではないだろうか、このように思っておるわけであります。大変忙

しいことは十分理解をいたしておりますが、災害は場所によっては人の命を奪いかねないわけでありますので、事前に十分な綿密な調査と対策が必要になってくるのではないだろうか。

宇和のため池が160カ所近く今あると思いますけれども、これも明治時代に築堤されました古いため池も結構多いようでございます。これらに対しましても十分調査をしていただきまして、下流の住民にはいち早く避難対策の対応がとれるような施策が求められると、このように思っております。私は、型どおりの計画ではなくて、現実にあった科学的な調査に基づいた具体的な対策が必要ではないだろうか。

特に、今回の中越地震でも言われておりました、集落が孤立した場合、進んだ静岡県の先進地では衛生電話を、これ20万円余りするというふうにNHKで報じておりましたけれども、衛生電話を使って今から集落の区長さんと本庁とを結んだ訓練をしているということが報道されたやに聞いておりました。

私は、自然災害はいつやってくるかわからないわけでありますから、できるだけ具体的な調査、検討をいただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げたいと思います。

交通システムの関係については、二宮議員の質問の後にということでございますので、この点についても幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願い申し上げます。

○森総務企画部長 確かに大竹議員が言われますように、私たちも災害現場を回ってみましたら、そういう箇所が多く見受けられたことを感じております。そして、以前に大地震のありました北海道の奥尻町を研修に訪れた際にも、災害を体験して初めて防災計画というものの見直しができたということも聞いておりますので、その点十分調査、検討を加えて、災害時に対応できる計画にしていきたいと考えておりますので、もうしばらくで上がるまで待っていただきたいと思っております。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時36分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時48分)

○27番平野武男君 おはようございます。

私は、先般通告いたしました質問に許可をいただきましたので、3点ほどお尋ねをいたしたいと思っております。

一番最初に、本庁と総合支所での事務推進についてお尋ねをいたします。

西予市は、合併による旧町での行政サービスの低下を防ぐために、総合支所方式を採用しております。西予市全体の均衡ある行政サービスの推進をしていくためには、総合支所方式は必要であろうと思うが、本庁と各総合支所それぞれに事務を行っておりますが、本庁と総合支所間の事務連絡や事務処理は問題なくスムーズに行われておりますか。また、本庁、各総合支所でそれぞれに同じような事務を重複して不効率な事務処理が行われているようなことはございませんか。合併をして8カ月が経過をしており、事務推進や市民への行政サービス等についても現状が見えてきたのではないのでしょうか。事務の現状の把握と改善についての取り組みをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2点、市としての将来の事務推進体制の整備についてでございます。

西予市の職員に、現状では旧5町の職員をそのまま引き継いでおり、同じレベルの市と比べれば、職員の数はかなり多くなっていると思う。職員数に比較的小さなうちにあるうちに、事務の合理化を図りながら、将来に対する人材育成等を図り、市としての事務の専門性の向上や政策立案能力を高めていくための職員研修や政策課題解決のための研究制度等についての実施は考えておられますか。

3番、田之浜一三瓶間の道路改良についてお伺いいたします。

今後の西予市の均衡ある発展を図るためには、市内の交通体系の整備が不可欠だと思います。特に本庁と総合支所、また各総合支所間の道路整備は、今後の市政の推進の上でも重要な課題であろうと思っております。明浜一三瓶間については、平成5年度に国道378号線に昇格をしていますが、改良が進められているが、田之浜一三瓶間は未整備のままです。非常に危険な状況にあります。田之浜一三瓶間は美しい海岸線を有しており、観光道路としての期待も大きい。西予市の中で明浜一三瓶間は海のゾーンとしての役割が大きく、海を生かした観光事業が地域活性化のための大きな課題であると思っております。海を生かした観光路線として、また市民の生活路線として早急な改善が必要であると思っておりますが、どう対応をいただけますか、お伺いいたします。

この3点についてお尋ねをいたします。終わります。

○森総務企画部長 平野議員のご質問にお答えいたします。

まず、本庁と総合支所での事務推進についてであります。この質問につきましては、先ほどの元親議員への答弁と重複をいたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、将来の事務推進体制の整備についてであります。公共の担い手としての確に地域の課題をとらえ、効果的に対応できる職員を育成することは大切なこととあります。今年度は余り研修等開催することができておりません。しかし、来年度は空き施設を職員研修施設に利用するなどして、いろいろな職員研修の場をつくるとともに、町から市の職員への意識改革を含めた専門性や政策立案能力を高めていくための研修を実施して、職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、新入職員はもとより、中堅職員におきましても、税等の滞納徴収や介護施設等の現場研修を実施しながら、あすの西予市を担う職員の育成を図ってきたいと考えています。

○三好市長 平野議員の第3点目でございますけれども、田之浜一三瓶間の道路改良についてご回答をしたいと思っております。

西予市まちづくり計画で、快適で便利な生活のまちづくりとして、第1番目に地域交通網の整備を上げております。道路交通網の整備は、市内の一体感と産業、文化、生活の活性化の向上を図るために最も重要な基盤整備であります。

ご質問の国道378号線は、田之浜一三瓶間の道路改良についてであります。ご質問内容のとおりほとんどが未整備区間でありまして、危険な箇所も相当あるのが現状でございます。管理者の県当局におきましても、今年度この区間で改良整備、防災対策をいたしまして7カ所、事業費で2億4,000万円の事業を予定いたしております。県の予算配分で公共事業費は大変厳しい状況であります。さきに申し上げましたとおり、道路網の整備は重要な基盤整備であります。今後も県当局に強く要望を行い、早期の改良整備を推し進めていきたいと思っている所存でありますので、地元のご理解を初め、議員の皆様のご協力を申し上げる次第でございます。

○27番平野武男君 先ほど来から、大変森部長の方から元親議員さんと私の問題が重複しているような感じでありましたので、その点答弁をいただきましたので、承知はしております。

私が思うのに、支所と本庁、支所の職員の人、そして本庁へ来てる、明浜から来てる人、その人に仕事の面を聞いてみると、わからないというのが多いんです。だから、それわからないじゃあ困るがということで、私はどうしても、今研修を来年度からするようにしてということですが、それはまた安心したんですが。

そういうことで、やっぱりこれから大変な行政を背負っていくに、私は職員があってこそやれるんじゃないかと思っております。職員の研修等については力を入れていただいて、いいまちづくりにしていただきたい、このように思っております。

そして、3点目でございますが、今市長さんのお話をいただきましたんですが、7カ所ぐらいの2億4,000万円ぐらいの仕事がついてということでございますので安心をいたしております。本来なら、この問題はずっと前からひこずっておるのですから、三瓶町の議員さんたちと一緒に土木事務所の方に行ってもらってほしいということは、私もお願いをしてあったんですが、まず市長さんの方からどのようになってるのかお伺いをしたかったものですから、

質問したわけでございます。

本当に答弁ありがとうございます。終わります。

○2番松山清君 平成16年12月定例会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。日本経済は回復基調にあるとはいっても、ことしの7月から9月のGDP国内総生産の速報値がわずか0.2%の上昇ということにとどまるなど、景気回復はほとんど西予市では感じられませんが、地方は、先月下旬にほぼ全容が見えてきました約3兆円規模の税源と権限の国からの地方への移譲、地方交付税の削減という、すなわち三位一体の改革を国から迫られ、財政運営において極めて困難な状況になっていると言えます。国と地方の財政赤字が既に700億円を超え、返す当てのない途方もない額の借金に苦しめられている。しかし、それらが、実感が国民一人一人に感じられないというのが現実の姿であります。

国の方では、定率減税の2006年からの段階的削減が決定されつつありまして、かねてより話題に上っている消費税の引き上げなど、実質的増税ヘシフトしていると実感させられます。

県でも、知事公舎の売却を初め、45歳からの早期退職制度の導入や人員削減、給与の改定など、この三位一体の改革をにらんだ改革を具体化しようとしているのは周知の事実であります。私たちは愛媛県がこのような状態にまでなっているのかと驚いたものであります。

西予市議会においても、4年後には法定定数が26名となりますが、取り巻かれている状況を踏まえ、さらに定数を下げようという声も聞こえてくるところであります。来年度以降において大いに議論となるところだと思います。

そのような状況を考えてとき、西予市に求められているものは何かと言いますと、それは行財政改革を早急に進めなければならぬということとであります。ちなみに近隣の市を見てみますと、宇和島市が人口6万2,000人で一般会計規模は230億円、大洲市は3万9,000人で170億円、西条市は5万8,000人で190億円であり、西予市の一般会計320億円規模というのは特例と思われる。そのような背景もあり、ここに来て、行政職員を適正に削減せよという厳しい声が西予市民から多く言われるようになってきています。

先ほどの答弁の内容を聞いておりますと、西予市の行政改革はなかなか進展しないのではないかという心配を持ちましたが、職員数削減の支障としてはいろいろ考えられると思います。例えば、西予市では合併の申し合わせで、退職者の2分の1を新規採用という方針ですが、全国レベルで見ても、他の地域では採用は8分の1というような事例もあります。早期退職制度の拡充も必要かと思えます。

いずれにせよ、合併の申し合わせも勘案しながらも、合併以後に新たに生じた国の行財政改革への対応、地方交付税の削減にいち早く取り組まなければならない状況になりつつあり、痛みを伴う改革を実行しないといけないときに来ているわけで、お金の使い方についてこれまで以上に慎重になり、不用なものは極限まで切り詰めていくとともに、やらなければならないことは大胆にも実行していかなければならないという困難の時代だと思えます。

そのような状況であることを念頭に置き、市民の暮らしの向上とこれまでの投資の有効活用などについて、6点ばかり伺いたいと思います。

まず初めに、光ファイバーの活用状況と今後の有効利用について伺いたいと思います。

西予市では、十数億円をかけて合併までに光ファイバーの幹線を整備し、各公共施設などには敷設が完了していると聞いていますが、その利用状況はどのようなものかお聞かせください。市民にはその十数億円という投資額ほどのメリットを感じられません。

愛媛県の情報スーパーハイウェイにしても、あれだけ通行どめにして国道を掘り返し、多額の費用をかけて設置したものの、あれは一体何だったんだろうかというのが私の実感です。住民サービスの向上とか、地域間の格差是正など、マスコミに情報スーパーハイウェイの言葉が流れていたころ聞きましたが、今現在全くそのかけらも感ずることができないという状況ではないでしょうか。小学校の授業や医療、県関係の事務には使っているということですが、その程度のためにあれだけの税金のむだ遣いはないだろうと、私は怒っているところであります。

西予市においても、設備投資ばかりにお金をかけて、それを有効利用しないという状況にならないようにしていただきたいものです。

イントラネットを利用して、各公民館、総合支所、保健センター、病院などで、議場外部のモニターと同じく議会中継等を見ることができるようになるのは、極めて簡単なことであると思えます。開かれた議会、また西予市での情報の共有のため、せっかく整備された光ファイバーを有効利用して、総合支所などで議会中継を見ようできないものでしょうか。

また、これから合併する商工会や既に合併したJA、森林組合など、市町村合併に伴い合併した各団体にも、この光ファイバーを早急に利用できるようにすれば、幹線を整備した意味も大きいと思います。

CATVの事業検討委員会も発足され、今後の検討を始めたようですが、一般市民に対してCATVだけのサービスにとどめることなく、その可能性を広く考えてほしいのですが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、竜王線、成谷線の観光林道の有効活用と遠見城の環境整備について伺いたいと思います。

西予市宇和町、西予市明浜町と北宇和郡吉田町で整備を進めている観光林道の活用について、今後の整備や管理の計画はどう考えられているのでしょうか。その活用計画についてお聞かせください。

今のままでは単につくっただけのようなことにはならないか心配しています。どのような観光なのか市民には理解できていません。先日、成谷線、竜王線を訪ねたところ、台風の災害のせいだとは思いますが、倒木が多く、通行もできないくらいで、引き返してきました。ことしは災害の当たり年だったためやむを得ない面もありますが、今後もこのような問題はいつ起こることも限らないのです。そのような場合の対応と管理はどうするのか。また、あれだけの頂上線がどう有効活用されるのか、心配しているところであります。

全国的にスーパー林道などに対する批判もあるようですが、その道路の目的が達成できるよう、また市民に対して十分な説明ができるようなものである必要があります。

また、遠見城も以前は眺望がよかったのですが、今は鉄塔がふえて見晴らしが悪ばかりか、電線がたくさん張っており、景色を見るにも邪魔な状態となっています。昔は周囲の景観がすばらしく、何度も訪れましたが、今は行く気もしない程度荒廃しています。この際、シルバーボランティアの応援をかりなど長期的展望に立って、法華津峠などともに、人が行く場所としてきれいにできないものかお尋ねいたします。

次に、中水道への取り組みについて伺いたいと思います。

中水道とは、雨水や一度使用した水を再利用し、水洗トイレや散水などの飲料水以外の限られた用途に水を有効利用するというシステムです。西予市宇和町は水がないということは、市政懇談会を回っても市民の意識の中に定着している印象を受けました。ボーリングをしても水が出ないで済まされない状況です。

私は、ことし2回石鎚山の土小屋に行きました。すると、1,400メートルを超えるあの水のないところで水洗トイレが設置されておりまして。ここに水道がつくられているのだらうかと思い、周囲の状況を調べてみますと、これは雨水をタンクにため、その水を散水や水洗トイレの水に利用していたのでした。実は、これは既に確立された技術で、東京ドームや東京モノレールの停車駅、天王洲アイルエリアでも実用化されています。また、特許も切れて、それは使う企業もたくさんふえてきているのだそうです。国の方でも、水は貴重な資源という認識から、中水道整備の促進に関する法律をつくって、その技術を推進していこうとしています。

西予市の水がない地域においては、例えばこれから計画される本庁舎など公共施設から、そのような技術を取り入れ



ていけないものなのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、私立幼稚園の就園奨励費補助金、運営費補助金と保育料の適正化について伺います。

西予市は財政が厳しいという印象が定着していますが、市政懇談会でPRしているとおり、保育料は国の基準額の64%と極めて安く、子育て支援の政策を実現しているところであります。

その中で私立幼稚園の経営危機が起こっているということは、懇談会で悲痛な叫びを聞くまで私自身としては知りませんでした。確かに保育料の保育料を下げて、さらに私立幼稚園運営補助金を削減したということになると、これまで幼児教育を支えてきた方々に対して配慮不足だったのではないのでしょうか。そのことは私立幼稚園に廃業せよという実質的な厳しい仕打ちにも思えてしまいます。

宇和町で言えば、保育料は30%近く下がったわけですから、幼稚園に通う人たちにもそれだけの保育料が下がるように、運営費補助金として加算をしなければならないと思います。

私立幼稚園は、80年以上前から幼児教育の先駆けとして公立幼稚園にかわって多くの卒園児を卒業させてきました。情報化社会、少子化など時代の変化はあるものの、畏敬や感謝の念に富んだ人間を育成するという伝統を受け継ぎ、これまで重要な幼児教育を実践してきております。

見せかけの少子化対策や子育て支援は税源ばかり必要となるばかりでなく、子供がふえるという本来の願いの実現はおろか、現実にはそのシステムに依存して、離婚の増大や未婚の母の増加、幼児虐待、家庭崩壊の進行など、これまで考えられなかった社会減少がふえているという指摘があります。本当の子育ての幸せというものを考えたとき、保育料がただ安いだけというよりも、むしろ保育園や幼稚園がその使命をしっかり果たしてもらうというの方が重要なのではないのでしょうか。幼児教育のともしびを消さないために、改善するところはすぐにでも改善するとして取り組んでいただきたいと思います。市長の考えはどうか、伺います。

さらに、意見を述べさせていただきますと、来年は財政調整基金が底をつくといういわば破綻寸前の西予市の財政から考えると、今の保育料の設定は全く理解できないところであります。これは合併の申し合わせなので、本年はやむを得ないと考えますが、来年度から改善を図っていくと、行政改革はスタートできないくらいに思います。そのような中で、総合的に保育料のあり方を考えていただきたいのですが、三好市長はどう考えられるのでしょうか。

次に、西予市宇和町の校区の見直しについてお尋ねいたします。

宇和町では、旧町に人口が集まる傾向が依然として続いており、地域によって児童・園児の人数にアンバランスが生じています。これでは保育園や小学校の運営などに支障を来しているほか、人数の減少が著しい地域も見られております。教育的な環境は、宇和町小学校以外の多田、中川、石城、田之筋、皆田、明間などもすばらしいところがあり、伸び伸びと子供たちは育っています。校区については、宇和町の場合、旧町外へも幅広く通ってもらえるようなシステムがとれないか、さらに西予市全体としての取り組みはできないのか、伺います。

最後に、西予市での結婚推進の取り組みについてお尋ねいたします。

旧町時代には、各町それぞれの結婚推進についての仕組みがあったようですが、それがうまく機能してない場合が多いように思います。今後、西予市としての取り組みはどう考えているのかお聞かせください。

今、少子化が叫ばれていますが、一方結婚しない男女が増加傾向にあります。結婚相手を探してほしいという切実な願いが親からよく聞かれます。しかし、本人はというと、そんなにまでして結婚しなくてよい、いい人がいたら結婚するなどという例が非常に多く目につくわけでありまして。昔は世話好きな人がいて、多くの人の世話をしてきたのですが、最近はそのような話も少なくなってきました。

西予市は合併して人的交流の機会もふえ、また組織の枠組み自体も大きくなったのですから、全市にわたり結婚推進に取り組んでいく必要があると思っております。出会いの機会が少ないのですが、従来のイベント式の対策でなく、さらに昔の世話好きの方式のようなやり方がよいと思います。これまで結婚推進委員は区長など当て職的な方が多かったようですが、公募して委員を決めるなども必要かと思っております。私も公募なら一肌脱がなくてはとさえ思っています。市長の考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○森総務企画部長 松山議員の光ファイバーの活用状況と今後の有効利用についてお答えをいたしたいと思います。

光ファイバーの整備によりまして、各総合支所間での戸籍、住民票、印鑑証明などの手続や各種証明の申請などの窓口サービスをスムーズに行うことができております。また、主要施設に配備しましたキオスク端末でインターネットに接続され、ホームページや行政相談に利用されております。

今後は、そこから図書館の蔵書検索や公共施設の空き情報の閲覧などの新たな市民サービスの向上を図っていく予定であります。

インターネットを利用しまして議会中継をすることは、確かに技術的には容易であります。カメラ、テレビ等の機器導入など予算的なこともありますので、議会事務局、財政課とも協議をいたしまして検討していきたいと考えております。

光ファイバーは、地域公共ネットワーク整備事業という総務省の補助事業で導入しておりまして、行政以外の民間団体には回線の貸し出しはしていません。今後、市が推進するCATV事業での総務省との協議の中で検討していくとともに、CATVで整備するネットワークの多様なサービスについては、検討委員会に図っていきたくと考えています。

以上です。

○大森産業部長 次に、2点目の竜王線観光林道の有効活用と遠見城の環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の観光林道の有効利用についてでございますけれども、林業振興と観光促進を兼ね、旧宇和町、旧明浜町、北宇和郡吉田町が広域的な取り組みとして、法華津峠を起点に県道宇和・高山線に至る延長6,777メートルの基幹林道を開設をしたところであります。山林の利用面積は460ヘクタールに及び、新規作業道開設による有効的な除間伐を推進し、低迷する森林整備の活性化を図っているところであります。

観光道路としては、今後舗装整備を検討しております。また、宇和海や宇和盆地の展望の要所としてのスペースも確保しております。将来的には歴史博物館に至る観光ルートとしても開発を視野に入れております。

それから、維持管理の問題でありますけれども、法華津は高山線開発協議会で当面維持管理をしていくということにしております。

それから、台風の災害についてのご質問もありましたけれども、確かに草刈りがおこなわれておりますけれども、現在作業をやっております。

一方、法華津峠は足摺宇和海国立公園に指定されておりまして、管理面では特に注意を払っているところであります。ご指摘の遠見城につきましては、近年電波塔の建設により見晴らしが非常に悪くなっております。自然景観面での観光資源としては若干価値が下がったのではないかと考えております。

現在のところ、大きな投資をしての整備は考えておりませんけれども、草刈り程度はやっていきたいと考えております。

また、ことし4月の西予市の合併、来年8月には吉田町合併での、昭和46年に発足しました法華津野福峠観光開発促進協議会も変わってまいります。将来的には西予市と宇和島市との開発促進協議会の設立ということになってまいります。

ます。現状も、先ほど言いましたように鉄塔などの状況で随分と変わってきております。再度協議を行い、議員の皆様との提言もいただきながら、よりよい方向を探っていききたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○安藤建設部長 松山清議員の3点目の中水道への取り組みについてお答えいたします。

西予市宇和町の水道事業につきましては、現在第4次拡張事業を進めております。拡張計画の内容は、空所、郷内、西山田の各一部の未給水地区への拡張、四国縦断自動車の開通によります観光客の増加、公共下水道の供用開始に伴う生活用水の増加等を補うために、新たな水源開発を行うものであります。

現在、明石地区にボーリングを実施いたしまして、1日当たり約1,000立米の取水が可能となりました。計画どおり施設整備を進めております。

ご質問内容の雨水をためたり、一度利用した水の再利用を含めました中水道システムへの取り組みは、西予市では現在のところ計画はありませんが、さらに安定した水資源の確保を図るため、今後公共施設からそのようなシステムを取り入れることについて先進地の事例もあるようですので、十分に研究していきたいと考えております。

○三好市長 それでは、第4点目の私立幼稚園の就園補助金と保育料の適正化について、私の方から回答させていただきます。

合併協議会の調整案件として、保育料の徴収基準額に対し、旧5町の調整額がまちまちであったため、どの町の徴収量に合わせかが問題となりました。ちなみに、国の基準を100とした場合に、旧明浜町が81.74%、宇和町が83.74%、野村町が65.48%、城川町が73.06%、三瓶町が63.86%でありました。旧5町平均では78%でありました。しかし、子育て支援を全面に出しまして、一番徴収率の低い旧三瓶町に合わせまして、約64%としたというのが合併協の結論でありました。これによりまして、この西予市におきまして約4,000万円の一般財源の持ち出し、増額となりました。さらに、今回の12月補正をお願いしておりますとおり、保育料の下げにより保育園の通園が増加したということで、5,200万円の追加補正をしていただくところでございます。

私も、市政懇談会におきまして、私立幼稚園経営者からの発言で、初めて今回合併調整案件が別の角度では大変な問題を露呈していることに驚いております。この大きな原因は、保育料の下げによる2私立保育園通園者の減員によることでもあります。このことを考慮いたしまして、新年度に向けて保育料の適正料はどれくらいか、また幼稚園の運営補助金の必要額がどれほど適切であるかという点を検討していきたいと、このように思っております。

○河野教育部長 今ほどの松山議員の幼児教育の関係を、若干市長の方からも答弁しましたけれども、一般質問の一番最初に元親議員からも教育の必要性あるいは教育長の方から教育の持つておる使命感、そういったようなものが議題として上がりましたけれども、幼児教育におきましても、子供を育てていく一番最初の時期の教育ですので、大切な教育であるというふうに認識をいたしております。

それで、私立幼稚園の運営費の補助については、先ほど市長が答弁しましたので、あと残りの幼稚園の就園奨励補助金の関係なんですけれども、現在国、県、市で保護者の所得によって、保護者にそれぞれ所得に見合った補助金を交付しております。その補助金のこれから存続していくかどうかということは、国の動向を見なければならぬわけなんですけれども、今回の補助金の削減の中に入っておりますので、これからその推移を見ながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、次の西予市宇和町における校区の見直しの関係なんですけれども、これは宇和町だけでなく、西予市すべてに該当するわけなんですけれども、この通学区域については、西予市教育委員会の規則で定めておりますので、勝手に校区外への通学ということはできないことになっております。具体的には、児童・生徒の保護者の住所によって学校、校区が決まっております。例えば、宇和町ですと、私小原ですけれども、宇和町小原に住所があれば岩木小学校へ行かなければならないことになっております。

そういうことで、確かに松山議員が言われるようないびつな関係もありますけれども、このことについては抜本的な行政の見直しとか、あるいは地域のあり方についての議論の中で考えていかなければならない問題だというふうに思っております。ですので、現在のところこの規則どおり実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、次の結婚推進の取り組みでございますけれども、各町それぞれ結婚推進についての取り組みがなされてきております。宇和町では、結婚推進委員会というような組織を立ち上げて、毎月5日の日を結婚相談日と決めまして、結婚に関する相談を受け付けながら結婚の推進を実施をされてきております。それからまた、野村町におきましては、結婚推進のためのイベント事業、こういったようなものが実施をされておりますし、また農業後継者を対象にしたような取り組みも、明浜あるいは城川等でも実施をされております。それぞれ形は違いますが、あるいは対象が違いますけれども、それぞれの町で結婚推進が実施をされてきております。

そこで、どの方法がベストであるかは別として、議員がご提言いただきました世話好きな方のお世話によって結婚を推進していくという方法も一つの方法だろうというふうに思っておりますので、これから取り入れていきたいというふうに思いますし、そういうような結婚推進の環境づくりもつくっていききたいというふうに思います。

それからまた、既に結婚推進委員会を立ち上げておりますけれども、その委員の選任についても、公募とか、指名とか、いろいろな方法についても今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○安藤建設部長 先ほどの3点目の中水道への取り組みについての答弁中に、本来四国縦断自動車道の開通と申し上げるべきところを、四国縦断自動車道と言ってしまうまいりました。訂正をしていただきたいと思います。失礼しました。

○2番松山清君 大変多岐にわたる的確なご答弁をいただきましてありがとうございます。

その中でもちょっと多少ニュアンスの違いが、一番最初の光ファイバーの活用状況というところに関してですが、これが多額の投資をしながらも、現在有効的に活用されていないんじゃないかという私の疑問がありまして、これはCATVができてからということですが、それよりも、いち早く使えるものは使って、そのメリットを出していきたいというふうなことであります。

その中の答弁の中で、例えばの例ですが、議会中継をするのにカメラとか機器とかと言われますけれども、もう現在既にロビーにもありますわけで、カメラもついたりしますわけで、そういったものを使えば費用をかけずに、そういうことを載せるだけでできるんじゃないかというような基本的な考え方がございます。

それで、とにかく愛媛の情報スーパーハイウェイで私たちの生活はどうだったんだろうかということを考えたときに、余り市民にメリットがなかった。これを、岐阜の情報スーパーハイウェイを見ますと、情報スーパーハイウェイの間は通信事業者が無料で貸し出してます。通信事業者はそこから先、情報スーパーハイウェイが行ってるところから先です、そこから先の通信費とそこまでの通信費で、いわゆる今のIT化を進めておるということでもあります。

それを西予市に置きかえたときに、私たちの町宇和町はADSLという通信ができて、今はモア47メガということで大変快適にできるわけですが、西予市の中にはADSLさえ未整備の部分があるということです。そこに光ファイバーは行くとるわけです。ですから、そこから先の部分を、だれにもかれにもというわけにはいかんと思いますが、ある程度認定された通信事業者等に利用させる。そうすることによって、もっと西予市の中が情報に対して開かれた世界になるんじゃないか、地域間の格差が是正されるんじゃないかと私は思っております。

先ほどの説明にありました戸籍とか、印鑑証明とかありましたが、図書館とか、これというのは極めてわずかの情報の伝達なわけです。それで、今の西予市の光ファイバーを調べてみますと、どうも12ユニットといいますが、光ファ



イバーの中12本あるそうですが、簡単に言うたら十数億円かかってますから、1本1億円です。1本1億円の光ファイバーが12本あると、例えてみれば、それが1本もその能力を發揮してないような状況じゃないかというのが今の現状だと私は思っているわけです、また違っていれば教えていただきたいんですが、つまりあとの、じゃあ11本どがいを使うのということでもあります。実際は4本を使われているようですが、残りあと8億円分の試算は、これもうCATVにも使われるでしょう。それでもまだ余裕はあるわけです。ですから、そういったものを有効利用をして、西予市のどこでもIT化が進める、今の既存の施設を利用して十分なそういった享受がいただけるようにしていただきたいと思うわけでございます。

その他の分に関しては、適切なご答弁いただきまして、観光林道なども宇和町が見える場所ができることを期待しておりますので、またひとつよろしく願いできたらと思います。

以上で終わります。

○三好市長 松山議員の再質問の中で、光ファイバーの有効利用、十分ではないんじゃないかということの質問でございしますが、現実問題として、これできたからすぐすべて満度に行くというのはなかなか難しいわけでもございまして、だから今回の議会にもお願いしておりますけれども、CATVへ向けての基本設計のご予算をまずお願いしたい、このようなことも考えておりますが、とにかく委員会を立ち上げしておりますので、その委員会の中で今からどうという方向に持っていくかということとを私どもは検討したいと、このように思っております。

ADSLの関係でございしますが、今ほど言われるとおり、NTTの施設があるところからある程度のキロの範囲しか利用できないような高速通信がありますから、それについては私も非常にいろいろなお考えの中で苦慮しているところでもありますし、早くやりたいという地域もあります。そういうことも含めて、この検討委員会の中にやっていきたいと思っておりますし、またこの中で問題になるのは、八西地区のケーブルテレビとの問題があります。そこにも委員会、協議会があります。そこら辺との関係をどうしていくかとも含めて、そういうものをそろそろあることを解決しながらやっていく必要があると、このように思っております。県の当局的スーパーハイウェイがうまく機能してないというところも私も十分考慮した上で、新しい西予市の中の光ファイバーとCATVの方向の中でパソコン等々の十分な方向、そういう活用の方角も考えていきたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○29番二宮元君 私は、今定例議会に当たり、議長より一般質問の許可をいただきましたので、市長の所信をお伺いいたします。

先ほど大竹議員から交通弱者に対する質問がございましたけれども、私は野村の山奥に住む者でございしますので、そういった違った立場で地域の声を中心に質問をさせていただきます。

交通弱者、高齢者と子供対策をどう進めていくのかであります。

今現在、イラクではいつ終わるともわからない戦争が続いております。振り返れば、日本も59年前に同じ戦争があり、子供心にも今思ひ出して、あのとき真っ黒い戦闘機数機が編隊を組み、我が家の上空を不気味な物すごい爆音を響かせながら町の方に飛んでいった光景を、数回鮮明に記憶をいたしております。その都度、近くの防空壕に逃げ込み、ただ通り過ぎるのを息を潜めて待つ以外はありませんでした。戦争に関係のないイラク国民の人たちも同じ思いをして、ひたすら終わるのを待ち望んで、耐えているのだと思うのであります。戦争の最大の犠牲者はいつも国民であります。殺戮と破壊を尽くした将来にどれほどの意味があるのでしょうか。一日も早く終結して、平和がよみがえることを望むものであります。

戦争、そして敗戦から立ち上がった日本は、めざましい成長、発展を遂げてまいりました。食生活も安定し、医療施設、技術も充実し、寿命もどんどん伸びて、世界一の長寿国となったのであります。そして、今や超高齢化社会とも言われており、西予市でも100歳以上が18名、敬老者となる70歳以上は1万1,898名おられ、それぞれの生活をされております。親思う心に勝る親心という格言があります。まさにそのとおりであります。親は子を気遣い、ふるさとを思ふぬ者はいないのであります。敬老者の皆さん方は富国の復興と繁栄のために激動の時代を生き抜いてこられた方々で、豊富な経験と知識を兼ね備え、老いの哲学もあり、生き字引として地域に深くかわり、貢献をされていることはご承知のとおりであります。

特に、あの忌まわしい戦中、戦後の荒廃した社会情勢の中で、ひたすら貧困と粗食と重労働に耐えながら、我が子の成長と家族の幸せのため、地域の発展のために日々働き続けてこられた方々ばかりであり、まさにお年寄り家族にとっても、地域にとってもかけがえのない宝であると思うのであります。

丈夫で長持ち、健康に老いることは誰もが望む理想の生き方だと思うのでございます。思うようにいかないのがまた人生でもあると思うのであります。ちょっとしたはずみで転んだり、痛いのには我慢して病院に行かなかったりして病みつきになる場合が多いとも言われております。

最近お年寄りからよく聞く言葉は、「足が悪くてのう、お医者通いしているが、子供はおらんし、病院まで行くにはずっと離れた下の県道まで歩いていかならん、これが大変よ、本当に困つとらい。タクシー代はお金が必要なので乗れんし、何とかならんかのう」という苦情があちこちから聞かれるのであります。

お年寄りや子を持つ親のほとんどは、今の県道を走るバスの運行を望んではいないと思うのであります。福祉バスを利用し、市道、生活道路の人家の近くまで往復し、体に無理のない病院通いや買い物のできる交通弱者への配慮を切に望んでいるのであります。

ここで、合併前の旧町別宇和島自動車運行補助金の一覧表を調べてみますと、先ほども大竹議員からありましたけれども、平成15年度では、宇和町で2,382万1,985円、明浜町では258万9,000円、野村町では4,124万556円、城川町では944万6,715円、三瓶町では1,544万円、合計9,253万8,256円もの大金が支払われているのでございます。

そして、現在西予市内には11の診療所がありますが、特に野村、城川町など山間部のお年寄りは、福祉バスが運行できることになれば、医師、医療施設の整った市立病院通いを必ず望まれると思うのであります。過去の激動の時代を生き抜いてこられた気骨あるお年寄りたちは、それでも自力で生活できる間は人様には迷惑をかけることはない、自分のことは自分でと頑張っている方々たちを多く見受けるのであります。体をよくするために通う病院が、無理をして悪くなるような市政を決して行つてはならないと私は思うのであります。

地域ごとに選出されている民生委員の方々も、年寄りのためにも見回りや給食会など温かい配慮を尽くして、誠心誠意頑張っているいただいております。私どもも本当にありがたく感謝をいたしております次第であります。

合併して8カ月、始まったばかりではありますが、いいことはない、不安ばかりである地域住民からは嘆きの声ばかり聞こえるのであります。市長の所信表明の中でも、基本スタンスは第2で、地域の隅々まで光の届く、心の通う市政を推進していくと明言されております。そして、さきの西予市誕生式典では、地域で支える健康と福祉のまちづくりをスローガンに上げられております。この際、私はお年寄りからも、未来を担う子供たちのためにも、福祉バスのおかげで心も体も元気になり、安心して幸せな生活が楽しめるようになった、本当によかった、まことにありがたいという、合併してよかったという声を、感謝の声が交通弱者からも市内全域に響きわたるよう、この課題をぜひ実現していただきたいと、このように願っている次第であります。市長の英断と誠意あるご所見をお伺い申し上げまして、私の質問を終わります。

○三好市長 それでは、二宮議員の交通弱者に配慮した新たな公共交通システムの整備、充実についてのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、二宮議員の敬老哲学に敬意をあらわしたいと思います。また、私も賛同する者であります。さて、西予市の地形は東西に細長い地形で、大きく分けると海岸部から平野部、山間部と3つの地区に分かれております。これらの地域を広域幹線的に結び、幹線交通となっておるのが宇和島バス路線で、現在市内隅々まで系統路線が張りめぐらされておりまして、市内交通の距離は329.9キロメートルとなっております。

しかし、このバス利用者は、自家用車の普及と相反して、昭和44年のピーク時から年々減少し、バス会社としても大変厳しい経営を強いられられておられまして、また行政としても交通弱者を初め生活交通を確保する観点から、多額の支援を行っているのが現状でございます。

西予市の現在の運行バスは、市営バス路線が3、民間委託バス路線が1つ、行政目的外のいわゆるスクールバスが3、福祉関係に限定しているバスが3で、通勤、通学、通院などの生活や移動手段として自家用車などを持たない人々の身近な生活交通として重要な役割を担っております。

路線バスは、住民の生活に密着した公共交通機関として地域の要望にこたえてきた結果、系統が細分化され、非効率的な運行も見受けられております。しかし、現在の路線バスが運行されている区間に、他業者がバスを運行することは供用区間となり、併用の厳しい一面がございます。併用運行がちょっとできないという面でございます。

質問のように、交通弱者対策や市内の公共交通システム等、これからの地域の交通を考えますときに、他町村との結ぶ広域的、幹線的な路線はバス会社が受け持ち、一定の通行頻度を確保すると。一方、地域内の交通におきましては、地区住民が受け持ちまして、いわゆる地方自治体が受け持つということですが、生活上必要な路線運行を行うというのがいいのではなからうかと思っております。あわせて、広域幹線路線と地域内交通は、接続の整備、いわゆる地域生活バスターミナルとして位置づけ、効率的な利用を図っていく新しいシステムの構築ができれば理想であると思っております。また、市内交通システム検討会をこの新年度の中で立ち上げていく必要があるかと、このように思っております。

また、私も、野村の中で2カ所のバス路線が廃止されます。もう1月から一応その路線バスにつきましては市の委託バスを走らせていくということを今進めておりますので、地域の方には安心がいただけるのではなからうかと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○29番二宮元君 地域の声を私は代弁して質問いたしました。いろいろまあ制約もあろうとこのように思っておりますけれども、非常に交通弱者、困っておられる方が多いわけですので、前向きにひとつこの交通弱者が、弱者で終わらないように、取り組んで頂きますようお願いを申し上げまして私の質問といたします。ありがとうございます。

○28番大竹忠盛君 私も一般質問で交通システムのことを質問をさせていただいておりますので、再質問をさせていただきたいと思っております。

私が各町へ行って実態を調査いたしますと、例えばスクールバス、これは明浜の商工会が受託をされておるといふことでございますが、時間外はほとんど休んでおるといふ状況でございますし、三瓶町でもそのような傾向がうかがわれます。三瓶町では、町の方で3人の嘱託職員を雇用して実施をされておるといふ状況のようでございます。さらに、城川町でも市営のバスと民間委託のバスがあるようでございます。非常に形態がさまざまでございます。

これではいつまでもたっても抜本的な対策にはならないのではないかということで、あえて中期計画を定めて、しっかりした交通システムを検討すべきではないかという立場で質問をさせていただいたわけですが、私が商工会に在職をさせていただいております折に、買い物バスを走らせていただきました。そのときは、朝8時半から5時まで1台走らせていただいて、しかも安全のために車掌さんですか、補助員の方を添えていただいて、1日6万円余りでやらせていただいたわけでございます。そうしますと、仮に30日走らせると180万円ということになるかというふうに思います。やり方によっては、今の体系で民間委託等を総合的に判断するならば、かなり安く効率的な方法が考えられるのではないかとこのように思ったので、そういう計画をきちっと立ててほしいという立場で質問をさせていただいたわけでありました。

さらに、そこには、ここで市が現在当たっておる、雇用をしておる職員の方もおられるわけですから、再来年から新しい交通システムにしますよと言っても、その働いておる人たちの再雇用の問題を含めて、できるだけ早くきちんとした計画に基づいた効率的な運営を考えなきゃならんのではないらうかと。幸いいただいた市長が新交通システムについて検討会を立ち上げたなら、この答弁をいただいたわけでございますが、私は今の時代、民間委託を含めて大胆な発想の転換を図っていく必要があるのではないかと、このように思っておりますので、十分な対応をお願いをいたしまして、私の再質問を終わります。

○三好市長 大竹議員の質問についてお答えしたいと思いますけれども、旧合併前の5町の引き継ぎましたいろいろな交通公共システムについてのやり方については、ばらばらなところがあることは確かであります。しかしながら、必死に努力をしておったということだけ理解をいただきたいと、このように思うわけですが、私も先ほど言いましたように、宇和島自動車幹線道路を走っております。したがって、宇和島自動車の路線と競合することは基本的にはできません、今の法体系上ではです。

その辺のところをまず理解した上で、西予市としての交通公共システム、福祉バスも含めてであります。どうすべきかということを考えるような検討会を私は立ち上げたいと、このように思っておりますので理解をしていただきたい。統一的なシステムの検討を、あわせて議会の方もご理解をいただいて、大きな問題になっておりますので、一緒にやらせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。午後1時10分に再開いたします。(休憩 午前11時57分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時09分)

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○31番浅野豊重君 私は、先進医療を生かせる社会にと題しまして質問いたします。

人命は地球より重しの言葉がありますが、最近その命を自分で絶つ自殺者が実に3万4,427人となり、交通事故による死者の実に4.5倍にも達しております。これは平成15年度の警察署の資料であります。その中でも、健康不安の問題は37.5%にも上っておりますことでもあります。中で、自分が不治の病と思ひ込み、命を絶つ者が多くあるとも言われております。しかし、現在の医学は常に進歩をしており、不治の病はほとんどないと言っても過言ではありません。

そこで、私はある患者さんの手記を紹介し、例を上げて質問をいたします。

「私は、この「私は」は患者さんの言ったことであります。「私は平成13年に大腸がんの手術を受けましたが、6カ月後に肝臓に転移、再発いたしました。その後は内科治療に切りかえました。つまり抗がん剤による治療でございます。それを1年5カ月行いましたが、効果がなく、担当医の先生は重大発言をされました。言いにくいけれど、あなたの病気がこれから急激に進歩しますので、どう見てもあと3カ月の寿命ですよと言われました。私、そして家族ともに大変なショックを受けました。」

そこで、思いついたのが、いつかテレビで見たラジオ波治療であります。取り急ぎ情報収集を行いました。その結果、愛媛県や四国にはそのような病院がないことがわかりました。東京、大阪、いわゆる大都市の大きな病院では導入

され、治療成果も上がっているということが判明いたしました。早速手続をして入院したら、先生は大丈夫、引き受けまよと力強く言っていただきました。治療を受けました1カ月くらいの入院で、経過もよく、退院、それから二、三カ月一度検査を行っていますが、あれから1年7カ月、自分なりに生活しております。内科の先生が、あなたの寿命はあと3カ月ですと言われたことが夢のよう、またうそのような気がします。現在、私自身死ぬことなんて考えもつきません」と言っております。

このことを聞いた私は、このような患者さんに少しでも手伝いをしたいと思い上がりました。そして、本日の質問に至った次第でございます。実は、私も先般テレビでラジオ波焼灼療法があることを知り、関心を持ったやさきのことです。

ラジオ波治療とは、腫瘍に直接ラジオ波電流を発生させる針を刺して、電流を流して腫瘍を加熱させるという仕組みであります。原理的には、電子レンジで火がけないのに料理が温まるということと同じであります。腫瘍細胞は熱に非常に強く、60度以上の熱が加わると細胞が死滅するというものであります。世界的には、近年悪性腫瘍の治療を目的として広く用いられ、その有効性が報じられております。この治療では、針を刺すだけのことで、外科的治療に比べて明らかに患者の負担は少なく、悪性腫瘍に対する革命的な治療方法と言えます、患者さんに優しい治療方法であります。日本ではまだ日が浅く、全国でも症例数が少ないようですが、本年度の愛媛県でも、日赤、愛大附属病院、四国がんセンターに導入されたと聞いております。

これらの先進医療には保険が適用されません。しかし、その有効性が認められ、平成16年2月より、肝臓治療にのみ保険適用が認められたということでもあります。

ここで、治療費の一部を上げますと、肺腫瘍の場合はラジオ波焼灼療法、約1週間の入院で35万円が必要ということとあります。これでは患者さん、また家族に対する負担が重過ぎて、先進医療を受けたくとも受けられないのが現状であります。保険医療の選択を余儀なくされるのはこの現状であります。助かる道がありながら、助けられない人のいる今の現状を打破し、せっかくの先進医療をひとしく生かせる社会にしたいと思うのは私だけではないと思います。

西予市として、すべての治療に医療保険が適用されるように国に働きかけをすること、同時に保険治療に至るまでの間、要望があれば市単独でも支援策を考える時期に来てると思うが、市長の考えをお聞かせ願いたい。

なお、当然であります。予防の徹底は申すまでもありません。1つには、生活習慣病の早期発見の集団健診の活用、2つ目には人間ドックの推奨と支援、3つ目は食事やすべての予防方法をあらゆる機会をとらえて啓発指導を行うこと。

実は、私も議員会は、「西予市の健康課題」と題し、市の保健福祉課の職員と勉強会を行いました。優秀な方で、熱心でいろんなデータを出し、地域と病気との関係、食事と病気の関係など勉強いたしました。これらを全市民に啓発指導できるように、予算並びに支援をお願いするものであります。

以上、つけ加えまして私の質問を終わります。

○松本生活福祉部長 それでは、先進医療を生かせる社会についてご答弁をいたします。

ラジオ波焼灼療法によるがん治療方法につきましては、先ほどありましたように、超音波で観察しながら、がん細胞に直径1.5ミリほどの電極を挿入し、周波数の比較的低いラジオ波を流して、100度前後の熱で焼き、がん細胞を壊死させる治療法であり、手術以外の治療法として注目されているところであります。

日本でいち早くこれを導入した東京大学医学部消化器内科の医師は、肝硬変がある程度進んでいれば、直径3センチまでのがん細胞なら3個以内、単発では直径5センチまで治療ができ、肝機能の状態がよい場合は、この条件を超えていても治療ができることもあると言われております。入院期間も約2週間と、手術や他の治療法よりも大幅に短いので、患者の負担が少ないというメリットがあるところであります。

ただし、ご質問にも述べられておりましたように、ラジオ波焼灼療法は高度先進医療として扱われており、特定療養費制度として認定されているようでもあります。

特定療養費とは、移植手術など先端医療について、一般の病気と同様レベルの診察、検査、入院にかかる費用などは保険給付の対象とするものの、高度先進医療として認定される高度の手術など先端医療そのものは保険外診療として扱われ、自己負担の対象とする制度であります。通常の診療には、保険診療と自由診療とを使い分けることは認められていない、いわゆる混合診療は禁止されているわけですが、例外的に高度先進医療に該当する部分についてのみ保険診療の中に自由診療を組み込むことが認められております。したがって、ラジオ波焼灼療法そのものは保険適用にならず、付随する費用のみ保険扱いになっているようでもあります。

愛媛県国保連合会によりますと、ラジオ波焼灼療法を扱える病院は、近県では岡山大学医学部附属病院が認可を受けているようですが、松山市の日赤病院、愛大附属病院、四国がんセンターについては、申請は出ているかもしれませんが、まだ認可は受けていないだろうと伺っております。

また、費用につきましては、岡山大の事例によりますと、特定療養費が約37万円、そのほかに高度先進医療分が12万9,000円、個人負担をみますと、特定療養費の3割と高度先進医療分を合わせて約24万円程度になろうかと思えます。

今後、保険適用になるのかどうかについては確認できませんでしたが、5年の生存率が高いと言われる治療法でありますので、中央社会保険医療協議会の審議に期待をいたしたいと、このように考えております。

また、市単独の支援につきましては、松山市、大洲市、八幡浜市、宇和島市等調査をいたしましたけれども、いずれも症例がなく、補助制度も設けていないとのことでありました。この高度先進医療の技術数は、約70種類ほどあると言われており、せっかくご提案いただきましたけれども、西予市として単独の支援をするのは非常に難しい状況であるだろうと考えております。

それと、最後に言われましたが、当然がんにならないためにも予防の徹底は言うまでもないだろうと思います。もちろん二次予防の集団健診、人間ドック等も必要であります。まずは第一次予防である健康教育等に力を入れて保健事業を推進していきたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

○19番山本英男君 初めに、議長より許可をいただきましたので、通告のとおり大要3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、合併後約8カ月余り大変な激務をこなしてこられた市長さん以下職員の皆様には、まことにご苦労さまでございました。もちろん現在ただいまも日々多忙な職務に邁進されておられる皆様に敬意と感謝の念を捧げます。

さて、ことは豪雨に始まり、たび重なる台風の襲来、さらにきわめつけは中越大地震と、まさに災害列島日本と呼ばざるを得ない大変な年となりました。当西予市も、御多分に漏れず大きな被害を受けざるを得ませんでした。被災された皆様に対し、遅まきながらここに改めてお見舞いを申し上げます。

また一方、国内政治においては、三位一体の改革と称して、地方財政のしわ寄せはさまざまな波紋を呼んでいます。マスコミ等を通じて耳目する三位一体なる言葉は、いささか食傷ぎの感があります。そういう中であって、超気持ちいい日本とはまいません。ヨン様、ヨン様と命がけで悲鳴を上げる余裕がどこにあるのでしょうか。まことに不思議な国ニッポンであります。

それはそれとして、ここで西予市に目を転じますが、いましばらく質問の前に私のひとり言を、一市民の発言としてお聞きください。

先日のとおり、合併してより8カ月余り、果たしてこの合併はよかったのかなあといつも考えています。合併協議で十分に調整できなかったもの、どうしても間に合わせて決定せざるを得なかったもの、その中には本来多数決で決することになじまぬものもあったのではないかと。

今後において、事の大小にかかわらず、新たな課題が生じたとき、直ちに本庁方式とかどこそ方式ということではなく、将来を見据えてよりよい選択をしてほしいと存じます。

さらに、物品の納入について、少量、少額のもの定、できるだけ総合支所単位の自由裁量で地元業者からというわけにはいかないのか。このままいくと、周辺地区の零細な小売店は後継者も育たず、徐々に姿を消していかなざるを得なくなります。総合的な判断が求められるのではないかと考えています。

それでは、通告しておりました本来の質問に移ります。

次に、第2の質問に移ります。

が、どのようになり、来年度予算の編成に当たって、今年度比おおむねマイナス４％シーリングの方針とのことでありますが、どのようにめり張りをつけた予算案となりましょうか。また、ここに来て、実にわけのわからぬ三位一体の改革が脆弱な自治体を直撃して、ますます困難さを来しております。そこで、マイナス４％でいけるのかなあと不安に思っています。これから進められていく来年度予算編成について、現時点で市長の基本的な方針やお考えを伺いたいと存じます。

その1点目、指名競争入札に参加しようとする者の必要な資格要件はどのようなになっていますか。

-----

-----  
 以上、大きく3つの事項について私の質問を終わります

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後1時37分)

たたいまの山本英男議員の通言にない質問に関しては、議事録から削除させていただきます。

まず、市政懇談会では、地域により内容に違いも見られましたが、全体的な提言といたしましては、公共交通機関の利便性の向上、小規模多機能介護施設の整備、高度情報通信網の整備、農産物、水産物の加工施設の整備等々に関する提言をいただきたいと思います。

その一例を申し上げますと、市立病院の改善、建設、ボランティアによる介護の充実、若者定住と雇用の場の確保、健全な行政財政運営、構造改革特区認定による地域再生等々であります。

以上です。

9。私は、就任から今日に至るまで、西予市の厳しい財政事情を訴えながら、その上で新市のまちづくりの基本的な考

え、方針を打ち出してまいりました。そこで、政策を実行する中に、予算の大小あるいは逼迫財政等々の理由によって、夢のあるまちづくりや市の隅々まで配慮していく行政ができなくなるとは思っておりません。なぜかと申しますと、その時代時代の経済の動向によって税収は大きく異なっておりますが、そのことによりましてまちづくりができないという事例は余り見聞したことがございませんし、そこはやはり限られた財源の中でどのような方策を方向づけ、展開し、そして市民に夢を与えることができるのか、あるいは旧5町の平準化が保たれるのかというような、さまざまな方向から研究、討議を重ね、さらに公共について考える時期に来ていると思っております。

今後、市民が市に対する要望は増大することが予想されます。一方、自治体、西予市でございますが、人的資源や財政的な資源はこの先限られてくると思えます。そのギャップをどう埋めていく必要があるかということでもありますけれども、それには統治の理論、ガバナンスであります。統治を行政のみがするのではなく、団体や個人も加わって役割を分担する仕組み、協働型社会を目指すべきであると思えます。西予市が自分に何をしてくれるのではなく、自分が西予市に何ができるのかを考えるまちづくりをともに進めていきたいと考えております。

次に、来年度予算の編成方針でございますが、ご質問のとおり、17年度予算は、今年度予算比、一般財政ベースでございまして、4%のマイナスシーリングとして打ち出しております。

また、基本的な方針としては、国と地方の厳しい財政状況を勘案して、合併に当たり作成された西予市まちづくり計画の基本計画を踏まえながらも、新西予市出発のフリーハンドを得た柔軟な予算編成、そのほか財政の健全性を大原則として、それぞれの人が喜び、それぞれの人が、それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算編成とすることとしております。したがって、この指針によりまして各部署で創意工夫を凝らし、めり張りをつけた予算にしたいだけでなく、このことを考えておりますが、強い手法や発想あるいは固執をしていただければ、合併後の住民の真のニーズにこたえることができないと考えております。このような考えで予算編成をやりたいと、このように思っております。

○安藤建設部長 山本議員の第3点目の公共土木工事における入札関連の質問にお答えいたします。

西予市の公共工事における指名競争入札に関しまして、最初に入札に参加しようとするものの必要な資格要件についてであります。西予市財務規則の規定に基づきまして、西予市建設工事請負業者選定要領を定めております。その中で、入札に参加しようとする者は建設業法の経営事項審査、経審と通常呼んでおりますが、経審を受けた者で、入札参加資格審査の申請書を提出し、格付を受けたものということになっております。

次に、指名する基準及び選考方法についてであります。西予市発注と同時の4月1日より、西予市発注の工事請負契約に係る指名基準及びその指名基準の運用基準を定めておまして、その中で先ほどの業者選定要領に基づくほか、8項目の事項に留意する指名基準を設けております。

その基準といたしまして、1つに不誠実な行為の有無、2つ目に経営状況、3つ目に工事成績の状況、4つ目に当該工事に対する地理的条件、5つ目に手持ち工事の状況、6つ目に技術的特性、7つ目に安全管理の状況、8つ目に労働福祉の状況及び構造改善の状況となっております。

指名業者の選定におきましては、これらの基準を勘案し、担当係より指名選定伺書を作成し、1,000万円以下の工事につきましては部長及び総合支所長の決裁、1,000万円以上の工事につきましては市長までの決裁で選定いたしております。

次に、個々の工事ごとの資格や基準の設定変更についてであります。業者選定要綱によりまして、工事の設計金額により格付の等級業者を決定いたしておりますので、その意味においては資格の変更はあるかと思えます。しかし、指名の選定基準につきましては、変わるものではないと思っております。

最後に、西予市の財務規則以外の成文規定についてであります。先ほどより申し上げております西予市建設工事請負業者選定要綱、告示番号で第581号でございます。

それから、西予市発注の工事請負に係る指名基準、告示番号で第582号の規定をつくっております。

以上です。

○三好市長 今ほどに加えて、平成17年度からは市として透明性、公明性を確保するために、西予市競争参加資格審査会要綱を設置して、それに基づく審査会をまた設置していきたいと、このように考えております。

以上です。

○26番山本安男君 平成16年第3回定例会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告により質問させていただきます。

西予市誕生から8カ月、これまでに三好市長並びに職員の皆様には、2カ月余りにかけて西予市内を巡回しての出張市政懇談会、精力的に開かれました。そのご苦労に対し心から敬意をあらわすものであります。今回の労作業は、スケジュールを一日一日消化させ、参加者一人一人の声を聞き、行政に反映させていく上で大切な方策であったと思えます。

また、市政の側の方向づけを市民の皆さんに理解して、協力していただき、執行していく上で大変有意義な計画であったと思うわけですが、夜の会合で、遠方などの条件から参加者が少な目であったことは残念であります。

そこで、懇談会に参加できなかった市民に対し、市政の今後の方針を理解していただく上に、市長の行政への基本理念について、ここでもう一度伺いたいと思うわけでございます。

次に、紫外線学習と学校教育について伺いをいたします。

私は、旧宇和町議会の折に、2回ばかり紫外線対策について質問をした経緯がございます。今回の合併記念行事の一つとして、総務、学校教育の計画によって、旧町立宇和中学校へ紫外線対策としての仮設テント20張りを記念として贈呈したことに、父兄より多くの喜びの声が立っております。これをまずご報告をさせていただきます。

現在、市内どこでも紫外線の影響を受けているわけでございます。各地域、三瓶、野村、明浜、城川、宇和、5町公平に温度差のない紫外線対策が進みますように思っており、今回質問をさせていただきます。

最近の5月ごろから10月ごろまでの間には、紫外線に注意しよう、県内の紫外線情報をテレビで見ることがあります。データで紫外線を調べてみますと、現在のB波という紫外線を強く浴びると皮膚がんになることが平成10年に阪大医学部の実験により世界で初めて発表されております。特に、若い年齢層の保育園児や、小・中学校生徒が紫外線に繰り返し浴びると、免疫力の低下、皮膚がん、白内障などのふえる要因となります。そして、紫外線B波の影響はさらに生物の遺伝子を傷つけ、細胞分裂の活発な子供たちほど影響を受けやすいと発表されております。子供のころの日焼けによって、知らないうちに蓄積され、中高年齢になって症状が出てくるという大変なものであります。

私は、保育園児や小・中学生の子供たちを紫外線から守るべき方策として、3点の提案をさせていただきます、お尋ねをさせていただきます。

1点目は、保育園や小・中学校の水泳プールサイドに、仮設テントを設置して日陰をつくるということであり。既に多田小学校におきましては、数年前から実施されております。なぜかと申しますと、水滴が体についたまま直射日光に当たる、そのときに水滴がレンズの働きをして、子供の皮膚の細胞が被爆するという危険であります。仮設テントの設置費用は極めて安く、学校関係者や父兄にでも簡単に設置ができる名案であると思えます。ぜひ教育委員会の方で後押しをお願いしたいと思います。

2点目は、紫外線対策は保育園からであります。これに取り組んでいる多田保育園の事例を紹介させていただきますと、園児の襟元、首筋まで覆いかぶせるつばあり帽の着用であります。これは父兄の協力があって実現できたと言わ



れておりますが、多田保育園では数年前から、これも現在まで定着して実行されております。夏は紫外線から目や襟元を守り、寒い冬は防寒の働きを兼ねて常時身につけるよう、習慣によって紫外線対策に努めているという事例であります。

3点目は、各小学校に紫外線指数をはかるサンウォッチを生徒みずから持たせて、実測させようであります。多田小学校でも既に生徒みずから毎日の紫外線をはかり、校内放送で指数を知らせて注意を促しているという事例であります。

太陽と賢くつきあうために、教育委員会としてこれらの3点の提案に対しどのようなお考えであるか、お伺いをしたいと思います。

終わりに、坂戸の国道56号線の陸橋のある信号交差点における歩道の拡張工事について、お伺いいたします。

この坂戸の信号交差点は、歩道が大変に狭く、地元の住民が農協や郵便局に行くアクセスとして歩道を利用されております。高齢化のために陸橋を利用する人が少なく、国道の狭い歩道を利用されておられるわけでございます。大変危険な場所になっておりますし、いつ事故が起きてもおかしくないとの地元の声を聞いております。用地買収も既に終わっているとお伺いしますが、一刻も早い拡張工事を待ちわびている現状であります。今後の工事予定、どのように計画されているのかお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○河野教育部長 山本議員の児童・生徒に対する健康について、いつもながらご心配をいただいておりますことを、まず最初に感謝を申し上げます。

さて、議員からご提案がありました3点について、実は西予市の学校、小学校27校、中学校5校、32校にどのような紫外線対策を実施しているかという聞き取り調査をした結果に基づいて、教育委員会の考え方を述べさせていただきます。

まず、1点目の小・中学校のプールサイドに仮設テントを張って対策を講じたらどうかということなんですけれども、今プールサイドにテントを設置して、そういう対策をしておる学校が14校、パーセントで言いますと47%ですけれども、それから設置をしていない学校が16校、それから32のうち2校がプールがない学校がありますので、その部分省いておりますけれども。

それで、設置をしていない、テントをやっていない16校に、そしてそれ以外の方法で何かやっておるかを聞き取りしますと、広いひさしを利用して、テントにかわるもので対応している。あるいは監視用のテントがありますので、監視員と一緒に児童・生徒がそこで紫外線を避けておる。あるいは、藤棚を利用してそこで対策を講じておる、あるいはよしずで対応をしておるというようなことで、ほとんどの学校が、今言いますテントは設置をしてないけれども、紫外線対策を実施をしておるというような回答が出ております。

そういうようなことで、教育委員会としては、各学校のそれぞれの独自の取り組みで十分だというふうな判断をしておりますので、これからは学校の対応に任せていきたいというように思っております。

それから、プールの仮設テントのことではないんですけれども、運動会の場合のテントの設置の関係なんですけれども、これは90%の学校がテントを張って実施をしております。27校が児童・生徒の席にもテントを設置をしております。

それから、2点目の紫外線対策は幼稚園からというような多田保育園の事例を上げていただきましたけれども、小・中学校におきましても同じような指導のもとで、後ろの戦闘帽みたいな帽子は使っておりませんけれども、帽子の着用とかそういったようなことの指導をしておりますので、十分子供たちには指導が行き渡っておるのではなからうかというふうに思っております。

それから、最後の3点目の関係なんですけれども、旧宇和町の学校につきましては、サンウォッチを配布して、子供たちにも活用をということで配布をしておりますけれども、これも各学校によってまちまちでございました。

それで、今回32の学校にそういったようなものが欲しいかというような質問もしてみました、6校のうちがあれば便利だというふうなことがありましたので、そんなに高価なものでありませんので、各学校の予算配分の中で対応していただけたらというふうに思っております。

それから、最後になるわけなんですけれども、こういったような紫外線対策に対する情報とか、あるいは研修、知識を得るということについては、各学校必要がある、ぜひ研修会も持ってほしいというような要望も出ておりますので、私たちもそういったような紫外線が子供に及ぼすことについては、いろいろな機会に情報を流していきたいというふうに考えております。

以上です。

○安藤建設部長 山本議員の坂戸の国道56号線の歩道の拡張工事でございますが、ご質問の坂戸の陸橋付近の歩道整備につきましては、合併前に地元の中川地区より要望がありまして、平成15年6月12日付で国土交通省大洲河川国道事務所長あてに、県道平野・坂戸線交差点からAコープ中川店まで約650メートルの歩道整備の要望をいたしております。国道事務所によりますと、現在までにAコープ前の陸橋付近につきましては用地買収も終わりました、現在J Aのガソリンスタンドの地下タンクの撤去が来年2月ごろに終わる予定となっております。それを受けまして、同時に歩道工事に着手をいたしまして、その分は年度内完成の予定であるとのことでした。

また、その陸橋から南側につきましても、今年度測量設計を行い、17年度に用地買収と歩道工事の残りの分の施行を計画してるとのことでございます。

以上でございます。

○三好市長 山本議員の一番冒頭の中にありました、懇談会で参加できなかった市民に対して、市政の今後の方針を理解し、協力をいただくために、市長の行政への基本理念についてここでお伺いしますと言われておりましたので、これについて少しだけ触れていきたいと思います。

その前段で、9月1日から11月17日まで、最初は明浜の高山から最後は宇和の明間までやらせていただきました。その間には、多くの市民の皆さんが参加していただきましたし、また市議の皆さんも参加していただきまして、無事、長い間でございましたけれども終了できました。夜の会でございます、皆さんもうお疲れだったと思いますけど、おかげをもちまして市民の方々の提言、ご意見をいただきました、本当にありがとうございました。この場から厚くお礼を申し上げます。

私の話は、大体あのときも25分ぐらいいただきまして最初のあいさつをさせていただきましたので、時間がかかり過ぎますので、端的な分だけ端的に話させていただきます。

私の基本的な考え方は、先ほどもちょっと言葉に言いましたけれども、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝いて、市民の皆さんが納得するまちづくりをしていきたい、これが端的な基本理念の私の考えであります。したがって、このことを少し片仮名で言いますと、グローバルに考えて、ローカルに実践しようよというご提案をしたところであります。

また、このことにつきましては、今度担当課が今まとめの作業に入っておりまして、住民の皆さんのいろいろなご提言をジャンルごとに分けた上でご回答を市民の皆さんに渡していきたいと、このように思っております。そのときに、いったんこの私の理念もまた書かせていただいて、市民の皆さんにわかっていただけたらと、このように思っております。

以上でございます。

○26番山本安男君 教育部長の方からご回答がありまして、ありがとうございます。詳しく調査の段階で、皆さんそろって西予市が紫外線対策に取り組める体制づくりだけはしているということを感じ取ったわけでございます。現在、保育園、小・中・高合わせて約4,400人余りの人材が続々と育っているわけでもございまして、ある哲学者は、子供たちは未来からの使者であると、使い手です、未来からの使者ということで表現しておりますけれども、たたえてあります。未来を託す子供たちにより環境を与えて、健康市民としてまた西予市内で働いてくれる、そういったためにも、この紫外線は避けて通れない、今危険なB波が流れていると。その基本的な理念を、教育者あるいは父兄、子供ともどもに基本を学んで、その上でできるところから対応していく、こういった基本的なことが今西予市内でスタートしていただきたいなあと、この思いでいっぱいでございます。

専門的なデータは、また環境省からの41ページにわたる紫外線情報が今保健福祉の方にもいつでもとることができましますし、特に教育界、そして福祉行政に携わる方におきましては、ぜひこういったデータを見ていただきながら、参考に今後の健康市民づくりに邁進していただきたい、このように思います。答弁は要りません。

以上でよろしく願いいたします。

○21番梅川光俊君 最後になりましたけれども、これは一般質問と言いましても、質疑で終わるようなことでございませうけれども、あえてご了承をお願いしたいと思います。

市民、議会、行政、三者が協力してごみの減量化対策について。

平成16年度現在で約7億円の予算をもってごみ処理の予算が計上をされております。この予算が増大するのではないかと考えております。野村の処理場があと何年対応できるか、時間の問題であろうと思われております。八幡浜にお願いをいたしておりますごみ処理についても、8年で耐用年数に至るということでもございまして、処理費につきましても、トン3万円強の中で処理をされております。自治体の財務状況が三位一体の改革及び交付税の減となってくる、合理化をしてやっていかねば苦しい財政になっていくというのは間違いないと思います。合併から3年目が一番大きなピークだと私はそういうふう考えております。

それで、これからですけれども、私の所管であります厚生常任委員会が、ちょうど3理事者に対しまして提案をいたしました中のうちのこれは1件でございます。あとは先輩議員、それから同僚議員が質問の中で出ておりましたので、一番最後に残りました分をやらせていただきます。

ちょうど野村、城川におきましては、2年前ですとか、分別収集ということで、廃プラを分別を収集いたしましたら、可燃ごみが30%弱といいますが、その分だけ減ることができました。そういうことで、野村の処理場にある程度余裕ができたかなという方向づけであります。廃プラの処理場がありません。今回の12月の中にそういう分が少し載ってらるかなと思っております。

そういうことで、可燃ごみの減量化を10%してほしい、そういうことの要望をいたしました。ちょうど廃プラを分別処理することによって、それは対応できるんじゃないかなというものの考え方をいたしております。この減量化につきましては、何でもここでやるかと言いますと、行政というのは市民が原点でございます。その辺の中で、ごみの減量化というのに関しましては、市民の皆様方の協力がなくてこれやっていけません。

それと同時に、もう一つあります。議会が、私たちが行政に対してこれやってくれという要望はいたしますけれども、それだけではもう今の財政状況では済まないんだ。だから、議員も日常活動の中でそういうことを地域で徹底するような方向で理解して頑張ってもらいたい。そういう部分の、それとあとは行政がこのことをやるかやらないか、皆さんの理解を得てやるかやらないか、そういうことだけが残ってるんだらう。やっぱり三者が一体になりながら、本当にこれからの財政を乗り切っていく一つの最初の提言かなと思っておりますので、その辺でよろしくをお願いをしたいと思ひます。ぜひこのことができれば、次に進む方向づけが見えるんだらうと思っております。

この答弁の相手といたしまして、市長と書いておりますけれども、これは基本的にやるかやらないか、担当課、部課長の中で答弁をしてもらって結構だと思ひます。

いろんな部分の中で、今まで一般質問を単町といいますが、町の中でやってまいりましたけれども、第三者的、本当にそれと検討しますと、そういうような方向づけの中で答弁をされ、優しい答弁をされました政策の方向づけは別といたしまして、そういう分に関して実現したためしがなかな。これは城川町のことでございまして、新しい市の中ではそういうことがないように、きちっと前向きに積極的に対応していただけるものと思ひながら、このことを改めて申し上げて私の質問を終わらせていただきます。担当課の答弁、よろしくをお願いいたします。

○松本生活福祉部長 それでは、ごみの減量化対策についてお答えをいたします。

近年の産業、経済の発展、生活様式の変化に伴い、各家庭から排出される廃棄物は、量、質ともに多種多様となっております。適正処理することは日本じゅうの各自治体の課題であります。

議員ご指摘のように、西予市の予算につきましては、平成16年度塵芥処理費で7億6,000万円の当初予算を計上させていただきました。可燃ごみにつきましては、野村、城川町は野村クリーンセンターで、宇和、明浜、三瓶町につきましては八幡浜市に処理を委託いたしております。西予市全体の可燃ごみの量は、平成15年度実績で7,761トンで、うち5,797トンが明浜、宇和、三瓶町の方であります。

先般、八幡浜市へ委託している関係市町村に対して見直しの会がありまして、八幡浜市の方から、現在トン当たり3万1,146円の焼却委託料を、17年度から4万3,034円に値上げしたいとの提案がございました。建設当時の八幡浜市の建てかえ金及び運転管理等の1基分の不足やごみの持ち込み量の減量によるため、上げざるを得ないとのことでございます。これについては、現在関係の各市町で検討中であります。

これが実施されますと、宇和、明浜、三瓶町のごみの量が今年度と同じ程度の量であれば、6,870万円の増額となってきました。予算削減の課題の中で非常に頭を痛めておるところであります。

この対策案といたしまして、議員ご指摘のように、まず全市一体となったごみの減量化に取り組んでいきたいと、このように考えております。その具体的な例として、環境委員を各地区に設置し、ごみの減量化や正しい出し方の普及啓発に努め、市民の皆さんに環境行政を理解いただき、減量化を図っていききたいと考えております。

2番目には、廃プラの処理施設を設置いたしまして、循環型社会を構築するための足がかりにしていきたいと、このように考えています。この施設を設置することにより、旧町枠を超えたごみ処理体制を確立いたしまして、処理の広域化や経費の節減に努めてまいりたいと考えております。これについては、現在野村、城川総合支所の方で検討をいたしております。

3番目として、西予市の環境基本計画を策定し、長期的な展望に立った環境行政の推進であります。専門委員会を設置いたしまして、調査研究等を行い、ごみ処理の広域化や長期計画の策定等、住民、行政、議会が一体となった計画づくりであります。

環境問題は、現在日本の社会の中で大きな比重を占めております。西予市の中でも、老朽化している施設の問題、ごみの広域化処理等とあわせて、今後取り組んでいかなければならない大きな課題であると認識いたしております。どうか今後ともご指導、ご協力の方をよろしくをお願いいたします。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

2時50分に再開いたします。(休憩 午後2時38分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

(日程2)

○議長 議案第84号「西予市個人情報保護条例制定について」から議案第108号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの21件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱のみの質疑をお願いいたします。

まず、議案第84号に対する質疑を行います。

○5番元親孝志君 この保護条例につきまして、2点についてお伺いをしたいと思います。この個人情報保護法は国会で随分議論されて、修正して可決された非常に複雑な法律であったと思いますが、今回これ提出されております条例を見たときに、最後の罰則規定のところで、「2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する」というふうな法律並みの条例になっておりますが、これ実際にこういった事例の場合、これ適用、条例として実際に機能するのかという心配が1つあります。

それからもう一点は、市長がよく言われておりますまちづくりのスタンスの中で、情報を住民と行政が共有するという項目をうたわれておりますが、情報公開とこの個人情報保護条例との整合性というのはどうなるのかなという思いがいたしております。

先ほど一般質問でしましたが、例えば学校の学力レベルはどうですかと言ったときに、回答できないという教育長の答弁であったと思いますが、この保護条例を盾に、これからいろんなそういったものが逆に保護されて、公開されない可能性が出てくるんじゃないかという心配もするわけですが、その辺の整合性についてお伺いをしたいと思います。

○三好市長 そしたら、この場から回答させていただきます。

まず最初の個人情報保護条例の刑罰条項の適用の問題でありますけれども、この適用に関しては、市が条例をつくっております、そういうことが起きた場合は、公権力として警察が入って適用するということになるわけでありまして、だから、当然適用になります。

第2番目の情報の共有との整合性でありますけれども、私が言ってる情報の共有というのは、個人情報まで情報を共有するという意味では言っとるわけでありません。個人情報については、これはプライバシーでありますから、当然守るべき大切な権利でありまして、情報であります。だから、そこは当然守るべきものだ、だからこういう個人情報保護条例があるわけだ、このように解しております。

だから、私の言う共有はそれ以外のいろいろな問題、いろいろな情報を情報公開いたしますよと、また住民の皆さんが持つておられるいろいろな情報を私にもいただいて、ともに西予市を発展するようなことができるだけ、1つでも2つでもお互い同士が考えて、発展できるようなまちづくりをやっていきましょよと、そういう共有であります。

以上です。

○5番元親孝志君 おっしゃられるとおりであろうと思いますが、ただ心配するのは、公的な情報と個人情報というものの境界線というのが果たして明確にあるかということをお心配するわけで、中にはさかのぼって考えたら、これは個人情報かなというふうな結果になるような例も出てくると思うんですが、そういったものを、これは個人情報という言いわけをして情報を公開をしないというふうなことも起こり得るんじゃないかなという心配をして質問をしたわけでございますが、よろしくお願いします。

○三好市長 個人情報の範囲は、法律あるいは条例の中に個別条項として、個人情報はこれこれでありましてという列挙になっておるんじゃないかと思いますが、ちょっとどうです。

この中には詳しくありませんけれども、個人情報に対してはこういうもんだよということが、国の中でも例えば個人情報保護条例あるいは施行規則の中に列挙になって、範囲がある程度解釈的にできるようになっておると思います。だから、それを逸脱するときの解釈的な問題はあろうかと思いますが、それはお互い厳しく見ていただいたらと、このように思っております。

以上です。

○議長 次に、議案第85号に対する質疑を行います。

○21番梅川光俊君 1つだけちょっとお尋ねをさせていただきます。

第3条の1項(1)ですか、申請資格を有していることを証する書類、これ資格を有するという部分が具体的にどうなのか、ちょっとそれお教え願いたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時58分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時00分)

○森総務企画部長 それでは、ただいまの梅川議員の質問ですけれど、施行するまでに規則等を整備しまして、また書類で提出させていただきますしたいと思います。

○議長 次に、議案第86号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第87号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第88号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第89号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第90号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第91号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第92号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第93号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第98号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第99号に対する質疑を行います。

○6番嶋川武文君 いろいろ質問はあるんですが、1つだけ。

歳出の1款から11款の災害復旧費まで、第11款はないんですが、各款の11節の需用費のところは全部増額になっておりますが、それはそれなりの理由があるのかなと思います。ご答弁をお願いいたしたいと思います。

○森総務企画部長 嶋川議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、当初予算作成時におきましては財政状況が大変厳しく、一般財源の不足が40数億円あったと、40数億円財源不足が見込まれてまして、予算作成のめども実際立たなかったわけなんですけれど、そういう中で各課には大変ご迷惑をおかけいたしました、需用費等予算作成のために30%一律にカットさせていただきました。その中で、節約をお願いしておりましたが、8カ月たってみまして、どうしても実績を見ますと不足が見込まれることになりましたので、

どうしても要るものにつきましてはこの際補正をさせていただきますので、各款ともこのように多額の需用費を補正したことになります。

以上でございます。

○5番元親孝志君 第10款の教育費に関連してお伺いをしたいと思います。さきの9月定例議会におきまして、住民からの請願であったと思いますが、県立野村高等学校のクラス削減に反対の同意を求める陳情書が議会上がりまして、議会はこれに同意をいたしまして可決をした経緯があるわけですが、先般保護者の方から聞きますと、来年度の県立野村高等学校の募集要員120名が80名に決定したということを知っております。議会でこれ反対に可決しておったわけですが、それを踏まえて西予市としてどのように県と交渉されたのか、その交渉の経過について1点お伺いをしたいと思います。それから、もう一点でございますが、今回の入学定員の削減によりまして、県立野村高等学校に該当する野村中学校、そして城川中学校の2校の卒業生数が約160名と聞いております。と言いますと、単純に言いますと80名の者がオーバーするというところで、今保護者の間で非常にそれに対する不安、危機感を持たれております。その結果、当然80名の者は他校に行くのか、あるいはまたかけ持ち受験ということが発生しまして、将来にわたっては家庭に大変な負担が発生するわけではございませんか。

そうした場合には、西予市の奨学資金の制度もあるわけですが、そうした緊急な公の約束事の変更に対して、市はどのように対応されるのか。こういう変更は、私は何年かの猶予期間が要るんじゃないかと思いますが、突然単年度で募集定数が40名も削減されるというのは、現実として非常に関係者として厳しい話ではないかと思いますが、これに対する市の財政的な支援があるのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○三好市長 それでは、元親議員の最初のご質問について、市の対応はどうかということでありまして、私どもも、このように野村高校の1学級削減につきましてはゆゆしき問題である、このように思っております。そういうことで、その以前からいろいろな中学のPTAの方々が運動をされておることに対して、私どもも真摯に受けとめて、県当局の方についていかなければいけないということ、つなぎをやってまいりました。

まず、地元出身の池田先生等を通じまして、何とか県の方もその方向を変えてほしいというような方向もさせていたいただきましたし、県の高校教育課長がちょうど野村ご出身でございますから、その課長ともお願いしまして、何とか方向を変えてほしいと、教育委員会部局の中の審議会にもそのようなご提案、私どもが言ったご提案をしてほしいということもやらせていただきました。

しかしながら、愛媛県の中で、なかなかこういう1回出た問題に対しては難しいような情勢が現実的にはあったということがどうも私ども聞き及んでおります。具体的に言いますと、知事自身も自分の卒業した学校を削減のときに、知事自身も動かされたという事ですけども、知事自身のこと削減に、知事が言っても削減になったというように、確固たる県の教育委員会部局の審議会の方がそういうことをどうもされておるみたいでございまして、私どもも力が足らなかったということに対しては非常におおむねをしないわけではございませんけれども、そういう県のご当局にとっても私どもとしてはやらせていただいたと、このようなことであります。

また、議会の方から県のご当局に出されたということの請願、陳情を受けて出されたということでありまして、両方からやっていきましても、残念ながら1学級削減になったというのは現実的なことと思って受けとめております。

以上です。

○二宮教育長 2点目の財政的な支援はどうかということでございます。

今現在、各旧町ごとにそれぞれの育英資金を持っております。最大限これを活用していただきまして、それぞれどうしてもそれが不足するということになれば、また相談をしていきたいというふうに考えております。

○5番元親孝志君 関連でいいのかわかりませんが、今の奨学資金制度について、私旧町時代に引用しております、その内容をほぼ理解しておりますが、今の社会情勢からして、あの育英資金の額が少ないと、僕ははっきり言って家庭の生計の助けになるほどの額ではないんじゃないかという思いがずっとしてきました。今回こういうふうな事例が発生いたしましたし、そして午前中も質問しましたように、ゆとり教育によって非常に多くの方が今その危機感を持って塾に通われる家庭が大変ふえておるというふうに報道されております。家庭の教育に占める支出額が大変今増額しておる。そういう中で、今の奨学費制度の中身が私は少し貧弱じゃないかというふうに思っておりますので、それらもあわせて検討していただく意思があるかどうか、これを再確認させていただきたいと思っております。

○二宮教育長 教育的観点からいろいろ支出がふえてる中で、これも私の実体験の中でなんですけども、その貸付金額につきまして、今が適切な金額かどうかというところはなかなか問題があると思います。

ただし、このお金は補助金ではございませんので、また無利子で返していただくということがございますので、返す段階になりますと、100%償還ができています町は城川町ともう一町、2町だけで、あとはかなり滞っている現状もございます。そこらも十分勘案しまして、今後貸付金額についてもあわせて検討をしていきたいというふうに思います。

○2番松山清君 6款の2項の52ページの林業造林事業費ですけども、これ繰出金が1億6,792万3,000円とありますが、私9月のときに一般質問をしたときに、財産区からの繰出金はないのですかという質問をしたら、ありませんという返事がありました。これはきのうの説明では、一たん預けられたものを返すみたいなイメージの説明だったと思うんですが、この内容の内訳について説明をいただきたいと思うわけでありまして。

また、これが造林事業費の中に入ってくるのが、ここの理解もちょっとしがたいんですけども、なぜここに入ってくるのかということ。

それともう一点、財産区と市のかかわり合いがどうなのか。先般、選挙があったようでございますが、その点心配になっておりましたので、市の方へ、そういうことはどうなっているのかということをお願いをしたんですけども、全然決まってませんというようなことで、じゃあまあそういうことが決まったら教えてくださいということだったんですけども、そういうことが結局連絡ないまま、知らん間に回覧板でその選挙の説明会へ来てくだされたいな案内が流れたようでございます。うちでは、その回覧板が来たのは案内会の後で、知る由もなかったわけですけども、そういう部分で非常に意思疎通がないといえましょうか、もちろん我々に相談もなかったわけですが、そういうことが、この財産区というのがこれまでのかかわってきた財産区とちょっと若干扱いを変えているのかということに関してご説明をお願いしたいと思います。

○大森産業部長 まず、繰出金の関係でありますけれども、一般質問の内容ははっきり覚えておりませんので、その時点で繰出金はないという返答をしたことを、ちょっと今のご記憶がないわけですが、このことにつきましてはもう合併協議でもなされておるよう、各財産区に繰り出しをするということも確約をされておるもので、一たん繰り入れて、一般会計へ繰り入れて、その後において設立された段階で繰り出しをするということの確約をされておりますので、それがしないという回答にはしたと自体ちょっとどうかなというふうに思っております。

それから、財産区と市のかかわり合いということでありますけれども、宇和の財産区につきましては、城川、野村あたりの財産区とはちょっと異なる部分がありまして、管理運営委員会というものでまわっておりますので、その辺のかかわりがほかの財産区とはちょっと違ってくるというふうに思いますけれども、もう財産区も特別地方公共団体でありますので、市とはかかわり合いといいますが、そういうものは一線を画していかなければならないと、独立したものとしてかか

わっていききたいというふうを考えております。

それから、選挙の問題につきましては、これは公職選挙法に基づいて粛々と実施をしたということでございます。

この繰出金を造林事業費から出すことがどうかということでもありますけれども、これにつきましても、どこで出すのが正しいかということでもありますけれども、農林水産課といたしましてはここが適当であろうということで、ここに計上して、特別に理由というものはありません。

まず、多田財産区に、延滞まで詳しく言いたいですか。

○17番酒井宇之吉君 合併協議会の私も総務小委員会の委員でございましたので、その経緯については多少ご説明して、その分担金、繰入金については、各財産区の今までの経緯の中から繰り入れたという形で、財産区自体がなぜできたかという派生的な、歴史的なものを考えますと、全体でこの中で発表という形ではなしに、質問者の松山議員に書面でお渡し願いたいと思います。

我々のところも財産区がございまして、それが書面の中に出てまいりますと、この答弁の中に出てまいりますと、今後どのような対応にしていこうかという問題も出てまいります。財産区の難しさっていうのは、今までの旧町の合併等々について難しいいろんな問題で財産区というものが生まれたという経緯をかんがみまして、書面に答弁をお願いしたいと、かように思います。

○大森産業部長 書面でお答えするのは金額でしょうか、今言われた経緯についてということも含めてということでありましょう。

(17番酒井宇之吉君「金額だけでございます」と呼ぶ)

松山議員さんも、それでよろしいでしょうか。

○2番松山清君 私としましては、今言う金額を知りたいわけでございますが、ちょっと先ほど言ったような前回の一般質問と、今回これ何で出てきたんやろかというようなそういった驚きといいますか、そういうものがあるわけでございますが、詳しい資料をいただきたいということと、今の部長の答弁であります、財産区は独立したものであるということでもありますので、市の方としては、事務とかお金を出してとかはもうかわらないということで理解したんでよろしいでしょうか。

○三好市長 今の大森部長の方が特別地方公共団体という言葉であらわしたと思いますけれども、私どもは普通地方公共団体であります、財産区は特別地方公共団体という形になります。

ただ、財産区にはだからそういう意味で議会があるわけでございまして、ここにも議会があるとおり、財産区にも議会があるわけでありまして。

ただ、財産区の財産管理については市長が責任を持っておりますので、市長の方からいろいろな財産区とのかかわりをやらせていただくというのが私の役目でございますから、一切出さないということは答弁できません。

だから、今回についてはただ単純な行為なんです。預かっただけをただ返しただけでございますから、そう難しい問題ではありません。それだけをご理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長 松山議員よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

○31番浅野豊重君 51ページ、農林水産業費、農林振興費の中で林業労働者確保対策補助金155万8,000円とありますが、これはどういう形に使っておるのか。例えば、労働対策とかと言われればわかるが、それを確保する対策ということでもありますけど、この辺はどういう形に使っておるのかということ。

それともう一点は、西予市林業振興対策事業補助金180万円、これは被害面積が12ヘクタールと、こうありますが、これは市全体としては非常に少ないような感じもいたしますので、これはどういう形、申請でやったのか、それとも調査してやったのかということ。

それと、林内整理、これを行うということですが、それはどういう程度にやるのか。例えば危険なところをやるのか、それとも補助的に災害のあれとしてやるのか、そういうことを聞かせていただきたいと思っております。

それと、復旧対策という、例えばそういう面から見ると、整理した後に植林、特に杉、ヒノキの植林はとにかくいたしまして、それを後に例えば落葉樹、ケヤキ等を植える場合に対しては、これに対する苗木の補助とかということも考えてはいないんじゃないか。環境の問題から言えば、ただ枯れただけで置くより何かした方がいいんじゃないかというふうな気もしますので、その辺をお答え願いたいと思っております。

○大森産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目でございますけれども、林業労働者の確保対策事業であります、これは同じページの一番上にあります林業整備担い手確保育成助成対策事業というのがありますけれども、これと同じ状況であります、労務班、それから社員の労働保険、退職共済金助成に対して、県の補助をもらって助成をするものであります。上にありますものが60歳以下の方を対象にしております、それが補助対象になりますので、その下のご質問の林業労働者の分につきましては、60歳以上の方の常用雇用者の社会保険、雇用保険、これは市と森林組合が負担しますけれども、その補助金であります。

それから、西予市の林業振興対策事業の180万円でございますけれども、これは風倒木の費用でありまして、12ヘクタールと申しますのは、今年度で実施を計画をいたしておるものでございます。あと17年度で40ヘクタールの計画をしております。合わせまして52ヘクタールと。

それから、内容についてでございますけれども、これは風倒木の除去、それから地ごしらえまでと考えております。

あと、苗木の補助ということでは今の段階では考えておりません。

それから、その風倒木の関係で危険な箇所ということでもありますけれども、これはもう森林組合の方に任せてやるようになろうと思っておりますけれども、その辺につきましては、どこからどの範囲ということは考えておりません。森林組合の方から出た分について助成をしていきたいというふう考えております。

○21番梅川光俊君 以前これを説明のときにちょっと聞き漏らしておりましたので、1つ、2つ説明をお願いしたいと思います。

36ページの児童措置費の委託料の分と、あと災害の工事費、工事請負費についての細目を文書で出していただいたらありがたいんですが、このままではどこがどこやら全然わからないんですが、その辺で、もしよろしかったらその細かい分を文書で出していただけたらありがたいと思っております。

あと、細かいことはいいですが、もうそれだけにさせていただきます。

○松本生活福祉部長 それでは、36ページの委託料でございますが、この委託料につきましては、市立保育園の宇和町分でございますが、7保育所あります。その当初予算に組んでおりましたのが、月500人の入所予定で組んでおりましたけれども、実績が540人の入所があるということで、それに伴う増の費用をここに見込んでおります。

○安藤建設部長 災害の箇所と事業費ですか。

(21番梅川光俊君「工事請負費、例えばですよ」と呼ぶ)

はい。

(21番梅川光俊君「道路橋梁災害復旧費の工事請負費であるならば、2億3,590万3,000円、これぼんと出てきてるんですが、どこがどこやらわからん。それをどう出てるかという部分がありますから上げてください」と)



呼ぶ)

当然資料はあるわけですが、工事請負費に関しまして、個々の分の内訳額というのはしておりませんが、場所と総体の事業費に関しましては委員会にも報告いたしますので、その分の資料だったら委員会が終わり次第提出できると思います。

○21番梅川光俊君 申しわけありません。再度質問をさせていただきます。

今の松本部長さんが答弁してもらったんですが、これは私学に対する分ですか、それともこれは今一番困ってる分に関しましては、一般質問の中にもありましたように……。

(「だめ、管轄やから。厚生委員会で」と呼ぶ者あり)

○議長 ちょっと暫時休憩いたします。(休憩 午後3時30分)

○議長 じゃあ、再開いたします。(再開 午後3時32分)

次に、議案第100号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第101号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第102号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第103号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第104号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第105号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第106号に対する質疑を行います。

○1番田中剛君 6月の一般質問におきまして私が質問いたしました、野村地区と宇和地区の受益者負担金や使用料、また利子補給などの調整についてであります。委員会を立ち上げ、協議すると答弁されましたが、どのような経過になっておりますか、お伺いいたします。

○安藤建設部長 ただいまのご質問でございますが、その後宇和处理区と野村処理区でそれぞれの負担金、使用料の調整を行いまして、産業建設委員さんには勉強会ということでいろいろご苦労をおかけしたんですけれども、先日、11月の末かと思えますけれども、最終案ということで研究会のときにご報告はさせていただいておりますけれども、一応現在は野村の使用料、負担金は野村処理区と宇和处理区は違うわけですが、一応現在のところ野村処理区の使用料で宇和处理区の方も平成19年度からの使用料で合わすという結論に今は至っております。条例はもうそれで定めておるわけですが、その分で委員さんらにはご説明いたしたいと思っておりますので、話的にはそういうふうにとまっております次第でございます。

以上です。

○議長 次に、議案第107号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第108号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案34件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第8号「台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について」から陳情第11号「北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について」までの4件を一括議題といたします。

この陳情については、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月22日午後1時15分より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時38分

平成16年第3回西予市議会定例会会議録（第3号） 平成16年第3回定例会（3日目）H16.12.22

|    |           |             |
|----|-----------|-------------|
| 1. | 招 集 年 月 日 | 平成16年12月22日 |
| 1. | 招 集 集 場   | 西予市議会議場     |
| 1. | 開 議       | 平成16年12月22日 |
| 1. | 閉 会       | 平成16年12月22日 |
| 1. | 出 立 議 日   | 平成16年12月22日 |

[illegible]

1. 欠 席 議 員  
な し  
1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

|             |                                          |                   |
|-------------|------------------------------------------|-------------------|
| 議 事 日 程     | 8 4 号                                    | 西予市個人情報保護条例制定について |
| 議 案 第 8 5 号 | 西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例制定について      |                   |
| 議 案 第 8 6 号 | 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について          |                   |
| 議 案 第 8 7 号 | 西予市乙亥の里条例制定について                          |                   |
| 議 案 第 8 8 号 | 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について |                   |
| 議 案 第 8 9 号 | 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について               |                   |

平成16年第3回定例会(3日目) H16.12.22

議案第 90号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 91号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 92号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 93号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について  
 議案第 94号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

て

議案第 95号 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について  
 議案第 96号 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について  
 議案第 97号 南予地方水道水質検査協議会規約の変更について  
 議案第 98号 西予市宮土地改良事業の施行について  
 議案第 99号 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)  
 議案第100号 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)  
 議案第101号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
 議案第102号 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)  
 議案第103号 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
 議案第104号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 議案第105号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
 議案第106号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 議案第107号 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)  
 議案第108号 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)  
 陳情第 8号 台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について  
 陳情第 9号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について  
 陳情第10号 WTO・FTA交渉に関する陳情について  
 陳情第11号 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について  
 議案第127号 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

追加

て

議案第128号 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

追加

て

議案第129号 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

追加

て

議案第130号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

追加

て

議案第131号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

追加

て

議案第132号 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について

追加

て

議案第133号 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

追加

て

議案第134号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について

追加

て

議案第135号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

追加

て

議案第136号 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について

追加

て

議案第137号 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

追加

て

議案第138号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

追加

て

議案第139号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

追加

て

意見書案第7号 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書(案)の提出について

追加

て

議員派遣の件について

追加

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

本日の会議に付した事件

1 議案第 84号 西予市個人情報保護条例制定について  
 議案第 85号 西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について  
 議案第 86号 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について  
 議案第 87号 西予市乙亥の里条例制定について  
 議案第 88号 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 89号 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 90号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 91号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 92号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 93号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について  
 議案第 94号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

て

議案第 95号 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について  
 議案第 96号 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について  
 議案第 97号 南予地方水道水質検査協議会規約の変更について  
 議案第 98号 西予市宮土地改良事業の施行について  
 議案第 99号 平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)  
 議案第100号 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)  
 議案第101号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
 議案第102号 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)  
 議案第103号 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
 議案第104号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 議案第105号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
 議案第106号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 議案第107号 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)  
 議案第108号 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)

平成16年第3回定例会(3日目) H16.12.22

|                  |                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 陳情第 8号           | 台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について                                   |
| 陳情第 9号           | 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について                                      |
| 陳情第 10号          | WTO・FTA交渉に関する陳情について                                               |
| 陳情第 11号          | 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について                                  |
| 追加<br>議案第127号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について                       |
| 追加<br>議案第128号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について                       |
| 追加<br>議案第129号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について                       |
| 追加<br>議案第130号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 追加<br>議案第131号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                          |
| 追加<br>議案第132号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                      |
| 追加<br>議案第133号    | 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                               |
| 追加<br>議案第134号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                 |
| 追加<br>議案第135号    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                          |
| 追加<br>議案第136号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                      |
| 追加<br>議案第137号    | 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                               |
| 追加<br>議案第138号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 追加<br>議案第139号    | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                          |
| 追加<br>意見書案第7号    | 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書(案)の提出について                               |
| 追加<br>議員派遣の件について | 追加                                                                |

開議 午後1時22分

- 議長 皆さん、こんにちは。  
ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。  
暫時休憩いたします。(休憩 午後1時23分)

- 議長 再開いたします。(再開 午後1時50分)

(日程1)

- 議長 議案第84号「西予市個人情報保護条例制定について」から議案第108号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの21件と陳情4件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

- まず浅野総務常任委員長の報告を求めます。

- 浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。  
去る12月10日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案5件、陳情1件につきまして、12月13日、17日の2日間にて審査を行いましたので、その概要をご報告申し上げます。

まず、議案第84号「西予市個人情報保護条例制定について」でございますが、本条例は市が保有する個人情報の収集、保管、利用等についての基本的ルールを定めるとともに、自己に関する個人情報の開示請求権、誤った自己情報の訂正の請求権、また条例に違反した場合の利用、提供の停止を請求する権利など、自己の情報をコントロールする権利を保障しようとするものであります。

第13条には、個人情報の開示請求手続の規定がありますが、本人の確認をその意のみで行うことについては事務が混乱する可能性もあり、運用面において規則、要綱により身分証明の提示等を求めることが必要であり、そうすることによりスムーズな事務を遂行していただきたいと思っております。

また、複数の部署において情報を共有している場合、実施機関の職員が知らないところで情報が漏洩するおそれもあり、今後徹底した職員研修をされることを要請いたします。

情報化時代となった今、個人情報を適法かつ公正に取り扱わなければならない、犯罪に結びつくことになります。職員に関しても、より一層慎重に職務を遂行することを要請いたします。

以上のように審査した結果、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第85号「西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について」でございますが、本条例の本則となる指定管理者制度とは、公の施設の設置目的を損なわず、適切な管理を確保した民間事業者を含む管理者に使用許可権限を付与して、多様化する住民ニーズに民間の能力を活用して、住民サービスの向上、経費の節減等を図るものであります。

従来の管理委託制度は、管理者の範囲を条例で規定されていましたが、今後は市が管理委託しておるすべての公の施設について、経過措置期間である平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行されるものであります。

第4条に規定されている市長の指定管理者の選定については、ただ執行機関である団体を総合的に審査し、候補者として選定するのではなく、審査会等を設置して、さまざまな観点から意見を聞き、行う必要があると思われま。議決を経て指定した後の協定の締結等の詳細な内容については、規則を制定することとあります。

また、指定管理者に対する監督については、業務や経理状況報告の要求や必要な指示をすることが可能であります。が、事業報告書の提出等について規則を制定するというところであります。本条例に規定されていない部分の指定後の提示については、規則の整理を十分に図られるよう要請いたします。

以上のように審査した結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第89号「西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について」は、通学費の補助を受ける対象者や要件を具体的に規定した条例の一部を改正しようとするものであり、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第93号「西予市過疎地域自立促進計画の制定について」は、近年の地域間交流の拡大、情報通信の発達、若年層の流出や急速な高齢化の進行に対応しながら、山積みする諸課題を解決していくため、平成17年度から21年度の後期5カ年の西予市過疎地域自立促進計画を策定するものであります。今後、新規に要望の出た事業については、その整合性を検討し、計画変更により対応していくこととあります。

以上のように審査した結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第99号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)」歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分につ

いては、財政管理費の時間外勤務手当の計上について、委員から予算計上することについて異論はないが、日ごろから管理職員が職員の健康管理についての気配りも必要であるとの意見がありました。

教育費のうち、外国語指導助手報酬21万7,000円の計上については、ALT5名分の増額とのことで、雇用の方法については、現在県の国際交流課に申請をしているが、今後は市内に住んでいる外国人の方を雇用することなどを人材発掘についても検討されることを要請いたします。

また、青少年健全育成協議会について、十分な活動がなされていない状況もあり、今後はより効果的な協議会の活動を要請いたします。

以上のように審査した結果、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、陳情第11号「北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について」審査結果をご報告申し上げます。

この拉致問題は、北朝鮮が拉致を認めて2年余りが過ぎましたが、交渉に際して誠意ある姿勢が見られず、全面解決には至っておりません。この間に、本県出身の大政由美さんと二宮喜一さんが拉致疑惑であることが明らかにされ、本県でも拉致問題の早期解決を求める声が高まっております。政府に対して、拉致問題の完全解決を求め、経済的制裁の発動も視野に入れた外交努力に全力を傾注されるよう、この陳情を採択することに決定をいたしました。

以上で当委員会に付託されましたすべての議案、陳情について、審査結果の報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、梅川厚生常任委員長の報告を求めます。

○梅川光俊厚生常任委員長 平成16年第3回定例会におきまして、当委員会に付託となりました全案件につきまして、関係部長、課長及び担当者の出席のもと、12月13日から14日の2日間にわたりまして審査をいたしましたので、審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず最初に、議案第99号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、まず市民生活課関係から報告をいたします。

2款の総務費中、戸籍住民基本台帳費につきましては、主に人件費の削減補正であります。

3款の民生費中、社会福祉総務費の繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金であります。老人福祉費の繰出金は、老人保健特別会計への繰出補正であります。

4款の衛生費中、保健衛生総務費につきましては、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金であります。環境衛生費につきましては、職員適正配置による減額と宇和町分の浄化槽設置補助金の増額であります。葬祭費につきましては、霊柩車使用補助金を計上、じん芥処理費につきましては、職員適正配置による計上及び明浜分の可燃ごみ処理委託料の計上であります。し尿処理費につきましては、東部衛生センター分の人件費の補正であります。

意見といたしまして、古紙のリサイクル、ごみの減量化に取り組んでほしいというご意見がありましたので、報告をいたしておきます。

次に、議案第101号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について報告をいたします。

1款の総務費中、一般管理費につきましては、職員の適正配置による人件費の減額補正であります。療養諸費、高額療養費につきましては、医療費にかかわる補正計上であります。出産育児諸費につきましては、出産一時金の補正計上であります。保険事業費につきましては、高額療養費貸付金の計上、人間ドック補助金の減額補正であります。基金積立金につきましては、歳出の減額補正であります。

施設勘定会計につきましては、依津、狩江、高山、田之浜診療所それぞれ、過年度分の補正計上、諸支出金の減額補正、一般会計繰入金をもって一般管理費に充当補正したものであります。坂石、惣川診療所につきましては、僻地医療補助金の廃止による減額補正、医療費の減額、外来収入計上での補正であります。土居診療所、遊子川診療所につきましては、そのうちで遊子川診療所につきましては僻地医療補助金の廃止による減額が出てきております。それを減額が出てきておりますので、一般会計繰入金をもって一般管理費に充当補正したものであります。

意見といたしまして、国保料の滞納者がふえているが、資格証明ではなく、期限付きの保険証で対応しておるということでございます。また、保険料滞納者に関しましては、延滞金14.6%となっておりますということでございます。

人間ドック補助金も減額補正であり、意見といたしまして、種々な理由があると思いますが、適正な対策に力を入れてほしいという意見がございました。

診療所につきましては、医薬品購入の公正公平な決定をし、財務規則に沿って適正に行ってほしい。また、交通弱者に対する医療体制の考慮をお願いしたいということが強い意見の中でございました。

次に、議案第102号「平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)」についてをご報告いたします。

一般会計繰入金をもって適正配置による一般管理費に充当補正したものであります。

次に、議案第108号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」について報告いたします。宇和病院につきましては、屋上の防水工事、これは3分の1強ということでございます。野村病院につきましては、電気メス一式、眼科の自動仕分け等の購入費であります。

次に、議案第99号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、保健福祉課所管について報告をいたします。

3款の民生費中、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会への補助金の計上であります。

社会福祉施設費につきましては、三楽園の賃金、需用費等の計上及び三瓶町の繰越明許分の減額補正であります。

老人福祉費の委託料は、デイサービス分の補正であります。負担金補助金交付につきましては、針灸マッサージ補助金であり、繰出金は介護保険及び介護保険サービスそれぞれの特別会計への補正であります。

障害者福祉費につきましては、扶助費の計上であり、身心障害者医療扶助費が前年度より19%となっているための計上であります。

児童福祉総務費につきましては、乳幼児医療給付費、これは扶助費でありますけれども、計上であります。

児童措置費につきましては、私立の保育所の委託料の計上であり、保育料と一般財源からの委託料の計上であります。

4款の衛生費中、予防費につきましては、予防接種委託料の減額補正、これにつきましては個人負担分を直接病院へ個人が支払うための減額補正であります。

健康保養地構想につきましては、分離発注のために16年度の事業量が40%、17年度は60%という事業の組み替えの実施のための減額補正であります。

次に、議案第100号「平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」につきまして報告をいたします。

この件につきましては、事業費を減額をして事務費に振り替える補正であります。

次に、議案第103号「平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして報告をいたします。この議案につきましては、その他、また一般会計繰入金をもって一般管理費、介護認定審査会費に充当補正したものであります。



明浜特別養護老人ホーム勘定会計補正予算につきましては、雑入の計上、予備費の減額をもって一般管理費に充当したものであります。

明浜居宅介護支援勘定会計補正予算につきましては、サービス収入をもって一般管理費及び事業費に充当補正したものであります。

明浜デイサービス勘定会計補正予算につきましては、予備費を減額し、一般管理費及び事業費に充当補正したものであります。

城川居宅介護支援勘定補正予算につきましては、サービス収入及び一般会計繰入金をもって一般管理費及び事業費に充当する補正であります。

以上、当委員会に付託されました全議案につきまして慎重に審査をいたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、報告をいたします。

これで終わります。

○議長 次に、松島産業建設常任委員長の報告を求めます。

○松島義幸産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会では、去る12月13日、関係部課長の出席を得て、今定例会におきまして付託を受けました議案12件及び陳情3件につきまして、詳細な説明を聞き、慎重に審議を行いました。その審議の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

まず、議案第86号「西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について」、委員よりセンターの利用販売に係る料金設定の根拠についてただしたところ、既存の堆肥センターを参考に設定している。ただし、指定管理者に委託することとなった場合、設定料金が増える可能性があるとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第87号「西予市乙亥の里条例制定について」、委員より市内に同様の浴場施設が存在することに関し、その運営のあり方についてただしたところ、第三セクターの運営については常に意見交換を行い、効率的な利用がなされるよう検討を重ねてまいりたいとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第88号「西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について」

は、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第90号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」、保証人の数をふやすことは難し過ぎるのではないかと意見がありましたが、検討の結果、賛成多数で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第91号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第92号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第98号「西予市宮土地改良事業の施行について」の3議案については、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第99号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし、質疑に入りました。

まず、歳入について、県支出金のかけ崩れ防災対策事業費県補助金が減額された理由についてただしたところ、台風によるかけ災害が集中した東予地域に多くの予算配分がなされたためであるとの回答がありました。

さらに、委員より、これにより危険箇所が中止になってしまわないかと意見に対し、県への要望は旧町ごとに優先順位をつけて行っている。重要かつ緊急箇所から工事に着手しており、問題はないと考えているとの回答がありました。

また、歳出における林道事業費の原材料費について、生コンの原材料支給量が、合併以後、町によっては極端に少なくなっていることから、今後の見通しについてただしたところ、旧町間での取り扱いを一本化する必要がある。17年度については現在取りまとめをしている段階であるが、全体の予算枠を見ながら検討したいとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第104号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第105号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第106号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」並びに議案第107号「平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」の4議案については、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、陳情3件の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、陳情第8号「台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について」、今年は台風のたび重なる襲来により、風倒木被害が多発し、森林所有者は大きな打撃をこうむっております。被害木の処理作業が長引けば、経営意欲の減退にも結びつきかねません。委員会としては、この状況にかんがみ、採択することに決しました。

なお、理事者より、林業振興対策事業補助金として今年、今定例会に補正予算を提出いただいております。感謝申し上げますとともに、引き続き支援の手を差し伸べていただきますようお願い申し上げます。

次に、陳情第9号「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について」及び陳情第10号「WTO・FTA交渉に関する陳情について」の2件については、慎重に審議を行った結果、陳情の趣旨は理解できるという意見があり、趣旨採択といたしました。

以上で当委員会に付託となりました全案件に対する審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第84号から議案第92号までの9件を一括して採決いたします。

議案第84号から議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第84号から議案第92号までの9件は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、議案第93号は委員長報告のとおり決定いたしました。  
次に、議案第98号を採決いたします。  
議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、議案第98号は委員長報告のとおり決定いたしました。  
次に、議案第99号を採決いたします。  
議案第99号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、議案第99号は委員長報告のとおり決定いたしました。  
次に、議案第100号から議案第108号までの9件を一括して採決いたします。  
議案第100号から議案第108号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、議案第100号から議案第108号までの9件は委員長報告のとおり決定いたしました。  
次に、陳情について採決いたします。  
まず、陳情第8号及び陳情第11号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。
- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、陳情第8号及び陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、陳情第9号及び陳情第10号については、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方はご起立願います。
- (賛成者起立)  
○議長 ご着席ください。  
起立多数です。よって、陳情第9号及び陳情第10号については委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。(休憩 午後2時23分)
- 議長 再開いたします。(再開 午後2時26分)  
お諮りいたします。  
ただいま市長から提出されました議案第127号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」から議案第139号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」までの13件及び議員から提出された意見書案第7号「北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書(案)の提出について」及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○議長 ご異議なしと認めます。よって、15件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
- (追加)  
○議長 議案第127号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」から議案第131号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」までの5件を一括議題といたします。  
理事者の説明を求めます。
- 森総務企画部長 議案第127号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第128号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第129号「愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第130号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、議案第131号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。  
大洲市、長浜町、肱川町及び河辺村が合併し、平成17年1月11日から大洲市となります。これに伴いまして、愛媛県市町村職員退職手当組合等の関係一部事務組合の構成地方公共団体の数の減少、組合規約の変更及び財産処分について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項または地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。
- 以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 理事者の説明は終わりました。  
これより一括質疑を行います。
- 森総務企画部長 済みません。ただいま提案理由の説明を行いました、議案第127号と128号の順番が逆になっておりましたので、訂正しておわびを申し上げます。
- 議長 質問はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)  
○議長 以上で質疑を終結といたします。  
お諮りいたします。  
議案第127号から議案第131号までの5件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
討論はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)  
○議長 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。  
議案第127号から議案第131号までの5件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第127号から議案第131号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

議案第132号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について」から議案第139号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」までの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第132号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について」、議案第133号「愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、議案第134号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について」、議案第135号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、議案第136号「愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について」、議案第137号「愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、議案第138号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、議案第139号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村が合併し、平成17年1月15日からは今治市となります。また、これらの合併によりまして、それぞれの市町村で構成いたしております越智郡老人ホーム等の一部事務組合が解散いたします。これに伴いまして、愛媛県市町村職員退職手当組合等の関係一部事務組合の構成地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更及び財産処分について、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、8議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

済みません。今の説明の中で、今治市を「いまはる」と表現しましたが、「いまばり」市に訂正させていただきたいと思っております。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより一括質疑を行います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時38分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時40分)

○森総務企画部長 失礼します。議案第139号の提案理由の説明の中で、今治市となるのを、先ほど平成17年1月15日からと説明いたしましたが、平成17年1月16日から今治市となりますので、日なちの訂正をさせていただきます。

○議長 質問はございませんか。

○2番松山清君 参考のためにお伺いをします。議案の財産処分についての財産は、具体的に言うたらどういうものがあるのか、参考までに聞かせていただきたいのと、これ町村議会議員公務災害補償組合ということですので、ここところがちょっと私の記憶で不確定な部分があるので、ここの提案された理由の趣旨をお伺い、もう一回させていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時43分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時44分)

○森総務企画部長 ただいまの松山議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点の合併に伴う財産処分についての財産とはどういうものかということですが、組合等が積み立てております基金とかそういうものであります。

そして、提案した趣旨についてでございますが、関係一部事務組合とか、合併によりまして構成の地方公共団体の数が減少したり、その財産の処分をしなければならないときには、地方自治法の286条の第1項で、関係地方公共団体の協議によりこれを議決することになっておりますことと、289条で財産を処分するときには、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるということになっておりますので、提案をさせていただきました。

以上です。

○2番松山清君 追加してお伺いいたしますが、今のご説明で基金とありましたが、この基金について、議案によりまして一切の財産についてはと、こうあるわけですが、そこにおいて脱退されるところが、その基金なんかもその持ち分をもって脱退されるというふうになるべきではないかというふうに疑問に思うわけですが、これはそういうふうなふうに帰属させるわけですから、そういう部分についての問題点はないのでしょうか。

○三好市長 基本的に地方公共団体の合併に伴う新しい地方自治体ができるわけでありまして、それは継続になるわけです。その中で、だから1回地方公共団体の数が減少することを決めることを承認することについての議決と、それで当然継続されますから、そこに入る議決と、基本的にそれを一体化して、財産処分についても財産が継続するわけですから、旧自治体から新しい自治体、だから持ち分はもう持ち分にならずとそのまま継続することによって、本回みたいな場合はなるわけでありまして。

以上でございます。

また、もう一つだけ、万が一一部事務組合等々がありまして、それが1つは脱退してもなくなったら、当然その持ち分の帰属に対する議決等々の審議、協議はなされるということになります。

以上です。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第132号から議案第139号までの8件については、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第132号から議案第139号までの8件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第132号から議案第139号までの8件は原案のとおり決定いたしました。

意見書案第7号「北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○13番浅野泰義君 それでは、失礼いたします。

平成16年第3回定例会(3日目) H16.12.22

ただいま提案されました議員提出議案第7号「北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書(案)」の提出について」提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

提出者、西予市議会議員浅野泰義。

賛成者、梅川光俊議員、賛成者、松島義幸議員でございます。

北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書。

平成14年9月、北朝鮮は我が国の主権を侵害した国家犯罪である日本人拉致事件に対して、その事実を認め、謝罪したにもかかわらず、帰国できた家族は一部であり、拉致問題の解決にはほど遠い状況が続いており、大多数の拉致被害者については真相は明らかにされていない。

さらに、本県出身者も含まれている。

拉致の可能性が否定できない、いわゆる特定失踪者についても、安否に関する情報はもとより、真相究明につながる情報の提供など、北朝鮮は解決に向けた誠意を一切示していない。

よって、国におかれてはこのことの完全解決を目指して、北朝鮮に対して対話と圧力の確固たる姿勢をもって臨み、次の事項について全力で取り組むよう強く要望する。

1、日本政府と拉致被害者らが納得できる再調査結果を北朝鮮が提出するまでは国交正常化交渉の再開には慎重を期すること。

2、北朝鮮が拉致を認め、謝罪してから2年が過ぎても、再調査結果を出さない現状にかんがみ、今後の交渉に当たっては、経済制裁措置の発動も視野に入れた強い姿勢で示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日、愛媛県西予市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長となっております。

以上、よろしくご賛同のほどお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、意見書案第7号は原案のとおり決定いたしました。

「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任をお願いいたしますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

○三好市長 それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成16年最終の定例会は、12月9日から本日22日までの会期をとっていただきました。その間に提案いたしました議案の審議をいただき、本日すべての議案につきまして議決をいただきました。まことにありがとうございます。

また、一般質問におきましては、懸案の諸問題につきまして、それぞれの立場から質問をいただきました。答弁いたしました事案につきましては、私どもも責任を持って各部門に指示をいたしまして、今後進めていく所存でありますので、皆様方もご理解、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

いよいよ本年も残すところ10日となりました。5町の閉町から西予市の合併に始まり、まさに激動の年でありましたけれども、歴史の中で重きをなす年であったと、このように思います。議員各位、また市民の皆様にとりまして記憶に残る年になったと、このように思います。

終わりに、来る平成17年が皆様にとって幸多い年になることを心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成16年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時55分

平成16年第3回西予市議会定例会議決結果表

| 議案番号    | 件 名                                         | 議決年月日    | 議決結果 |
|---------|---------------------------------------------|----------|------|
| 議案第 84号 | 西予市個人情報保護条例制定について                           | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 85号 | 西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例制定について         | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 86号 | 西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例制定について             | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 87号 | 西予市乙亥の里条例制定について                             | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 88号 | 西予市宇和町地域簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について    | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 89号 | 西予市通学費補助条例の一部を改正する条例制定について                  | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 90号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について             | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 91号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について            | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 92号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について   | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 93号 | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について                        | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 94号 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第 95号 | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について           | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第 96号 | 南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について           | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第 97号 | 南予地方水道水質検査協議会規約の変更について                      | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第 98号 | 西予市営土地改良事業の施行について                           | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第 99号 | 平成16年度西予市一般会計補正予算（第3号）                      | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第100号 | 平成16年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）                   | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第101号 | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第102号 | 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）                  | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第103号 | 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）                  | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第104号 | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）                | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第105号 | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）              | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第106号 | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）               | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第107号 | 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）                   | 16.12.22 | 原案可決 |



|         |                                                |          |      |
|---------|------------------------------------------------|----------|------|
| 議案第108号 | 平成16年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）                       | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第109号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について             | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第110号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について            | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第111号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について             | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第112号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合同約の変更について                        | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第113号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について        | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第114号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について       | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第115号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増加について        | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第116号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合同約の変更について                   | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第117号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少について             | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第118号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について            | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第119号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について             | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第120号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合同約の変更について                        | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第121号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について         | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第122号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について        | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第123号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について         | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第124号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について                    | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第125号 | 平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第12工区管路整備工事請負契約について | 16.12.9  | 原案可決 |
| 議案第126号 | 平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第13工区管路整備工事請負契約について | 16.12.9  | 原案可決 |
| 報告第1号   | 西予市土地開発公社の経営状況について                             | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第2号   | 財団法人宇和町住宅協会の経営状況について                           | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第3号   | 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について                     | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第4号   | 株式会社野村町地域振興センターの経営状況について                       | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第5号   | 財団法人宇和町文化会館の経営状況について                           | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第6号   | 株式会社エフシーの経営状況について                              | 16.12.9  | 報告   |
| 報告第7号   | 株式会社城川自然ロッジの経営状況について                           | 16.12.9  | 報告   |

|         |                                                                  |          |      |
|---------|------------------------------------------------------------------|----------|------|
| 報告第 8号  | 株式会社城川開発公社の経営状況について                                              | 16.12.9  | 報 告  |
| 報告第 9号  | 有限会社オービーシステムの経営状況について                                            | 16.12.9  | 報 告  |
| 報告第 10号 | 株式会社どんぶり館の経営状況について                                               | 16.12.9  | 報 告  |
| 報告第 11号 | あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について                                      | 16.12.9  | 報 告  |
| 報告第 12号 | 株式会社グリーンヒルの経営状況について                                              | 16.12.9  | 報 告  |
| 議案第127号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について                      | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第128号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について                          | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第129号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について                      | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第130号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第131号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                          | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第132号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                     | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第133号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                              | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第134号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第135号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                         | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第136号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について                     | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第137号 | 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                              | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第138号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について | 16.12.22 | 原案可決 |
| 議案第139号 | 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について                          | 16.12.22 | 原案可決 |
| 請願第 1号  | 西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書（委員長報告）                                 | 16.12.9  | 継続審査 |
| 議会報告第1号 | 常任委員会の研修報告について（委員長報告）                                            | 16.12.9  | 報 告  |
| 陳情第 8号  | 台風16号及び18号による被害木処理の助成を求める陳情について                                  | 16.12.22 | 採 択  |
| 陳情第 9号  | 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する陳情について                                     | 16.12.22 | 趣旨採択 |
| 陳情第 10号 | WTO・FTA交渉に関する陳情について                                              | 16.12.22 | 趣旨採択 |

|         |                                     |          |      |
|---------|-------------------------------------|----------|------|
| 陳情第 11号 | 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書の提出について    | 16.12.22 | 採 択  |
| 意見書案第7号 | 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書（案）の提出について | 16.12.22 | 原案可決 |
|         | 議員派遣の件について                          | 16.12.22 | 承 認  |